

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性の割合は、平成23年12月現在、衆議院10.9%、参議院18.6%。
- 国家公務員の管理職に占める女性の割合は増加傾向にあるが、平成21年度で2.4%となお低水準。なお、採用者に占める女性の割合は着実に増加し、1種試験等事務系区分は平成23年度では26.2%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は昭和50年の調査開始以来初めて減少し、平成23年では33.2%。女性の専門委員等の割合は18.4%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員の割合は政令指定都市の市議会で1.0ポイント減少し、特別区議会で1.3ポイント増加した。最も高い特別区議会では25.9%。その他の地方議会でも微増。福井県議会選挙での女性議員当選により、平成23年12月現在、女性議員がいない都道府県議会は解消された一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- 地方公務員管理職に占める女性の割合はおおむね増加傾向にあるがなお低く、平成23年では都道府県6.4%、政令指定都市9.8%、市区10.5%、町村9.8%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は着実に増加し、平成23年では都道府県34.6%、政令指定都市32.5%、市区27.3%、町村23.2%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- 司法分野における女性割合は着実に増加。平成23年では裁判官17.0%、検察官14.1%、弁護士16.9%。
- 新聞、民間放送、日本放送協会の女性従業員割合は、それぞれ14.9%、21.1%、14.2%と徐々に進展。
- 2011年の日本のジェンダー・ギャップ指数(GGI)は135か国中98位(2011年のジェンダー不平等指数(GII)は146か国中14位)。

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画

(国会議員に占める女性割合)

国会議員に占める女性割合について、その推移を見ると、衆議院においては、戦後の一時期を除いて、1～2%台で推移していた。その後、平成8年(第41回選挙)に小選挙区比例代表並立制が導入されて以降増加し、23年12月現在、10.9%(52名)となっている。なお、衆議院・下院の女性議員比率を国際比較すると、187か国中122位(平成23年10月現在)となっている。

また、参議院においては、昭和22年(第1回選挙)の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成23年12

月現在では18.6%(45名)となっている。

(候補者、当選者に占める女性割合)

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、昭和61年以来、共に着実に増加していたが、平成15年11月執行の総選挙では減少した。しかし、17年9月執行の総選挙では若干増加し、直近の21年8月執行の総選挙では、候補者に占める女性割合は更に増加して過去最高の16.7%となり、当選者に占める女性割合も過去最高の11.3%となった(第1-1-1図)。

また、参議院議員通常選挙では、候補者に占める女性割合はおおむね着実に増加していたが、直近の平成22年7月執行の通常選挙では22.9%となり、前

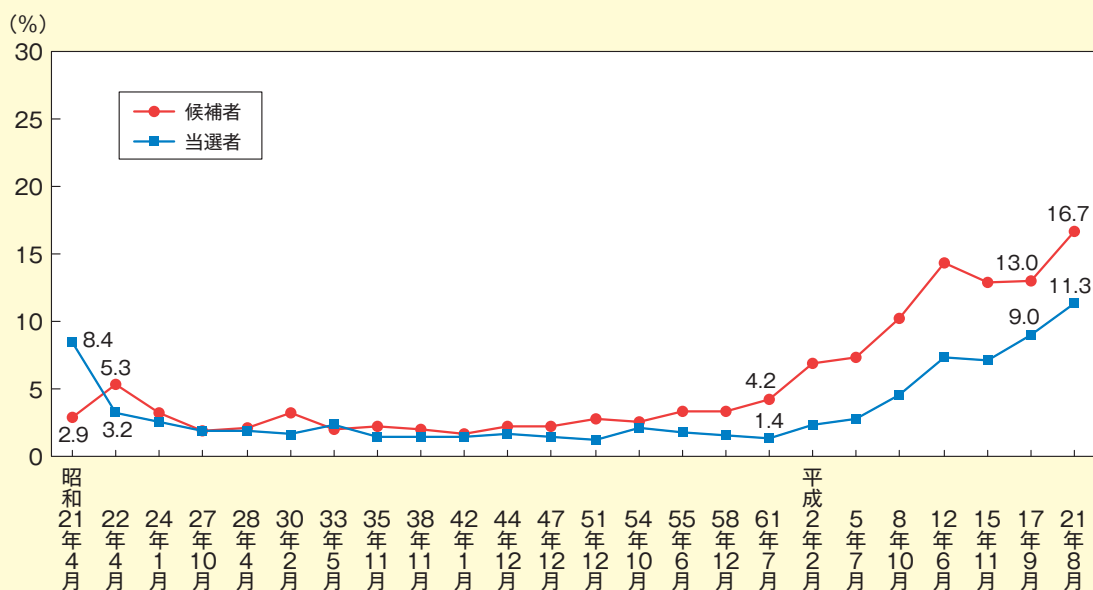
回24.1%から減少した。当選者に占める女性割合は19年7月執行の通常選挙では過去最高の21.5%となったが、22年7月執行の通常選挙では14.0%となり、前回から大きく減少した(第1-1-2図)。

(国家公務員採用者に占める女性割合)

総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」(平成23

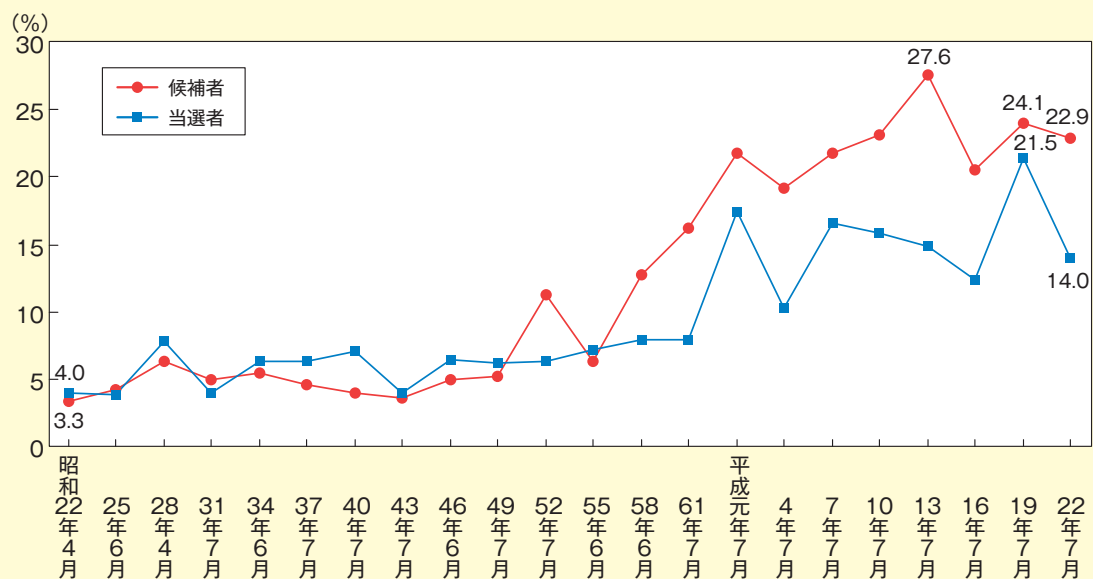
年)によると、国家公務員採用I種試験等(国家公務員採用I種試験, 防衛省職員採用I種試験をいう。)について、平成23年度の採用者に占める女性の割合は24.0%となっている。このうち事務系区分については、女性の割合が26.2%となっている。また、採用試験全体からの採用者に占める女性の割合は、26.6%である(第1-1-3図, 第1-1-4図)。

第1-1-1図 衆議院議員総選挙候補者, 当選者に占める女性割合の推移



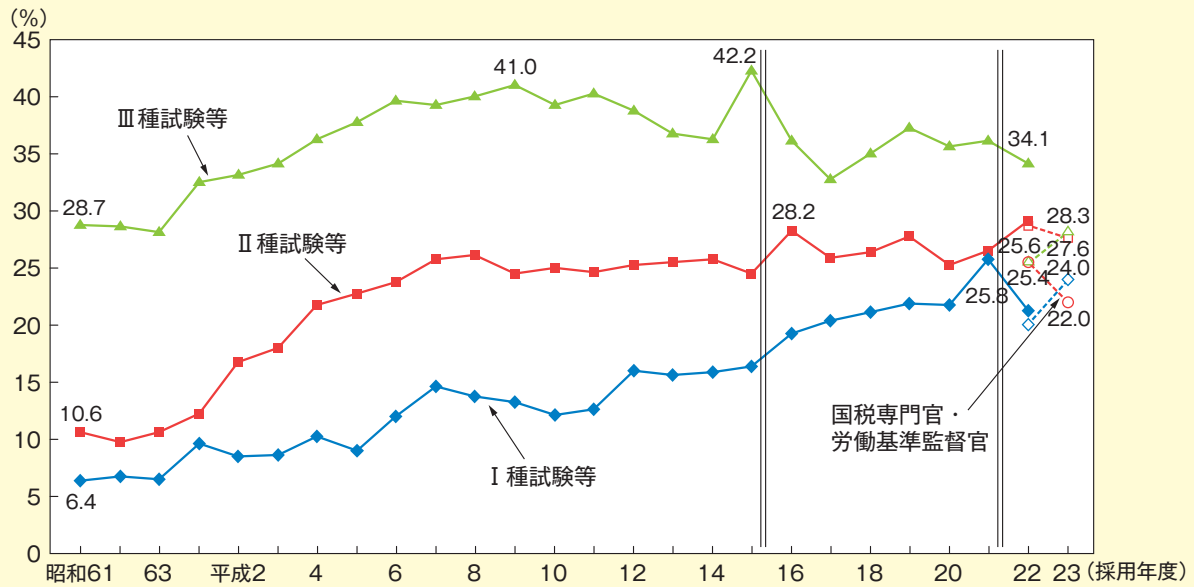
(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

第1-1-2図 参議院議員通常選挙候補者, 当選者に占める女性割合の推移



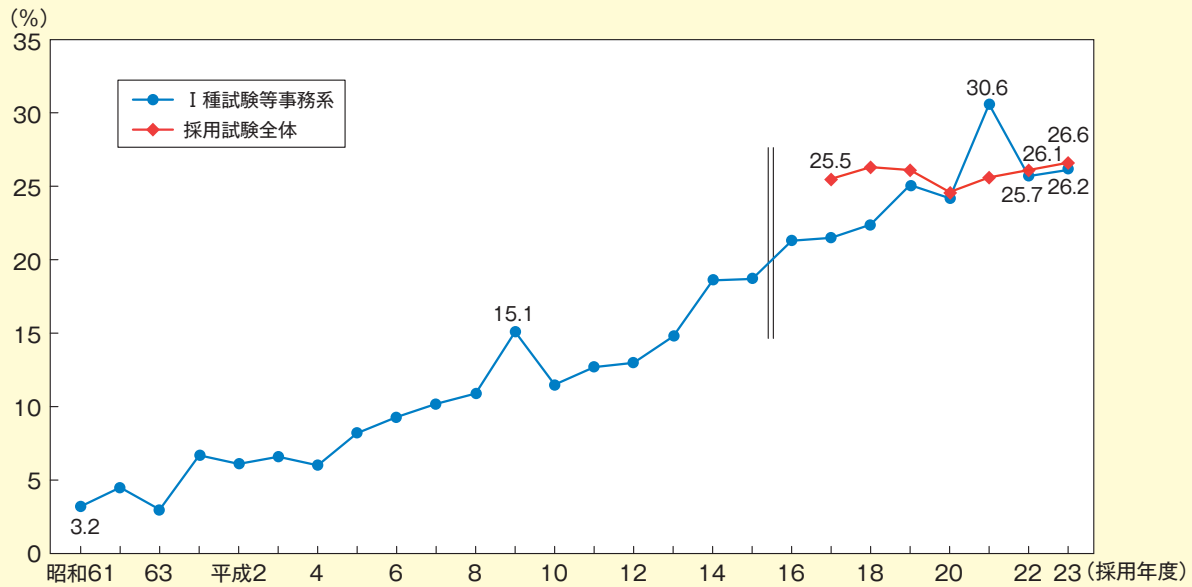
(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

第1-1-3図 国家公務員採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 人事院資料、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前における採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
3. 平成16年度から22年度までの採用の割合は、国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの（独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。）に、防衛省職員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験若しくはその他準ずる試験又は20年度から22年度までの間については国家公務員中途採用者選考試験に合格して採用されたもの（皇宮護衛官、刑務官、入国警備官を除く。）を加えた数の割合。
4. 平成23年度は、第3次男女共同参画基本計画に基づき22年度までとは試験の範囲を変更。具体的には、「Ⅰ種試験等」は、国家公務員採用Ⅰ種試験及び防衛省職員採用Ⅰ種試験、「Ⅱ種試験等」は、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験及び防衛省職員採用Ⅱ種試験、「Ⅲ種試験等」は、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験及び防衛省職員採用Ⅲ種試験、「国税専門官・労働基準監督官」は、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験をそれぞれ指す。
- 平成23年度の採用の割合は、上記のそれぞれの試験に合格して採用されたもの（独立行政法人又は国会に採用されたものを除く。）の割合。なお、比較のため22年度についても、同様の試験の範囲による割合（白抜き）を示した。
5. 平成17年度以降の採用の割合は、当該年度の4月30日現在（Ⅰ種、国税専門官及び労働基準監督官については旧年度合格者等を含む。）。

第1-1-4図 国家公務員採用試験全体及びI種試験等事務系（行政・法律・経済）区分の採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
2. 平成15年度以前（二重線の左側）におけるI種試験等事務系区分の採用の割合は、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもの（独立行政法人に採用されたものを含む。）のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
- 平成16年度（二重線の右側）以降におけるI種試験等事務系区分の採用の割合は、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験に合格して採用されたもののうち、独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
3. 採用試験全体とは、国家公務員採用I種試験、防衛省職員採用I種試験、国家公務員採用II種試験、法務教官採用試験、外務省専門職員採用試験、航空管制官採用試験、防衛省職員採用II種試験、国家公務員採用III種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、航空保安大学校学生採用試験、海上保安大学校学生採用試験、海上保安学校学生採用試験（特別を含む。）、気象大学校学生採用試験、防衛省職員採用III種試験、国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験に合格して採用されたもののうち、独立行政法人又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
4. 採用者は、I種試験等事務系区分については、平成16年度以前は当該年度採用者数（旧年度合格者数等を含む。）の割合であり、17年度以降は当該年度の4月30日現在の割合（旧年度合格者等を含む。）、採用試験全体については、当該年度採用者数の割合（I種、国税専門官及び労働基準監督官については旧年度合格者等を含む。）。

(参考：平成23年度府省別国家公務員採用試験採用者)

	I種等										採用試験全体				
	総数					うち事務系区分（行政・法律・経済）					総数	女性	男性	女性割合	男性割合
	総数	女性	男性	女性割合	男性割合	総数	女性	男性	女性割合	男性割合					
内閣官房	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1	5	16.7	83.3
内閣法制局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0	1	0.0	100.0
内閣府	10	3	7	30.0	70.0	10	3	7	30.0	70.0	40	15	25	37.5	62.5
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	3	7	30.0	70.0
公正取引委員会	4	0	4	0.0	100.0	4	0	4	0.0	100.0	34	5	29	14.7	85.3
国家公安委員会（警察庁）	25	8	17	32.0	68.0	17	5	12	29.4	70.6	130	28	102	21.5	78.5
金融庁	12	2	10	16.7	83.3	10	2	8	20.0	80.0	30	11	19	36.7	63.3
消費者庁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務省	38	7	31	18.4	81.6	31	7	24	22.6	77.4	106	29	77	27.4	72.6
法務省	26	12	14	46.2	53.8	11	2	9	18.2	81.8	1,260	359	901	28.5	71.5
外務省	22	5	17	22.7	77.3	22	5	17	22.7	77.3	94	39	55	41.5	58.5
財務省	37	8	29	21.6	78.4	33	7	26	21.2	78.8	1,319	351	968	26.6	73.4
文部科学省	29	8	21	27.6	72.4	15	5	10	33.3	66.7	57	21	36	36.8	63.2
厚生労働省	36	11	25	30.6	69.4	25	8	17	32.0	68.0	390	115	275	29.5	70.5
農林水産省	56	18	38	32.1	67.9	13	4	9	30.8	69.2	133	39	94	29.3	70.7
経済産業省	75	15	60	20.0	80.0	24	6	18	25.0	75.0	149	47	102	31.5	68.5
国土交通省	83	9	74	10.8	89.2	24	4	20	16.7	83.3	941	146	795	15.5	84.5
環境省	18	7	11	38.9	61.1	6	3	3	50.0	50.0	33	12	21	36.4	63.6
防衛省	31	5	26	16.1	83.9	11	4	7	36.4	63.6	321	117	204	36.4	63.6
人事院	4	2	2	50.0	50.0	4	2	2	50.0	50.0	13	6	7	46.2	53.8
会計検査院	3	2	1	66.7	33.3	3	2	1	66.7	33.3	34	15	19	44.1	55.9
合計	509	122	387	24.0	76.0	263	69	194	26.2	73.8	5,101	1,359	3,742	26.6	73.4

(備考) 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。

(上位の役職ほど低い国家公務員在職者に占める女性割合)

国家公務員在職者に占める女性割合については、第3次男女共同参画基本計画において、平成27年末までに地方機関課長・本省課長補佐相当職以上は10%程度、本省課室長相当職以上は5%程度、指定職相当は3%程度を目標とすることとしている。行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者に占める女性割合について、役職段階別に見ると、それぞれ増加傾向にある。22年度の在職者について、役職段階別に女性割合を見ると、係長級においては、女性が占める割合は17.7%であるが、役職段階が上がるにつれて女性割合は低くなっている(第1-1-5図)。

(依然として低い国家公務員管理職に占める女性割合)

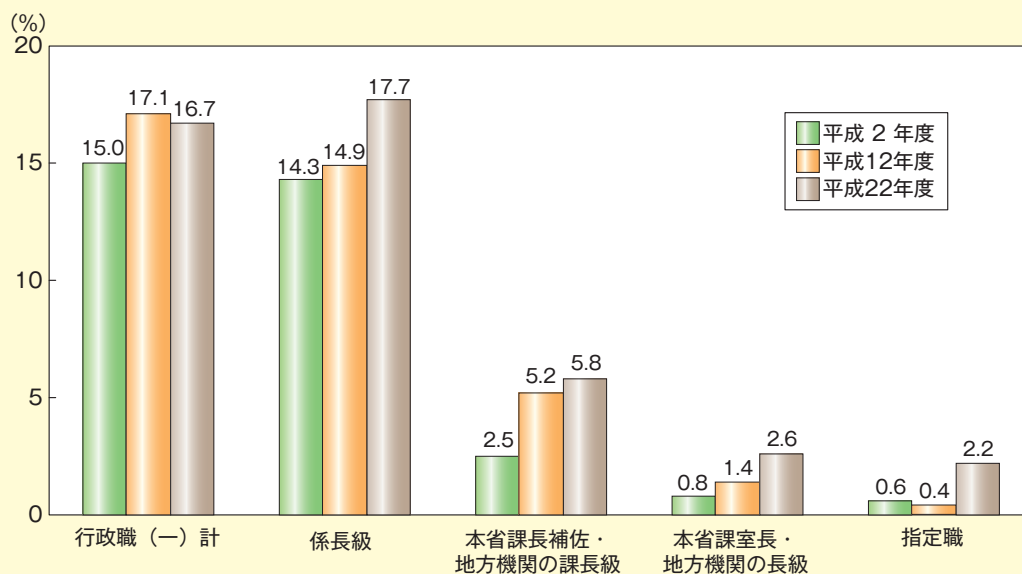
本省課室長相当級である行政職俸給表(一)7級

以上及び指定職において女性が占める割合は、年々増加してはいるものの、平成21年度において2.4%と依然低く、上位の級への女性の登用が課題となっている(第1-1-6図)。

(国の審議会等における女性委員の割合)

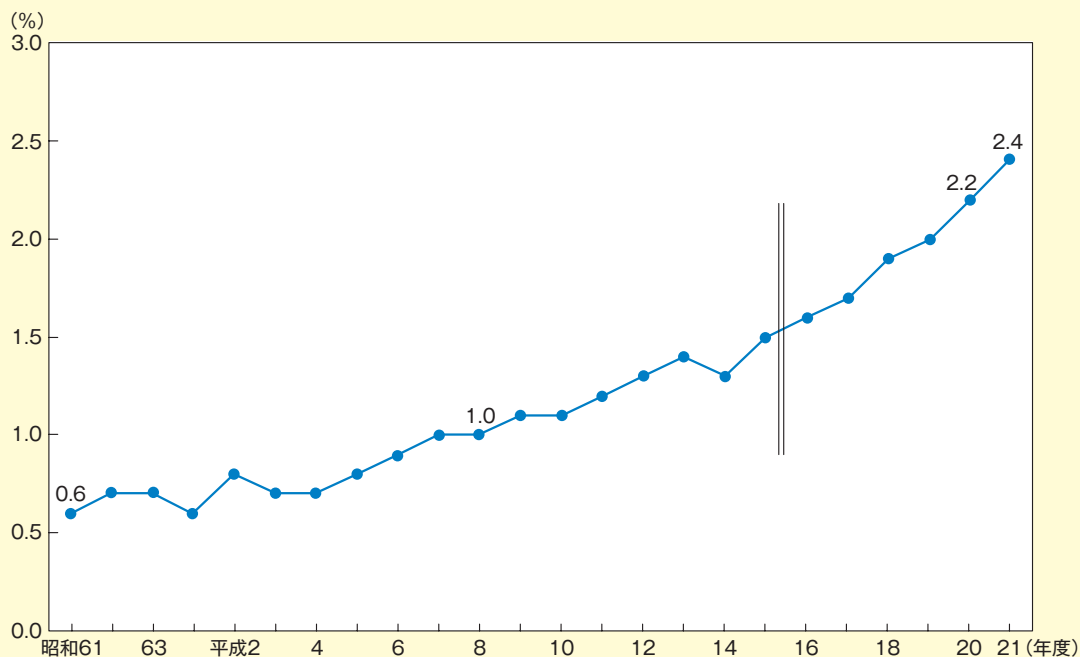
内閣府の「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」によると、国の審議会等における女性委員の割合は、これまで増加傾向にあったが、平成23年9月30日現在、33.2%となり、昭和50年の調査開始以来、初めて減少した。一方、専門委員等(委員とは別に、専門又は特別の事項を調査審議するため必要があるとき、専門委員、特別委員又は臨時委員の名称で置くことができるもの)に占める女性の割合は、18.4%と増加している(第1-1-7図、第2部第2章第3節1(4)参照)。

第1-1-5図 一般職国家公務員の役職段階別の女性割合



- (備考) 1. 人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」より作成。
 2. 平成2年度、12年度は各年度末、22年度は1月15日現在の割合。
 3. 係長級は、行政職俸給表(一)3, 4級(平成2年度及び12年度は旧4~6級)、本省課長補佐・地方機関の課長級は、同5, 6級(同旧7, 8級)、本省課室長・地方機関の長級は、同7~10級(同旧9~11級)の適用者に占める女性の割合。

第1-1-6図 国家公務員管理職に占める女性割合の推移

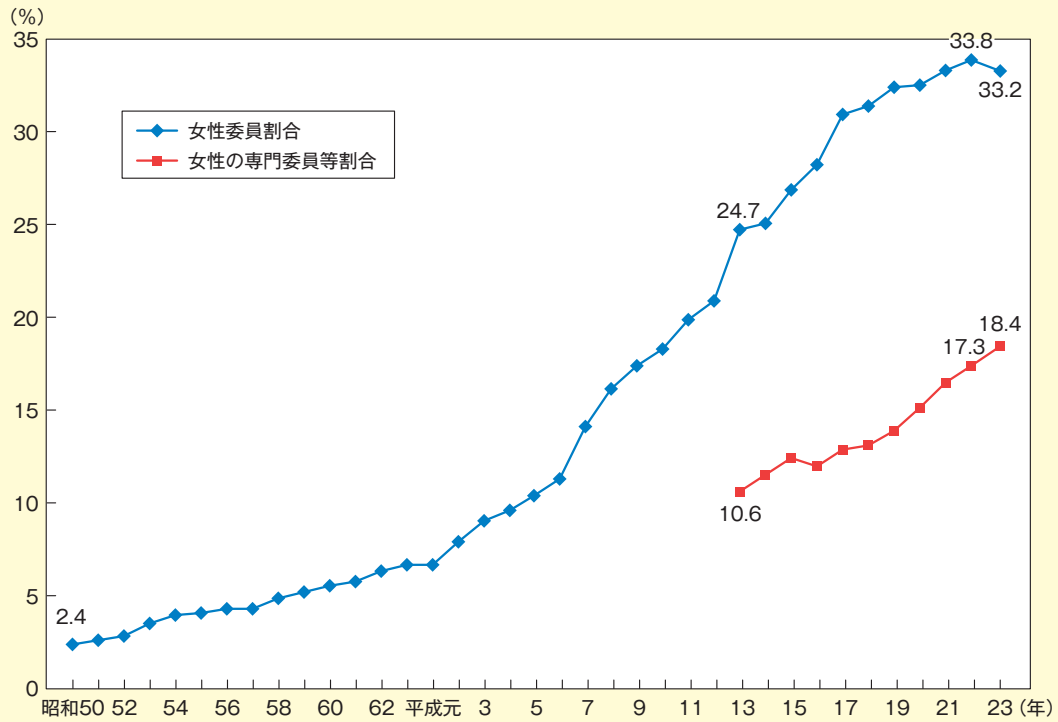


(備考) 1. 平成15年度以前は人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」、16年度以降は総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。
 2. 調査対象は、平成15年度以前は一般職給与法の行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者であり、16年度以降はそれらに防衛省職員(行政職俸給表(一)及び指定職俸給表に定める額の俸給を支給されている者。17年度までは防衛参事官等俸給表適用者を含む。)が加わっている。
 3. 管理職は、本省課室長相当職以上(一般職給与法の行政職俸給表(一)7級相当職以上)をいう。

(参考：平成21年度府省別女性国家公務員登用状況)

	行政職俸給表(一)及び指定職俸給表適用者											
	総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上								
				総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち本省課室長相当職以上					
							総数 (人)	うち女性 (人)	割合 (%)	うち指定職相当		
内閣官房	583	55	9.4	301	12	4.0	110	4	3.6	21	0	0.0
内閣法制局	67	12	17.9	40	3	7.5	28	0	0.0	4	0	0.0
内閣府	2,208	347	15.7	848	53	6.3	292	13	4.5	55	3	5.5
宮内庁	711	88	12.4	136	4	2.9	46	1	2.2	8	0	0.0
公正取引委員会	716	132	18.4	192	14	7.3	70	3	4.3	12	1	8.3
国家公安委員会(警察庁)	4,570	449	9.8	857	10	1.2	241	0	0.0	68	0	0.0
金融庁	1,275	182	14.3	511	20	3.9	136	1	0.7	15	0	0.0
消費者庁	181	45	24.9	73	6	8.2	24	1	4.2	4	0	0.0
総務省	5,173	879	17.0	1,841	48	2.6	580	3	0.5	67	1	1.5
法務省	15,397	3,996	26.0	3,317	225	6.8	424	18	4.2	30	1	3.3
外務省	5,379	1,326	24.7	2,402	217	9.0	747	34	4.6	62	0	0.0
財務省	16,074	2,940	18.3	4,863	178	3.7	908	9	1.0	86	0	0.0
文部科学省	2,035	378	18.6	857	71	8.3	368	19	5.2	35	2	5.7
厚生労働省	28,351	6,454	22.8	6,846	650	9.5	817	58	7.1	103	7	6.8
農林水産省	18,619	2,312	12.4	5,214	179	3.4	760	9	1.2	60	1	1.7
経済産業省	6,244	1,271	20.4	2,786	255	9.2	651	11	1.7	71	0	0.0
国土交通省	44,585	4,018	9.0	11,046	171	1.5	2,053	23	1.1	155	2	1.3
環境省	1,164	175	15.0	439	26	5.9	148	7	4.7	16	0	0.0
防衛省	14,538	3,369	23.2	3,187	46	1.4	556	4	0.7	54	0	0.0
人事院	636	160	25.2	336	54	16.1	102	6	5.9	20	1	5.0
会計検査院	1,224	240	19.6	568	17	3.0	189	0	0.0	21	0	0.0
合計	169,730	28,828	17.0	46,660	2,259	4.8	9,250	224	2.4	967	19	2.0

第1-1-7図 国の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」より作成。

(府省別一覧)

府省名	審議会数		委員数				
	総数	女性含む	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
内閣府	14	14	161人	55人	106人	34.2%	65.8%
金融庁	6	5	66	18	48	27.3	72.7
総務省	13	12	152	51	101	33.6	66.4
法務省	6	5	63	19	44	30.2	69.8
外務省	2	2	19	7	12	36.8	63.2
財務省	5	5	108	39	69	36.1	63.9
文部科学省	11	11	245	79	166	32.2	67.8
厚生労働省	14	14	306	101	205	33.0	67.0
農林水産省	8	8	165	61	104	37.0	63.0
経済産業省	9	9	155	48	107	31.0	69.0
国土交通省	12	12	200	65	135	32.5	67.5
環境省	3	3	43	15	28	34.9	65.1
防衛省	5	5	40	14	26	35.0	65.0
合計	108	105	1,723	572	1,151	33.2	66.8

(備考) 平成23年9月30日現在。

第2節

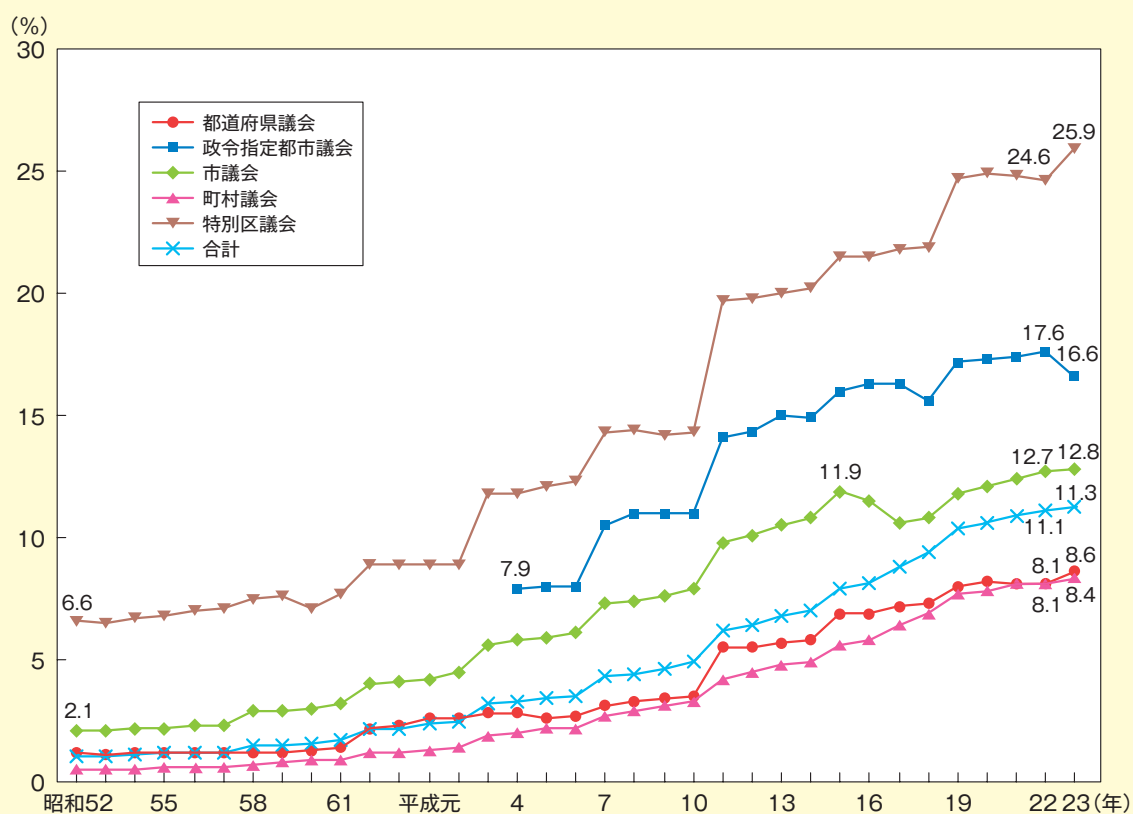
地方公共団体の政策・
方針決定過程への女性の参画

(大都市ほど高い地方議会における女性の割合)

都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合を見ると、平成23年12月現在で、女性議員の割合が最も高い特別区議会では25.9%、政令指定都市の市議会は16.6%、市議会全体は12.8%、都道府県議会は8.6%、町村議会は8.4%と

なっており、都市部で高く郡部で低い傾向にあるが、特別区議会では前年比1.3ポイント増加しているのに対し、政令指定都市の市議会では前年比1.0ポイント減少している(第1-1-8図)。なお、福井県議会選挙において女性議員が当選(23年4月)したため、23年12月現在、女性議員がいない都道府県議会は解消された一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

第1-1-8図 地方議会における女性議員割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成。
2. 各年12月末現在。
3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

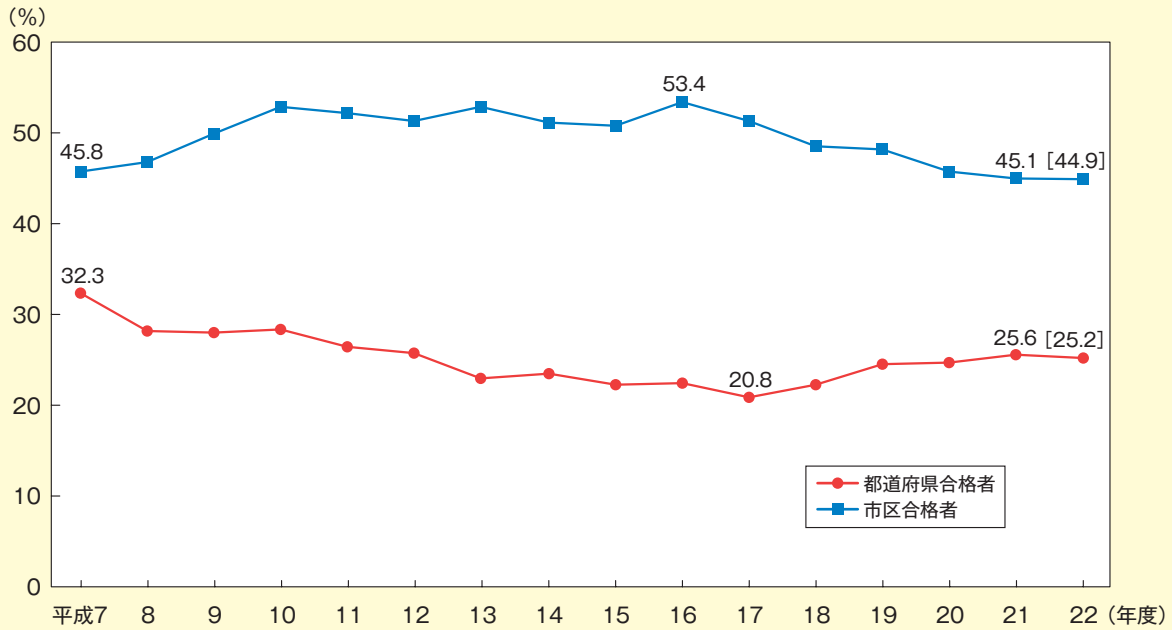
(地方公務員採用試験合格者に占める女性割合)

地方公務員採用試験における合格者に占める女性割合は、平成22年度では、都道府県採用試験で25.2%、市区採用試験で44.9%となっており、都道府県より市区で高くなっている。市区では50%程度をほぼ横ばいで推移していたが、16年度以降減少傾向が見られ、都道府県では7年度以降減少傾向にあったが、18年度から回復している(第1-1-9図)。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

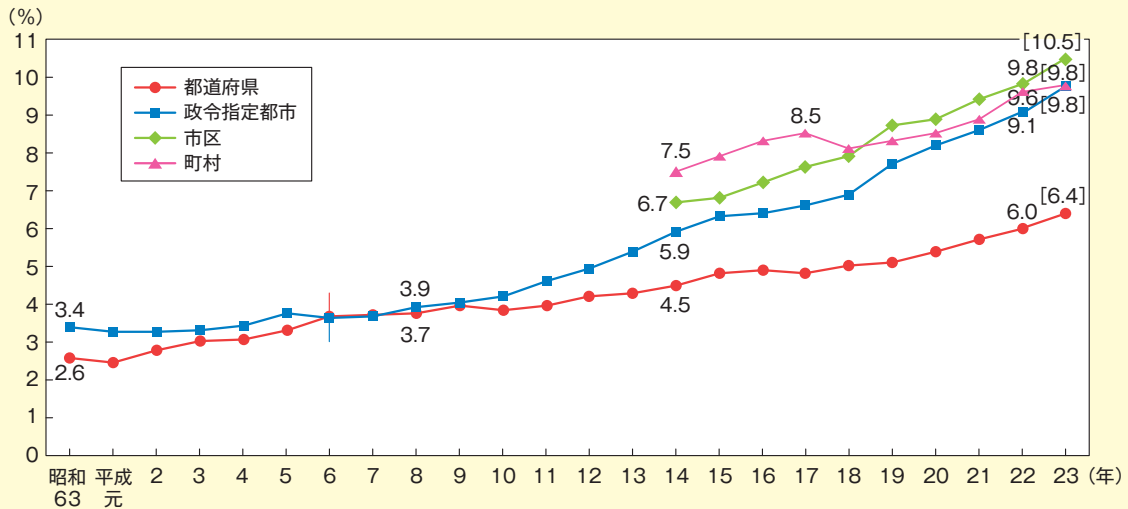
地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成23年度)によると、平成23年では、都道府県で6.4%、政令指定都市で9.8%、市区で10.5%、町村で9.8%となっている(第1-1-10図)。また、女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは、都道府県・政令指

第1-1-9図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
 2. 女性合格者、男性合格者のほか、申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在する。
 3. 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体（岩手県の1市1町）を除いて集計している。

第1-1-10図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料（各年6月1日現在）、6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）」より作成。15年までは各年3月31日現在、16年以降は各年4月1日現在。
 2. 平成23年の数値には、東日本大震災の影響により調査を行うことができなかった次の15市町村が含まれていない。岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）。
 3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
 4. 市区には政令指定都市を含む。
 5. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上の役職及び支庁等の管理職においては、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。

定都市で25自治体となっており、その他の自治体においても職域拡大等の取組を進めている。

（着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合）

審議会等の女性委員の登用について、都道府県、政令指定都市においては目標値を掲げて女性の登用に努めており、女性委員の割合は着実に増加している。平成23年度では、目標の対象である審議会等における女性委員割合は、都道府県で34.6%、政令指定都市で32.5%、市区で27.3%となっており、町村では横ばいの23.2%となっている（第1-1-11図）。

第3節

様々な分野における女性の参画

（着実に増加する司法分野における女性割合）

裁判官、検察官、弁護士に占める女性割合は、着実に増加している。

司法試験合格者に占める女性割合は、年によって増減があるが、平成23年度の新司法試験については23.2%である（旧司法試験については、22年の第二

次試験筆記試験合格者に対する口述試験に限り実施）（第1-1-12図）。また、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科大学院において女子学生の割合は約3割を占めていることから、今後の司法分野での女性の参画拡大が期待される。

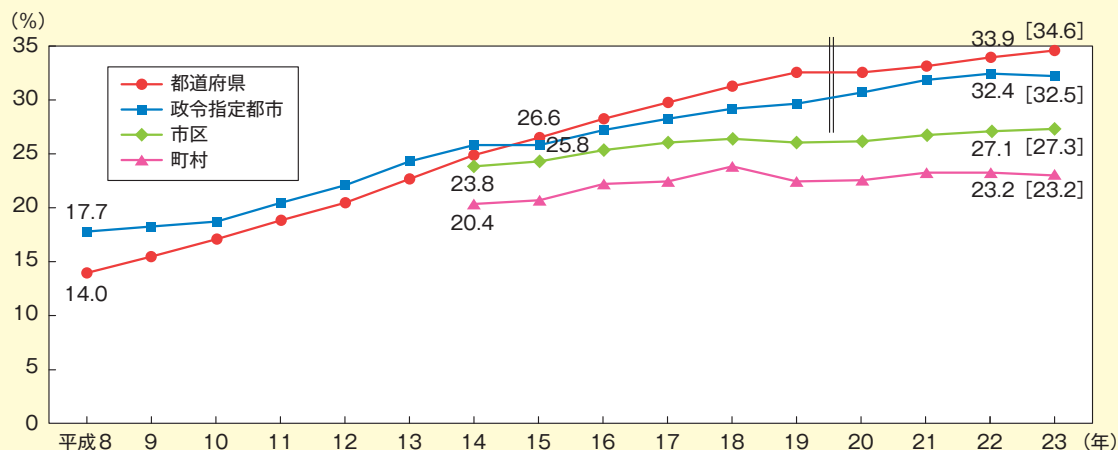
なお、平成24年3月1日現在、女性2名が最高裁判所の裁判官に、1名が高等裁判所長官に任命されている。

（農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画）

農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、地域社会の活性化に大きく貢献している。

しかしながら、農業委員会、農業協同組合、沿海地区出資漁業協同組合等、地域における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その割合は低く、女性役員のない農業委員会は711（41.5%）、農業協同組合は402（54.3%）と多い（第1-1-13表）。

第1-1-11図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



- （備考）
1. 内閣府資料「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成23年度）」より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は4月1日現在。
 2. 平成23年の数値には、東日本大震災の影響により調査を行うことができなかった次の15市町村が含まれていない。岩手県（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県（女川町、南三陸町）、福島県（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）。
 3. 平成19年以前の各都道府県及び各政令指定都市のデータは、それぞれの女性比率を単純平均。
 4. 市区には、政令指定都市を含む。

(メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、メディアが自主的に女性や子どもの人権に配慮した表現を行うように取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞及び放送業界における女性の参画状況について見ると、新聞、日本放送協会の全従業員に占める女性の割合及び、新聞、民間テレビ・ラジオ、日本放送協会の女性記者の割合、管理職割合は、全体として徐々にではあるが増加しており、平成23年における全従業員に占める女性の割合は、それぞれ新聞14.9%、民間テレビ・ラジオ21.1%、日本放送協会14.2%となっている。(第1-1-14図)。

(国際的に見ても低い水準にある我が国の状況)

以上見てきたとおり、政策・方針決定過程において「指導的地位」に占める女性の割合は緩やかに増加しているものの、その水準は依然として低く、政

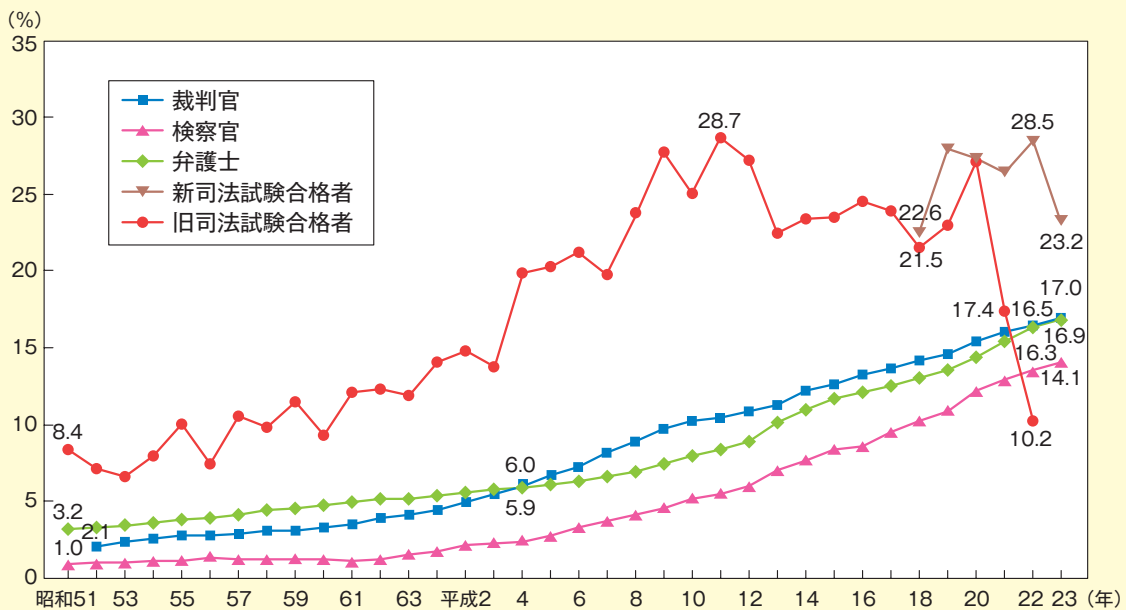
府が定める「2020年30%の目標」を達成していないものがほとんどである(第1-1-15図)。

また、国際的には、2011(平成23)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は、人間開発指数(HDI)が測定可能な187か国中12位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は測定可能な146か国中14位となっている。一方、世界経済フォーラムが2011(平成23)年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、測定可能な135か国中98位となっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位に比して著しく低く、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かる(第1-1-16表)。

その要因としては、我が国は固定的性別役割分担意識や女性の能力に関しての偏見が根強いことや、過去からの経緯等によって、現状では男女の置かれた社会的状況において個人の能力・努力によらない格差があることが考えられる。

第1-1-12図 司法分野における女性割合の推移



(備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 2. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 3. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 4. 司法試験合格者は各年度のデータ。

第1-1-13表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

(単位：人、%)

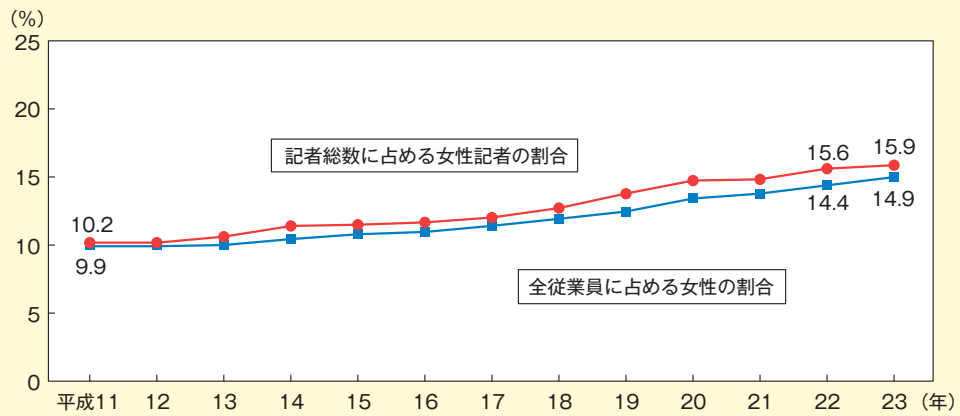
年 度	昭和60	平成2	7	12	17	18	19	20	21	22	23
農業委員数	64,080	62,524	60,917	59,254	45,379	39,997	38,579	37,456	36,906	36,330	36,034
うち女性	40	93	203	1,081	1,869	1,682	1,658	1,741	1,791	1,792	2,070
女性の割合	0.06	0.15	0.33	1.82	4.12	4.21	4.30	4.65	4.85	4.93	5.74
農協個人正組合員数	5,535,903	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,988,029	4,931,853	4,877,364	4,816,570	4,762,961	—	—
うち女性	574,353	667,468	707,117	746,719	804,583	812,508	853,238	872,402	881,294	—	—
女性の割合	10.38	12.05	13.02	14.25	16.13	16.47	17.49	18.11	18.50	—	—
農協役員数	77,490	68,611	50,735	32,003	22,799	22,035	21,331	20,074	19,505	—	—
うち女性	39	70	102	187	438	465	525	605	690	—	—
女性の割合	0.05	0.10	0.20	0.58	1.92	2.11	2.46	3.01	3.54	—	—
漁協個人正組合員数	381,758	354,116	317,553	275,715	232,414	225,363	217,516	205,843	189,590	—	—
うち女性	21,180	20,425	18,337	15,655	15,830	15,854	12,767	12,523	11,070	—	—
女性の割合	5.55	5.77	5.77	5.68	6.81	7.03	5.87	6.08	5.84	—	—
漁協役員数	22,563	22,022	20,449	17,974	13,861	12,965	12,029	11,215	10,706	—	—
うち女性	13	22	29	43	45	46	45	32	33	—	—
女性の割合	0.06	0.10	0.14	0.24	0.32	0.35	0.37	0.29	0.31	—	—

年 度	平成19	20	21	22	23
農業委員会数	—	1,793	1,776	1,732	1,713
女性役員のない 委員会数 (割合)	—	890 (49.6)	866 (48.8)	826 (47.7)	711 (41.5)
農業協同組合数	818	770	741	—	—
女性役員のない 組合数 (割合)	535 (65.4)	457 (59.4)	402 (54.3)	— (—)	— (—)

- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。
 2. 農業委員とは、市町村における独立の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進に係る業務を行っている。
 3. 農業委員については、各年10月1日現在。ただし、昭和60年は8月1日現在。
 4. 農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在。
 5. 漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在。
 6. 漁協は、沿海地区出資漁業協同組合の数値である。
 7. 平成22年度及び23年度の欄中「—」は数値未確定。農業委員会数は20年度からの調査であるため、19年度は「—」とした。

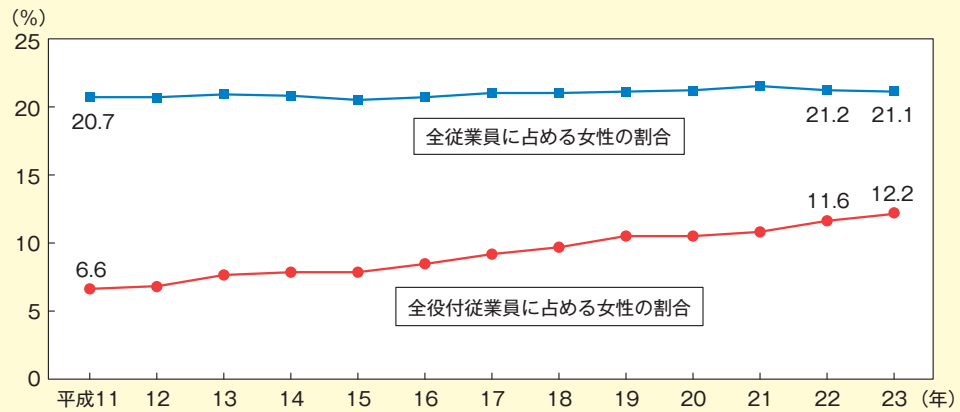
第1-1-14図 各種メディアにおける女性の割合

新聞



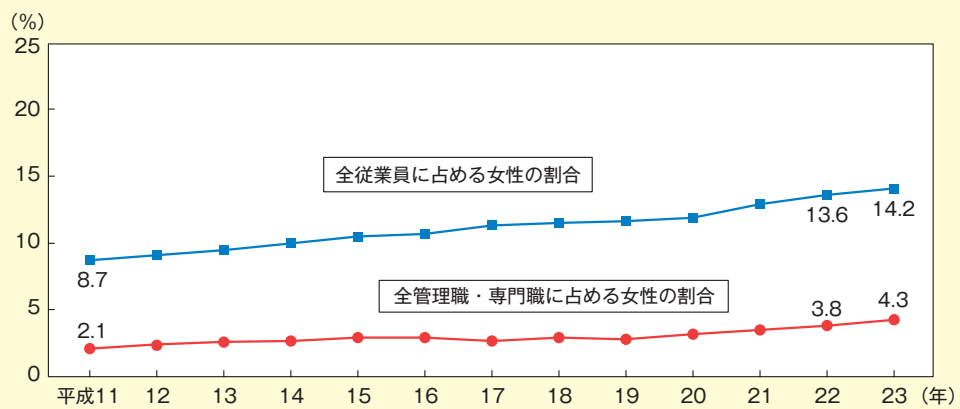
(備考) 一般社団法人日本新聞協会資料より作成。

民間放送



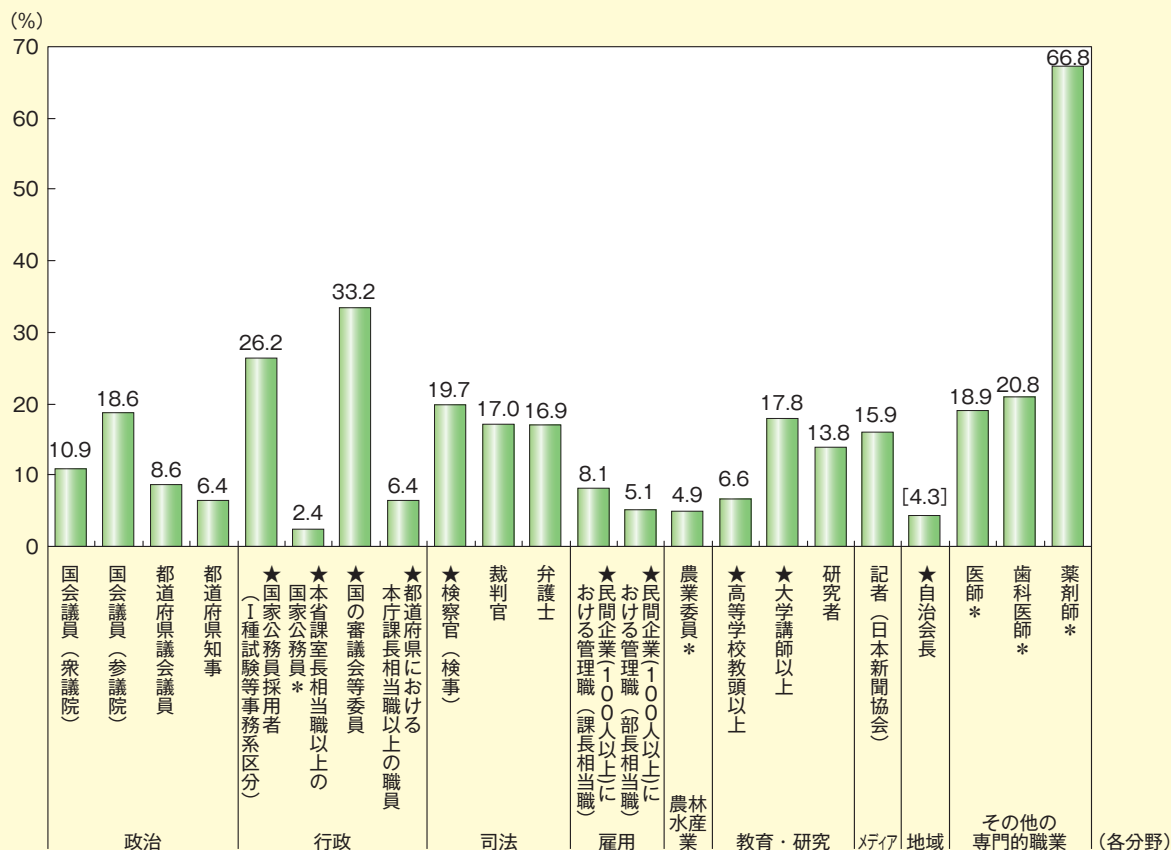
(備考) 1. 一般社団法人日本民間放送連盟資料より作成。
2. 役付従業員とは、課長（課長待遇、同等及び資格職を含む。）以上の職にある者をいう。

日本放送協会



(備考) 1. 日本放送協会資料より作成。
2. 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位（チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等）をいう。

第1-1-15図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成24年1月)より一部情報を更新。原則として平成23年のデータ。ただし,*は平成22年のデータ。
 なお,★印は、第3次男女共同参画基本計画において当該項目又はまとめた項目が成果目標として掲げられているもの。
 2. 「自治会長」については、東日本大震災の影響により調査を行うことができなかった次の15市町村が含まれていない。岩手県(花巻市,陸前高田市,釜石市,大槌町),宮城県(女川町,南三陸町),福島県(南相馬市,下郷町,広野町,楮葉町,富岡町,大熊町,双葉町,浪江町,飯館村)。

第1-1-16表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

(1) HDI
(人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.943
2	オーストラリア	0.929
3	オランダ	0.910
4	米国	0.910
5	ニュージーランド	0.908
6	カナダ	0.908
7	アイルランド	0.908
8	リヒテンシュタイン	0.905
9	ドイツ	0.905
10	スウェーデン	0.904
11	スイス	0.903
12	日本	0.901
13	香港	0.898
14	アイスランド	0.898
15	韓国	0.897
16	デンマーク	0.895
17	イスラエル	0.888
18	ベルギー	0.886
19	オーストリア	0.885
20	フランス	0.884
21	スロベニア	0.884
22	フィンランド	0.882
23	スペイン	0.878
24	イタリア	0.874
25	ルクセンブルグ	0.867
26	シンガポール	0.866
27	チェコ共和国	0.865
28	英国	0.863
29	ギリシャ	0.861
30	アラブ首長国連邦	0.846
31	キプロス共和国	0.840
32	アンドラ	0.838
33	ブルネイ	0.838
34	エストニア	0.835
35	スロバキア	0.834
36	マルタ	0.832
37	カタール	0.831
38	ハンガリー	0.816
39	ポーランド	0.813
40	リトアニア	0.810
41	ポルトガル	0.809
42	バーレーン	0.806
43	ラトビア共和国	0.805
44	チリ	0.805
45	アルゼンチン	0.797
46	クロアチア	0.796
47	バルバドス	0.793
48	ウルグアイ	0.783
49	パラオ	0.782
50	ルーマニア	0.781
51	キューバ	0.776
52	セーシェル	0.773
53	バハマ	0.771
54	モンテネグロ	0.771
55	ブルガリア	0.771
56	サウジアラビア	0.770
57	メキシコ	0.770
58	パナマ	0.768
59	セルビア	0.766
60	アンティグア・バーブーダ	0.764

(2) GII
(ジェンダー不平等指数)

順位	国名	GI値
1	スウェーデン	0.049
2	オランダ	0.052
3	デンマーク	0.060
4	スイス	0.067
5	フィンランド	0.075
6	ノルウェー	0.075
7	ドイツ	0.085
8	シンガポール	0.086
9	アイスランド	0.099
10	フランス	0.106
11	韓国	0.111
12	ベルギー	0.114
13	スペイン	0.117
14	日本	0.123
15	イタリア	0.124
16	オーストリア	0.131
17	チェコ共和国	0.136
18	オーストラリア	0.136
19	ポルトガル	0.140
20	カナダ	0.140
21	キプロス共和国	0.141
22	イスラエル	0.145
23	マケドニア	0.151
24	ギリシャ	0.162
25	ポーランド	0.164
26	ルクセンブルグ	0.169
27	クロアチア	0.170
28	スロベニア	0.175
29	リトアニア	0.192
30	エストニア	0.194
31	スロバキア	0.194
32	ニュージーランド	0.195
33	アイルランド	0.203
34	英国	0.209
35	中国	0.209
36	ラトビア共和国	0.216
37	クウェート	0.229
38	アラブ首長国連邦	0.234
39	ハンガリー	0.237
40	ブルガリア	0.245
41	アルバニア	0.271
42	マルタ	0.272
43	マレーシア	0.286
44	バーレーン	0.288
45	チュニジア共和国	0.293
46	モルドバ	0.298
47	米国	0.299
48	ベトナム	0.305
49	オマーン	0.309
50	アゼルバイジャン	0.314
51	リビア	0.314
52	モルディブ	0.320
53	トリニダード・トバゴ	0.331
54	バハマ	0.332
55	ルーマニア	0.333
56	カザフスタン	0.334
57	ウクライナ	0.335
58	キューバ	0.337
59	ロシア	0.338
60	アルメニア	0.343

(3) GGI
(ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.853
2	ノルウェー	0.840
3	フィンランド	0.838
4	スウェーデン	0.804
5	アイルランド	0.783
6	ニュージーランド	0.781
7	デンマーク	0.778
8	フィリピン	0.769
9	レソト	0.767
10	スイス	0.763
11	ドイツ	0.759
12	スペイン	0.758
13	ベルギー	0.753
14	南アフリカ共和国	0.748
15	オランダ	0.747
16	英国	0.746
17	米国	0.741
18	カナダ	0.741
19	ラトビア共和国	0.740
20	キューバ	0.739
21	トリニダード・トバゴ	0.737
22	バハマ	0.734
23	オーストラリア	0.729
24	ブルンジ共和国	0.727
25	コスタリカ	0.727
26	モザンビーク	0.725
27	ニカラグア	0.725
28	アルゼンチン	0.724
29	ウガンダ	0.722
30	ルクセンブルグ	0.722
31	スリランカ	0.721
32	ナミビア	0.718
33	バルバドス	0.717
34	オーストリア	0.717
35	ポルトガル	0.714
36	モンゴル	0.714
37	リトアニア	0.713
38	ガイアナ	0.708
39	モルドバ	0.708
40	パナマ	0.704
41	スロベニア	0.704
42	ポーランド	0.704
43	ロシア	0.704
44	キルギス共和国	0.704
45	エクアドル	0.704
46	チリ	0.703
47	ジャマイカ	0.703
48	フランス	0.702
49	カザフスタン	0.701
50	クロアチア	0.701
51	ブルガリア	0.699
52	エストニア	0.698
53	マケドニア	0.697
54	ホンジュラス	0.695
55	イスラエル	0.693
56	ギリシャ	0.692
57	シンガポール	0.691
58	ウルグアイ	0.691
98	日本	0.651

(注) 1. 国連開発計画 (UNDP) 「人間開発報告書2011」及び世界経済フォーラム “The Global Gender Gap Report 2011” より作成。
2. 測定可能な国数は、HDIは187か国、GIIは146か国、GGIは135か国。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識 (平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得 (GNI) を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画 (UNDP) による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15~19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)

【労働市場】・労働力率 (男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

本章のポイント

第1節 大きな女性の潜在力

- 我が国では、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる。
- 女性の「就業希望者」¹は25～49歳を中心に、労働力人口の約5.2%に上っている。
- 国際的に、女性の参画の拡大と経済成長とを積極的に関連付けて女性のエンパワーメントに取り組もうとする動きがある。

第2節 新たな分野や働き方における女性の活躍

- 女性の雇用は、成長分野である「医療・福祉」分野を中心に、中長期的に増加している。
- 女性の起業は、雇用創出や、柔軟で多様な働き方の実現という観点からも重要な働き方となっている。

第3節 女性が活躍できる経済社会の構築に向けた制度・慣行の見直し

- 「未来への投資」として子ども・子育て支援の強化が重要である。
- 配偶者控除や年金の第3号被保険者については、女性が就業を調整するなどの影響を与える状況等が見られる。

第4節 人的資本を形成するキャリア教育

- 管理職を希望する女性は、勤め先の状況について、「必要な知識や経験を身に付ける機会」に加え、メンターやロールモデルの存在を挙げる人の割合が高い。

第1節 大きな女性の潜在力

(高齢者人口の増加と生産年齢人口の減少)

我が国では、人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、高齢者人口（65歳以上の人口）が増加する一方で、生産年齢人口（15～64歳の人口）が減少することが見込まれている（第1-2-1図）。単純に高齢者人口と生産年齢人口の割合を計算すると、平成24年には、1人の高齢者を2.6人の現役世代が支えているが、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（死亡中位、出生中位）によれば、2055（平成67）年には1人の高齢者を約1.3人の現役世代で支えることとなる。

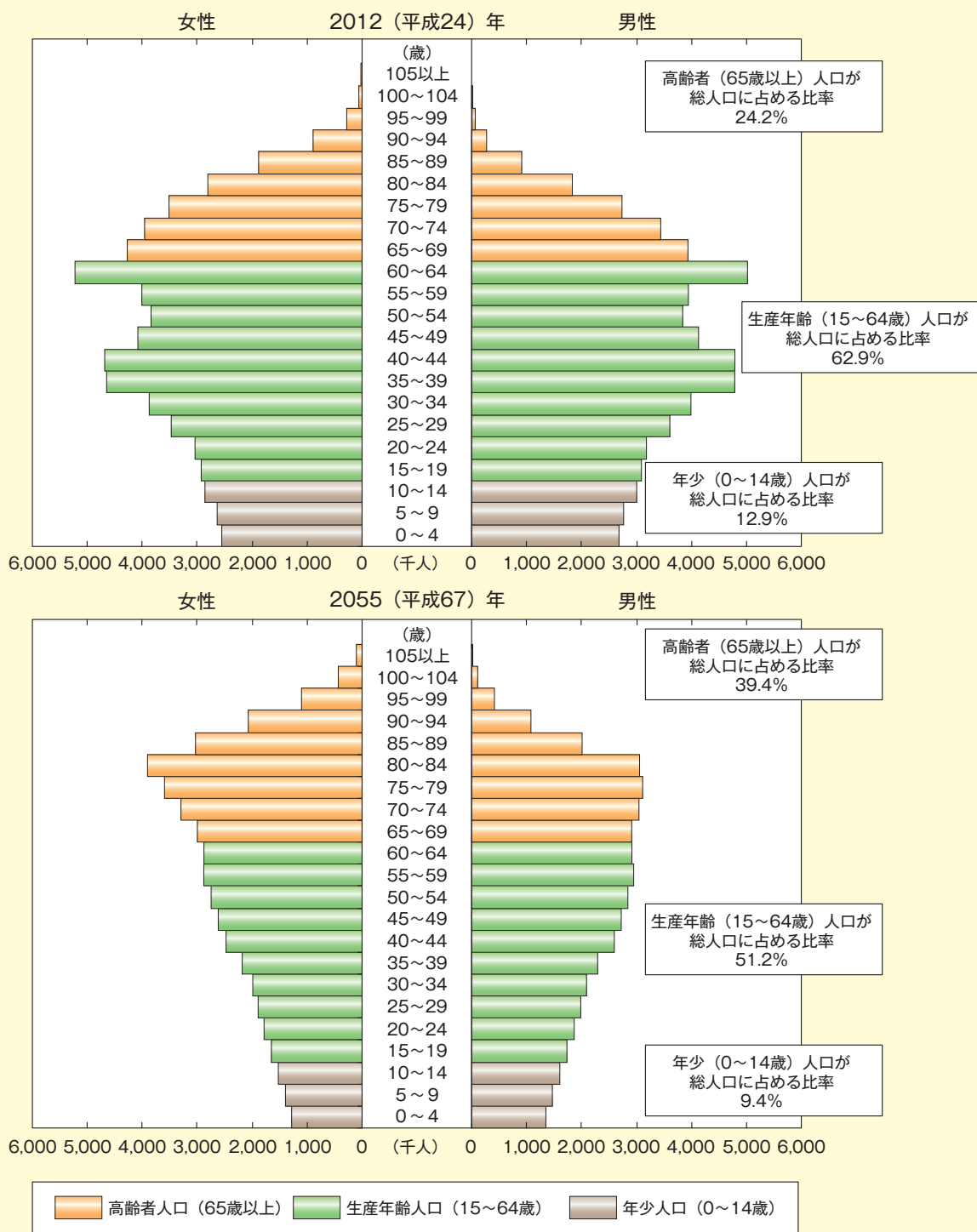
(我が国の大きな女性の潜在力)

このような人口動態の変化が、社会保障制度の担い手の不足や経済力の低下をもたらすことが懸念されている。新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の中で政府は、2020年の国全体の就業率を、2010年と同水準の57%に維持する目標を掲げている。中でも25歳から44歳の女性の就業率については、現在の66.6%から2020年までに73%へと急速に高めることを目標としている。

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、いわゆる「M字カーブ」を描いているが(第1-2-2図)(第1部第3章第1節参照)、現在就業しておらず、求職活動はしていないものの就業を希望している女性(「就業希望者」)は、25歳から49歳を中心に342万人

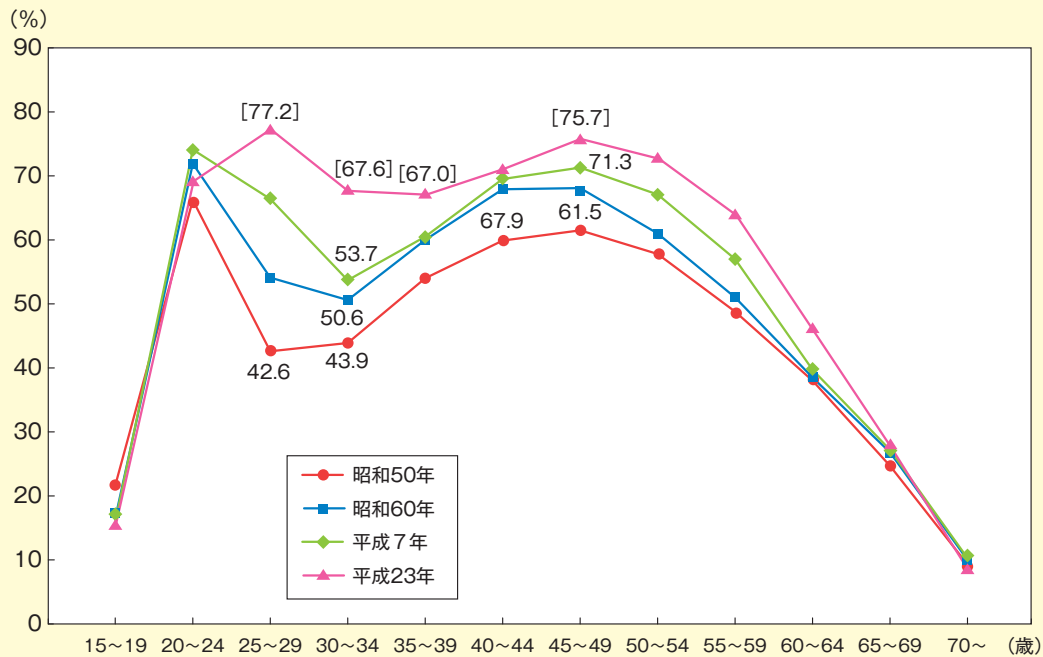
¹ 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者(就業はしていないが、求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができる者)を合わせた人口を「労働力人口」という。労働力人口以外の人口を「非労働力人口」というが、そのうち仕事に就きたいと思っている人を「就業希望者」という。

第1-2-1図 年齢階級別人口の将来推計（男女別）



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成24年1月推計)」 (死亡中位, 出生中位) より作成。

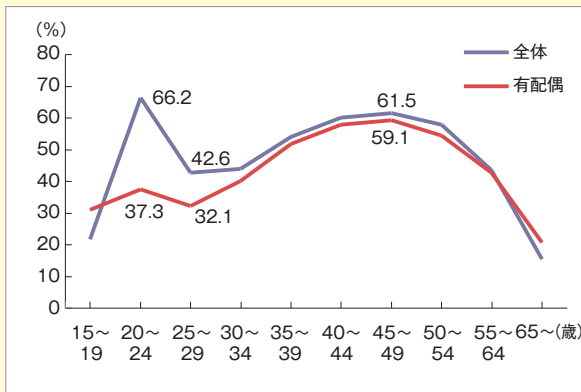
第1-2-2図 女性の年齢階級別労働力率の推移



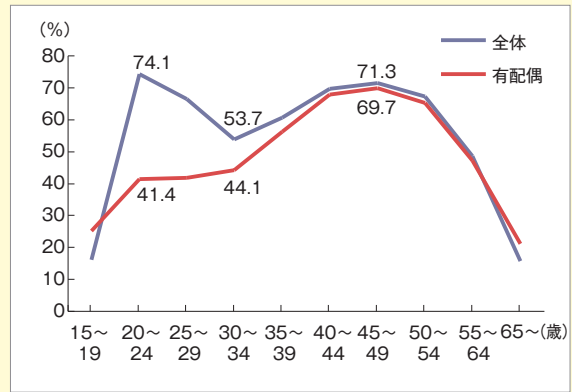
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。
 3. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

参考：女性の配偶関係・年齢階級別労働力率

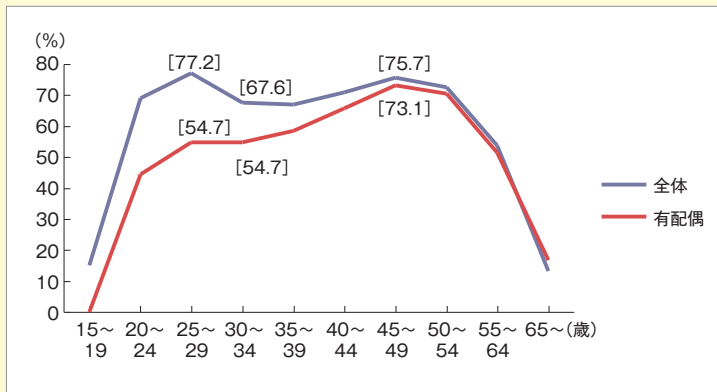
○昭和50年



○平成7年



○平成23年



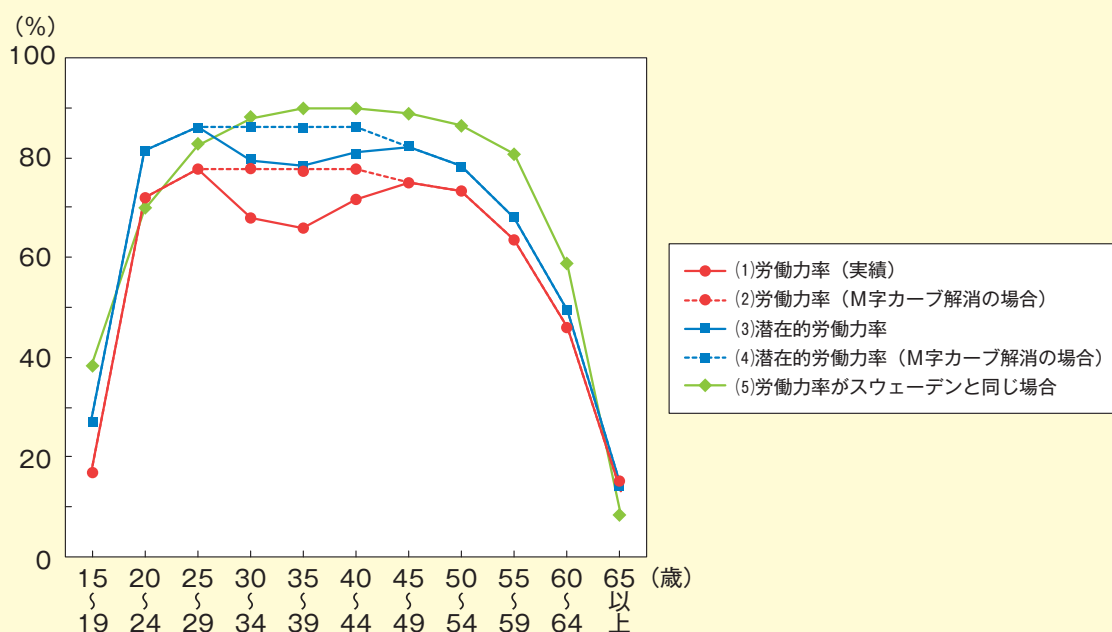
に上っている。この数値は女性労働力人口2,768万人に対して12.4%,男性も加えた全労働力人口6,581万人に対しても5.2%と、非常に大きな潜在力となっている(第1-2-3図)。

なお、女性の25~54歳の就業率を他のOECD諸国と比較すると、我が国は30か国中22位である(第1-2-4図)。また、女性労働力率のM字カーブは欧米諸国では既に見られない(第1-2-5図)。

〔経済活動における女性の活躍〕をめぐる国際的な動向

国際的には、女性の参画の拡大と経済成長とを積極的に関連付けて女性のエンパワメントに取り組もうとする動きがある。この背景には、女性の経済への参画を促進し、所得を増やすことは、財政や社会保障の担い手を増やすことに加え、可処分所得の拡大を通じた消費の活性化にもつながるとの考え方

第1-2-3図 M字カーブ解消による女性の労働力人口増加の試算



	労働力人口(女性) の試算(万人)	実績と比べた増加分 (万人)	増加率1 * 1 (%)	増加率2 * 2 (%)
(1)労働力人口 (平成22年度実績)	2,768	-	-	-
(2)労働力人口 (M字カーブ解消の場合)	2,887	120	4.3	1.8
(3)潜在的労働力人口	3,109	342	12.4	5.2
(4)潜在的労働力人口 (M字カーブ解消の場合)	3,196	429	15.5	6.5
(5)労働力率が スウェーデンと同じ場合	3,280	513	18.5	7.8

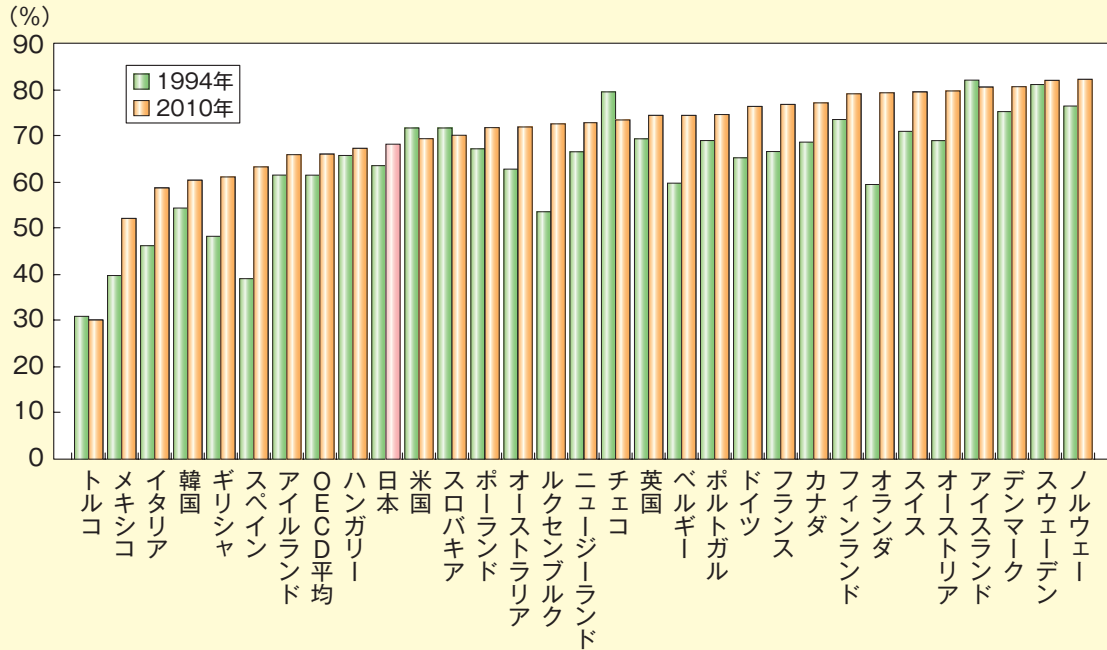
- (備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年), ILO "LABORSTA" より作成。平成23年の結果は岩手県、宮城県及び福島県を除いた全国の実数であるため、22年の結果を引き続き使用することとする。
 2. 「M字カーブ解消の場合」は、30~34歳、35~39歳、40~44歳の労働力率を25~29歳と同じ数値と仮定したもの。
 3. 潜在的労働力率=(労働力人口+非労働力人口のうち就業希望の者)/15歳以上人口。
 4. 労働力人口男女計:6,581万人、男性3,814万人(平成22年)。
 5. (4),(5)の労働力人口の試算は、年齢階級別の人口にそれぞれのケースの年齢階級別労働力率を乗じ、合計したもの。
 * 1「増加率1」: 労働力人口(女性)2,768万人(平成22年)を分母とした計算。
 * 2「増加率2」: 労働力人口(男女計)6,581万人(平成22年)を分母とした計算。

がある。

例えば、2011（平成23）年5月には、OECD（経済協力開発機構）の閣僚理事会に、男女共同参画の

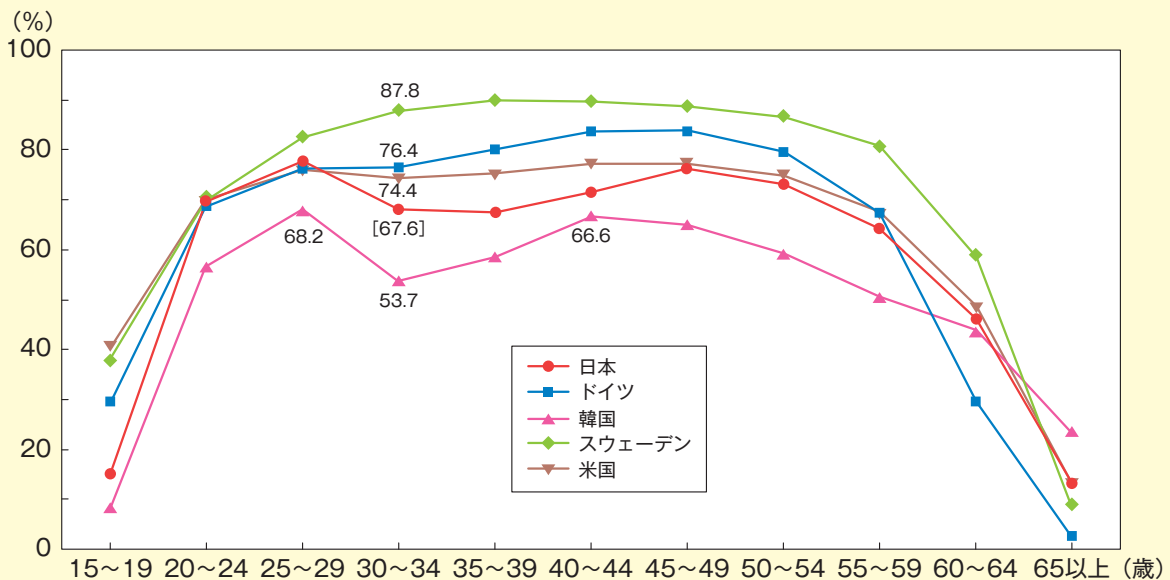
進展は「公正」の観点だけでなく、「経済的必要性」の観点からも重要であると指摘する「ジェンダー・イニシアティブ・レポート」が報告された。同報告

第1-2-4図 OECD諸国の女性（25～54歳）の就業率



(備考) 1. OECD "Employment Outlook 2011"より作成。
2. 就業率は「就業者数/人口」で計算。

第1-2-5図 女性の年齢階級別労働力率（国際比較）



(備考) 1. 「労働力率」は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。
2. 米国の「15～19歳」は、16～19歳。
3. 日本は総務省「労働力調査（基本集計）」（平成23年）、その他の国はILO "LABORSTA"より作成。
4. 日本は2011（平成23）年、韓国は2007（平成19）年、その他の国は2008（平成20）年の数値。
5. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

は、女性の経済活動への参画は生産性を高め、税・社会保障制度の支え手を増やし、多様性はイノベーションを生み競争力を高めると述べており、特に「教育 (Education)」、「雇用 (Employment)」、「起業 (Entrepreneurship)」の「3つの“E” (“3 Es”）」分野における加盟各国の男女間格差の比較を行うとともに、取り組むべき施策の方向性を示している。

また、2011 (平成23) 年9月には、米国サンフランシスコにてAPEC (アジア太平洋経済協力) 女性と経済サミット (WES) が開催され、「サンフランシスコ宣言」が採択された (第2部 第16章第3節 4コラム参照)。

第2節

新たな分野や働き方における女性の活躍

(雇用における女性の状況)

成長分野である「医療・福祉」分野を中心に、中長期的に女性雇用者が増加 (男性雇用者は減少) している (第1-3-4図 (再掲))。

(女性と起業)

我が国の全ての事業所及び企業 (個人経営の農林漁家、家事サービス業及び外国公務を除く) を対象とした総務省「平成21年経済センサス-基礎調査」を内閣府が特別集計したところ、個人経営の事業所約243万件のうち、女性が個人業主の事業所は

29.0%であった。一方、総務省「平成18年事業所・企業統計調査」と「平成21年経済センサス-基礎調査」を用いた特別集計によると、平成18年から21年の間に新設された個人事業所約13万件のうち女性が個人業主の事業所は34.6%であった。

新設事業所は、事業所全体に占める事業所数の比率 (8.1%) に比べ、この間に創出している雇用件数の比率が高い (新設事業所により創出された雇用は約374万人で、全体の37.7%に相当) (第1-2-6表)。また、女性が個人事業主の新設事業所では、個人事業主本人を含め、その事業所の就業者の約9割が女性となっている。女性の年齢階級別人口に対する自営業主の比率を見ると、「M字カーブ」は見られない (第1-2-7図)。こうしたことから、起業は女性の雇用創出や柔軟で多様な働き方の実現という観点から重要な働き方となっている。

(女性による起業の課題)

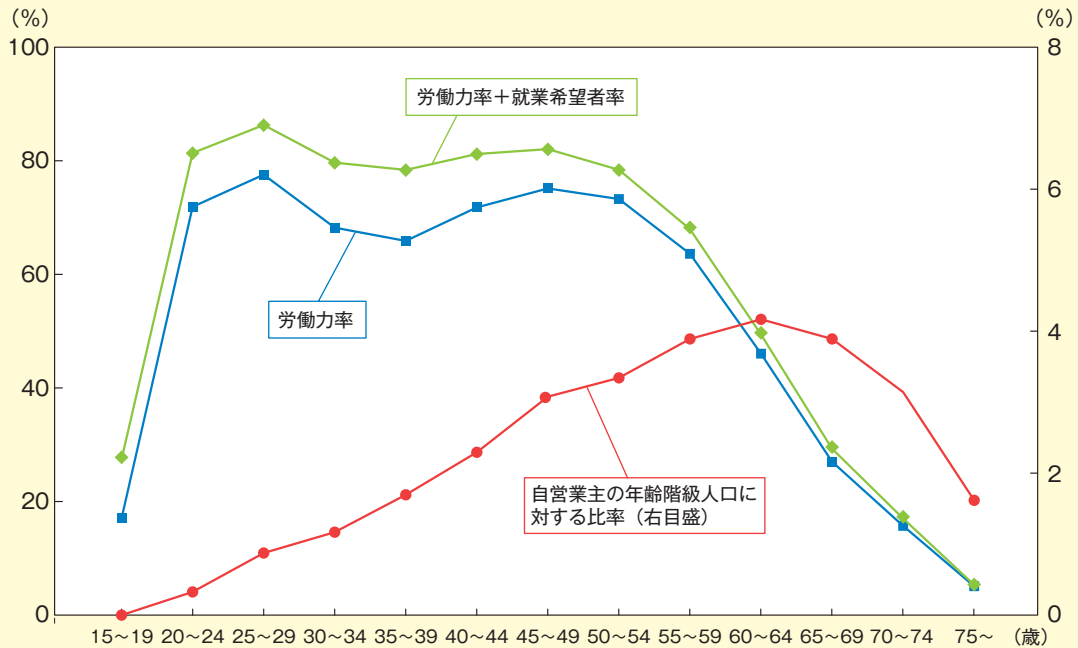
経済産業省の調査によると、女性が起業しようとする際の課題として「経営に関する知識・ノウハウ不足」、「開業資金の調達」、「販売先の確保」等が挙げられている (第1-2-8図)。

第1-2-6表 存続・新設事業所別 事業所の雇用創出 (平成18~21年)

	事業所数 (万件)	雇用創出人数 (万人)		
		うち女性	うち男性	
①新設事業所の雇用創出	41	374	180	193
②存続・従業員増加事業所	468	619	287	330
③雇用創出計 (①+②)	509	992	467	523
④雇用創出計のうち新設事業所の比率 (①/③)	8.1%	37.7%	38.5%	36.9%

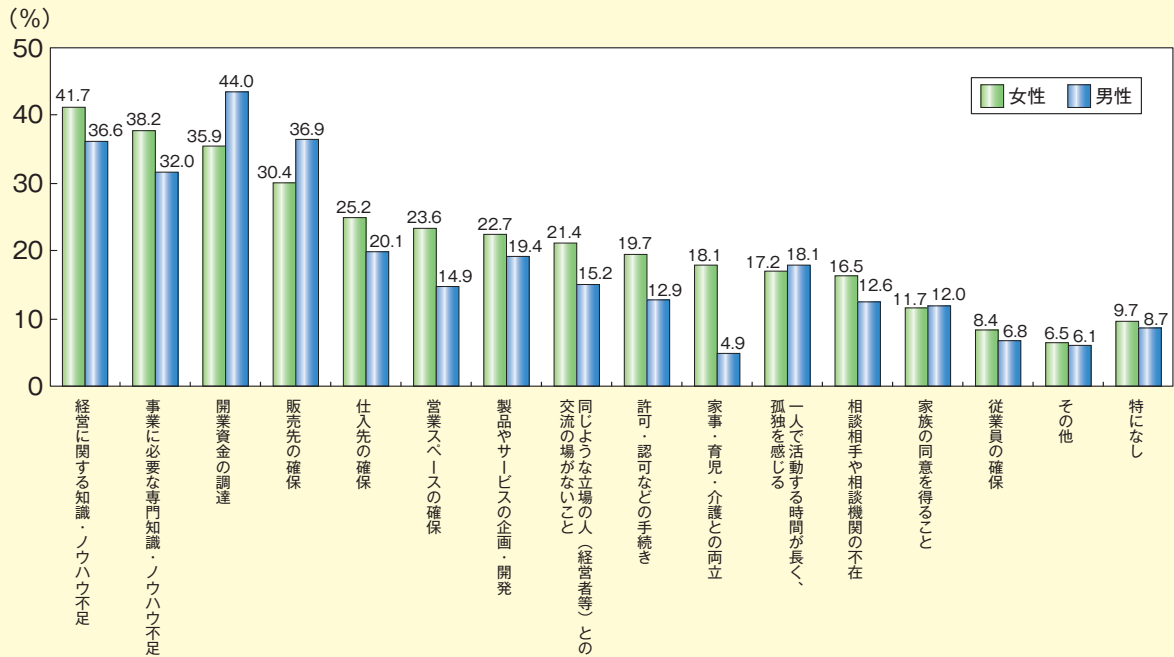
- (備考) 1. 平成18~21年にかけての雇用創出数 (雇用喪失相殺前)。総務省「経済センサス-基礎調査」(平成21年)、総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)を男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループで特別集計。
2. なお、新設事業所については、平成21年時点の従業者数を、存続事業所については、平成18年事業所・企業統計調査と接続が可能な事業所の雇用変動分を用いて算出している。存続事業所は、事業所・企業統計調査における調査範囲に限定されるため、存続事業所による雇用増加及び雇用減少共に過小に算出されている可能性がある。

第1-2-7図 女性の労働力率及び女性の各年齢階級人口に対する自営業主の比率



(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)より作成。
 2. 年齢階級ごとの15歳以上人口に占める労働力人口及び自営業主の割合を示している。自営業主には家族従業員、内職者は含まない。

第1-2-8図 起業時の課題(複数回答)



(備考) 1. 経済産業省「平成22年度女性起業家実態調査」図表57より作成。
 2. 「起業するときの課題は何ですか」との問に対する複数回答。
 3. 20歳以上で、起業して10年未満の者を対象としたインターネット調査。
 4. 女性309人、男性309人、計618人が回答。
 5. 調査は平成23年3月に実施。

第3節

女性が活躍できる経済社会の構築
に向けた制度・慣行の見直し

(求められる子ども・子育て支援の強化)

女性の30歳代は就業率が落ち込む一方、就業希望者も多い(第1-2-9図)。総務省「就業構造基本調査」(平成19年)によれば、30歳代の女性が離職する理由として「育児のため」が特に多い。また、第1子出産前後の就業継続率が4割弱と低いことなどを考え合わせれば、我が国の女性の育児期の就業継続は、依然として困難である。

政府は、子ども・子育てについて、その第一義的な責任は親にあることを前提にしつつ、それらへの支援を「未来への投資」と位置付け、「社会全体で支える」ものとして、社会保障と税の一体改革の柱の中で、幼保一体化や待機児童の解消を始めとする「子ども・子育て新システム」についての議論を行ってきた。「M字カーブ問題」を解消し、女性の能力を最大限にいかすとともに、安心して子どもを産み、育てられる社会をつくるために、子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度である、「子ども・子育て新システム」の構築が急務となっている。

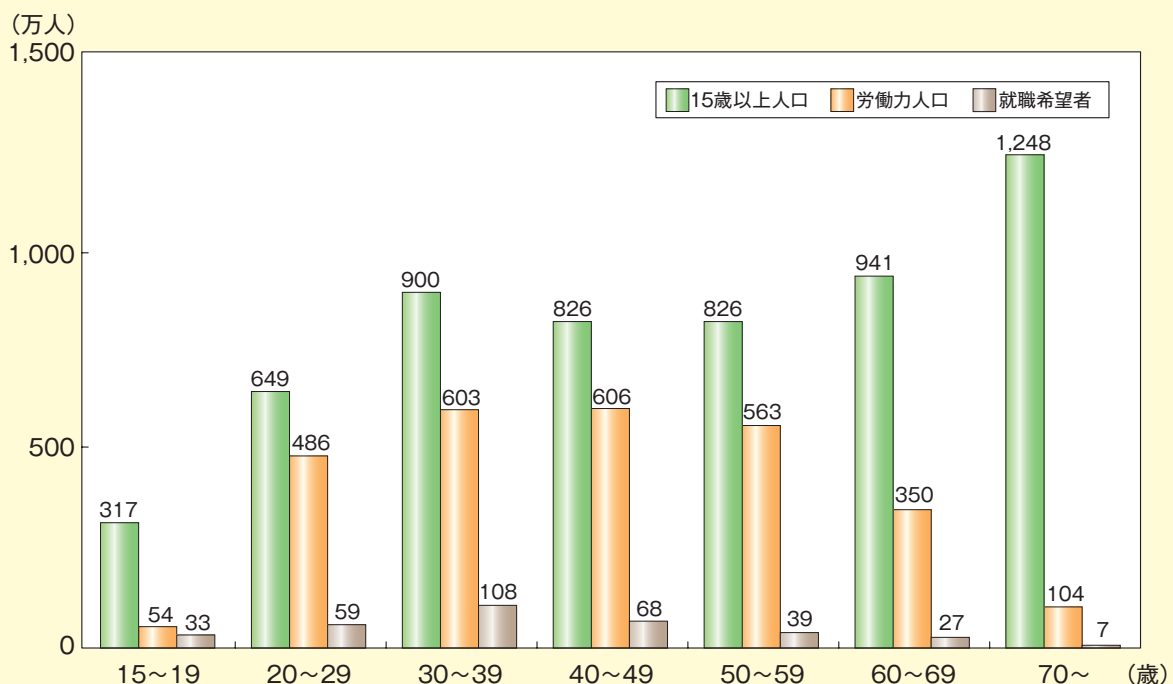
(生き方や働き方に中立的な税制, 社会保障制度へ)

現行の税制・社会保障制度は、女性の就業等の選択に対して影響を与えていることがうかがえる(第1-2-10図)。

配偶者控除の適用率は所得が高いほど高く(第1-2-11図)、妻が第3号被保険者である割合は、夫の所得が高いほど高いという状況も見られる(第1-2-12図)。また、既婚女性の給与所得者の所得分布は、90~110万円に集中している(第1-2-13図)。

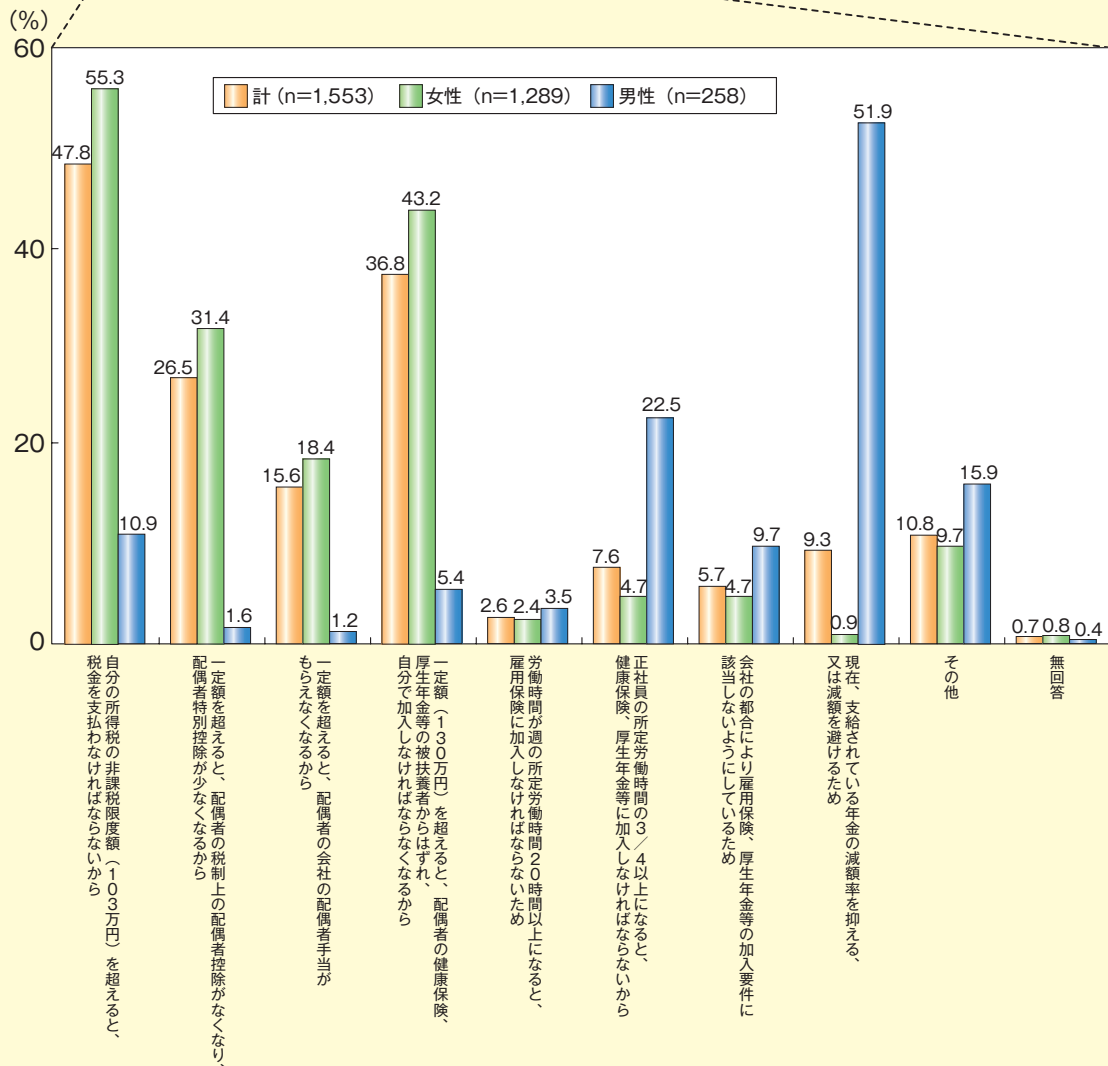
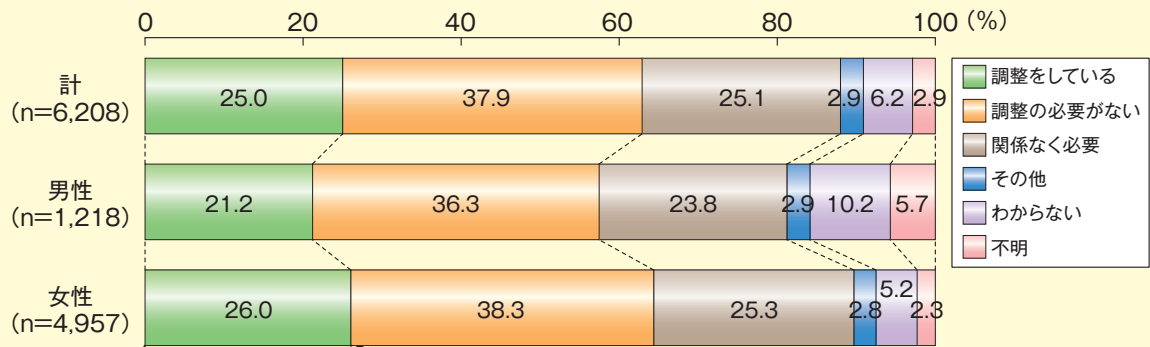
これらの制度については、男女の社会における活動の選択に中立的な仕組みとしていくことが重要である。

第1-2-9図 年齢階級別15歳以上人口, 労働力人口, 就業希望者数(女性)



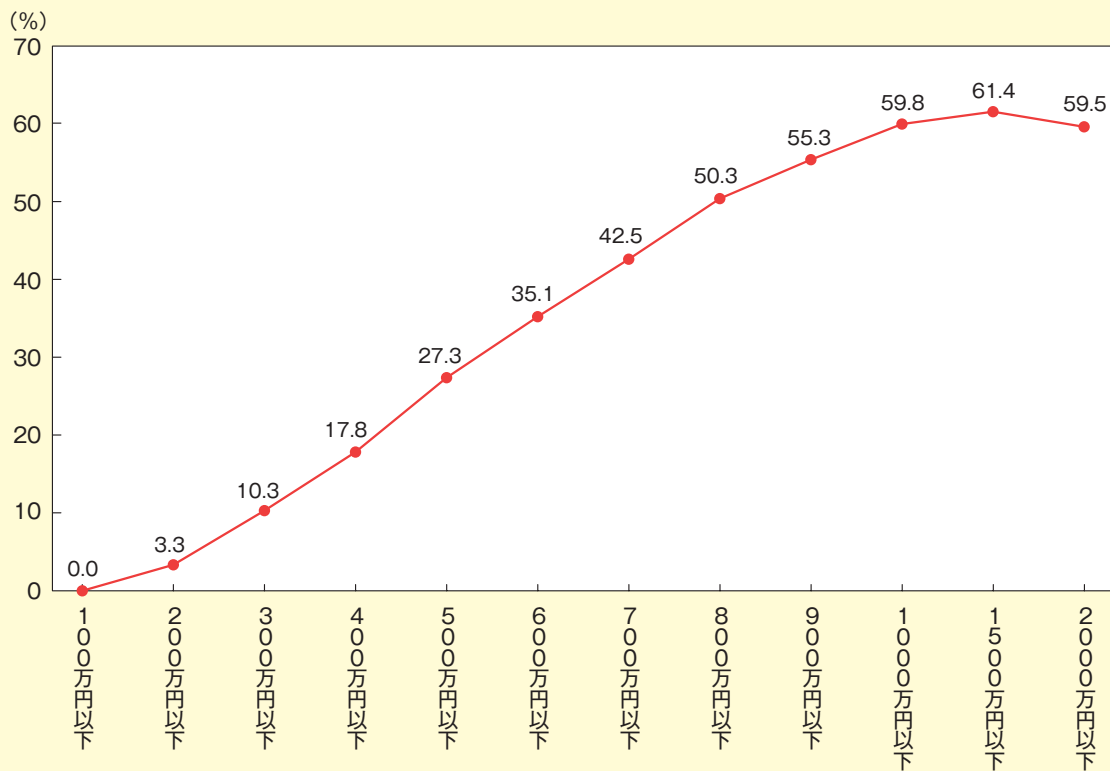
(備考) 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成22年)より作成。

第1-2-10図 パートタイム労働者の就業調整の有無とその理由（男女別）



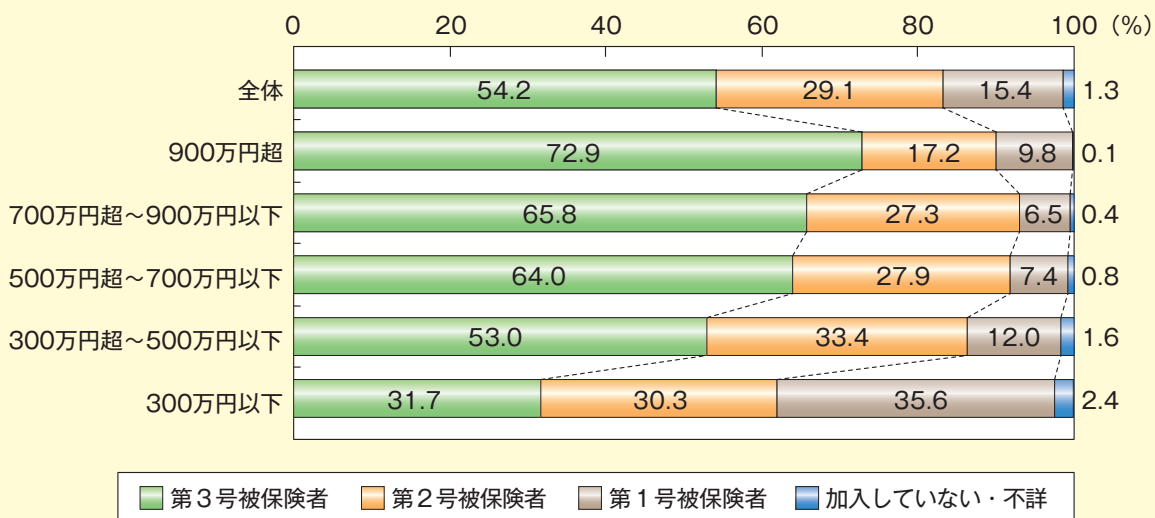
（備考） 独立行政法人労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」（平成22年）より作成。

第1-2-11図 給与階級別の配偶者控除の適用割合



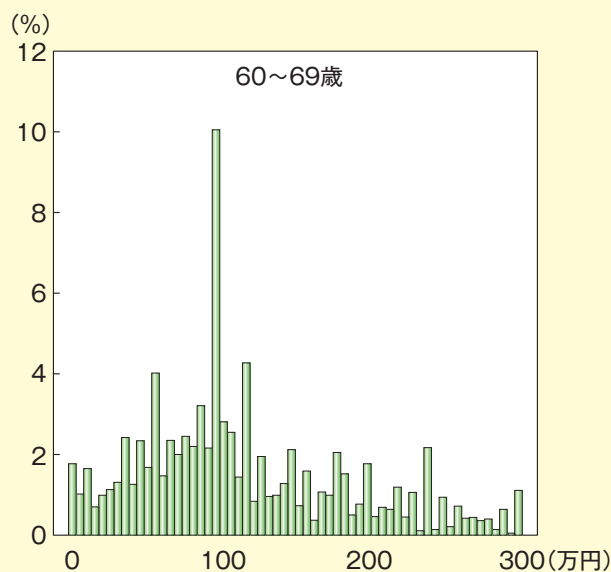
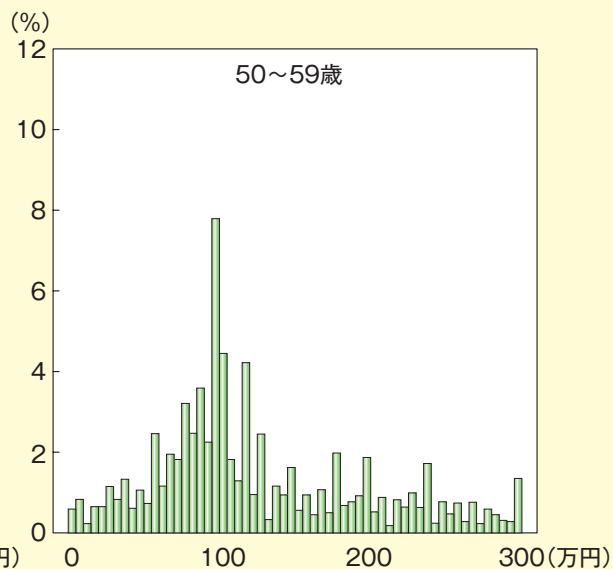
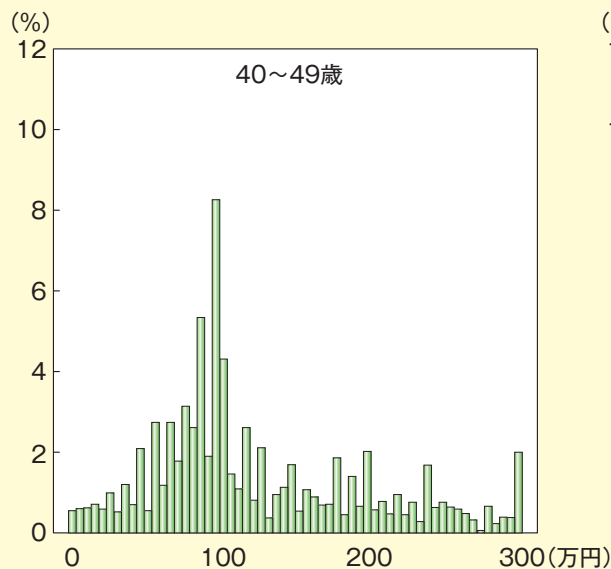
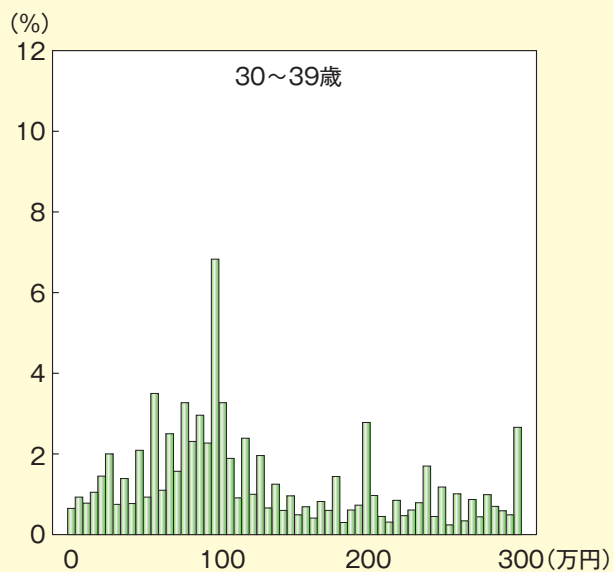
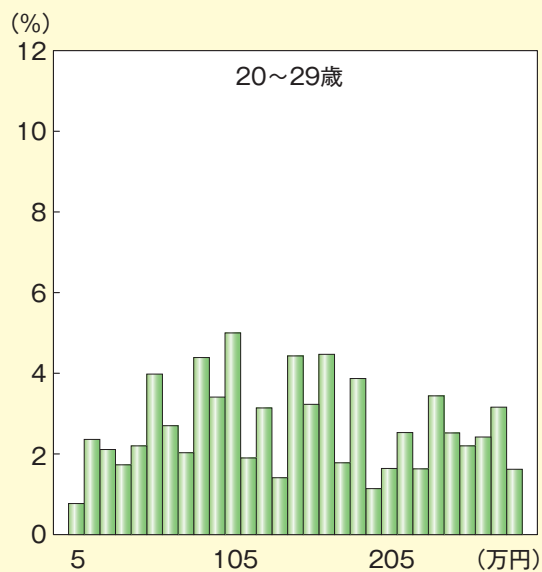
(備考) 1. 国税庁「税務統計から見た民間給与の実態 (平成22年分)」より作成。
 2. 「年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者」の総数に対する配偶者控除の適用者の割合。

第1-2-12図 夫の稼働所得階級 (年収) 別妻の年金加入状況



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)より作成。男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)による特別集計。
 2. 夫婦関係であることをデータから確認できた場合を集計。妻の年齢は20～54歳。「全体」は夫の稼働所得が不明の場合を含む。

第1-2-13図 既婚女性の給与と所得者の所得分布（年代別）



(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(安部由起子委員)の特別集計より作成。
 2. 本調査は、300万円以上の所得分布もあるため、300万円までの割合を足しあげても100%にはならない。ただし、300万円までの雇用者所得への分布の累積比率は、30歳代、40歳代で79%、50歳代で77%、60歳代で89%となっている。

第4節

人的資本を形成する
キャリア教育

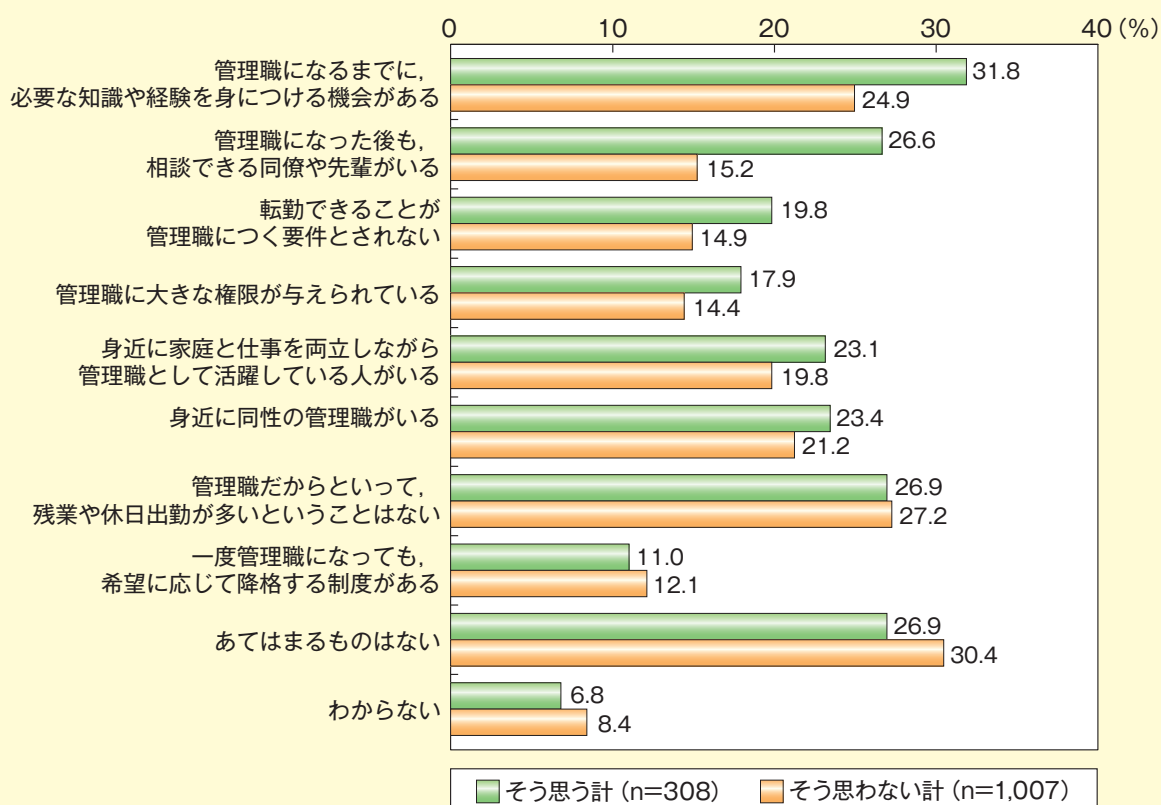
(キャリア形成過程で必要な支援)

既述のとおり、我が国の女性雇用者数は増加傾向にある一方、管理職等、政策・方針決定過程において指導的地位に占める女性の比率は依然として低位である。

管理職として組織の運営や管理に関わることを希

望する女性は、勤め先の状況について「管理職になるまでに、必要な知識や経験を身に付ける機会がある」ことに加え、「管理職になった後も、相談できる同僚や先輩がいる」、「身近に家庭と仕事を両立しながら管理職として活躍している人がいる」など、メンターやロールモデルの存在を挙げる人の割合が、「そう思わない」女性に比べて高い(第1-2-14図)。

第1-2-14図 勤め先の管理職の状況別管理職志向(女性正社員・正規職員、複数回答)



- (備考) 1. 内閣府「男女の能力発揮とライフプランに対する意識に関する調査」(平成21年3月)のデータを再集計し作成。
2. 現職の勤め先の状況についてあてはまるもの(複数回答)について、「そう思う計(「管理職として、組織の運営や管理に携わりたい」について「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた人)」、「そう思わない計(「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人)」別に集計した結果。

本章のポイント

第1節 就業者をめぐる状況

- 平成23年の労働力人口に占める女性の割合は42.0%。
- 女性の年齢階級別労働力率は「M字カーブ」を描いているが、カーブは以前よりも浅くなり、M字の底となっている年齢階級も変化している。
- 平成23年の女性の雇用者のうち正規の職員・従業員は45.3%、非正規雇用者は54.7%であり、非正規雇用者が過半数を占める。
- 新規学卒就職者で高学歴化が進展しているものの、平成23年の女性の大卒割合は22.0%であり、男性の37.1%よりかなり低い。

第2節 就労の場における女性

- 女性の勤続年数は長期化傾向にあり、10年以上の勤続者割合が約3分の1となっている。
- 管理職に占める女性割合は依然として低い。平成23年は係長相当職15.3%、課長相当職8.1%、部長相当職5.1%であり、上位の役職では女性の割合が低い。
- 給与所得は男女で大きな差があり、平成23年の男性一般労働者の給与水準を100とすると、女性一般労働者の給与水準は70.6にとどまる。

第3節 雇用環境の変化

- 平成23年度の調査によると、大学生の就職内定率は男女とも低水準。
- 平成9年以降は共働き世帯が片働き世帯を上回っており、23年は、共働き世帯が987万世帯、片働き世帯が773万世帯となっている。

第1節 就業者をめぐる状況

(労働力人口の推移)

総務省「労働力調査(基本集計)」(平成23年平均)によると、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の労働力人口は6,261万人で、同じく3県を除いた前年の結果に比べ36万人減少した。男女別に見ると、男性が3,629万人(前年比25万人減)となり、女性は2,632万人(前年比11万人減)となった。平成23年の労働力人口に女性が占める割合は42.0%となっている。

労働力率を見ると、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の平成23年平均は59.3%で同前年比0.4ポ

イントの低下となった。男女別の労働力率では、女性は48.2%で同前年比0.3ポイントの低下、男性は71.2%で同前年比0.4ポイントの低下となった。

(女性の年齢階級別労働力率(M字カーブ)の変化)

女性の年齢階級別労働力率について昭和50年からほぼ10年ごとの変化を見ると、現在も依然として「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べかなり浅くなっており、M字部分の底となっている年齢階級も変化している。

昭和50年では25～29歳(42.6%)及び30～34歳(43.9%)の2つの年齢階級が底となっていたが、25～29歳の労働力率は次第に上がり、平成23年では、年齢階級別で最も高い労働力率(77.2%)となって

いる。23年を見ると35～39歳（67.0%）の年齢階級がM字の底となっている。しかしながら、30～34歳においても、労働力率が上昇しており、M字カーブは台形に近づきつつある（第1-2-2図(再掲)）。

（女性の約8割が第3次産業従事者）

産業別に就業者割合を見ると、男女共に第1次産業はほぼ一貫して低下する一方、第3次産業の割合が高まってきている。女性で特にその傾向が顕著であり、第1次産業、第2次産業の割合はほぼ一貫して低下し、平成23年には8割以上が第3次産業の就業者となっている。これに対し男性は、女性に比して第1次産業、第2次産業とも低下が緩やかであり、23年においても第3次産業の就業者は6割程度を占めている（第1-3-1図）。

職業別の就業者割合については、平成23年から職業分類が大幅に改定されたため、過去からの比較は困難であるが、女性の事務従事者とサービス職業従事者の割合を合わせると約5割と、男性に比べ2倍以上になっている（第1-3-2図）。

（就業者に占める雇用者割合の上昇）

就業者を従業上の地位別に見ると、就業者に占める雇用者の割合が上昇し続け、自営業者及び家族従業者の割合は低下し続けている。平成23年では、就業者に占める雇用者割合は女性88.7%、男性87.1%となっている（第1-3-3図）。

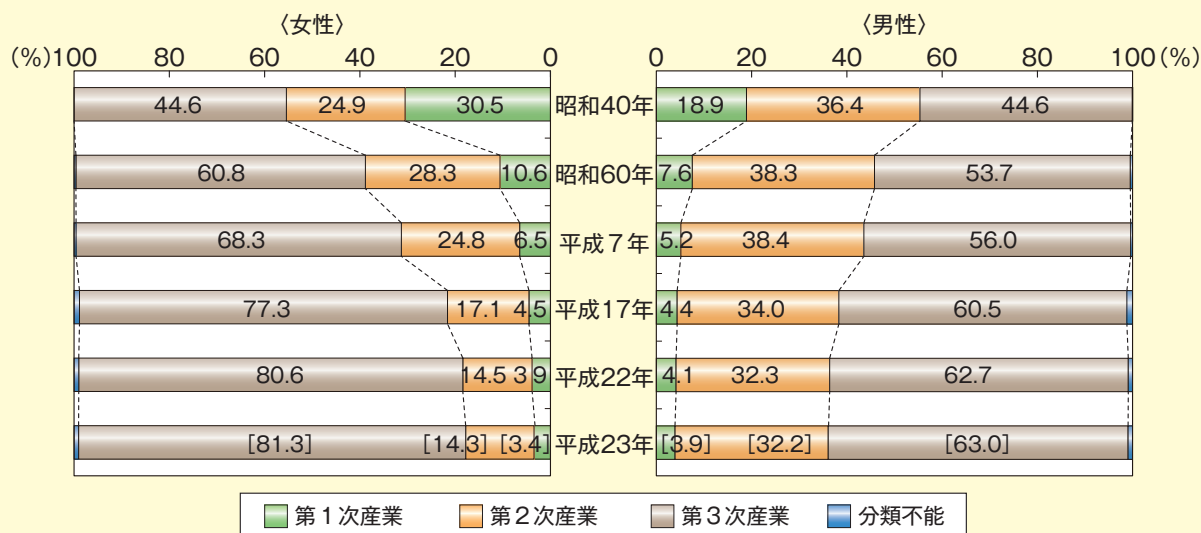
（増加する女性雇用者数）

平成14年から22年までの間の男女雇用者数の推移を見てみると、男性雇用者数が約37万人減少している一方で女性雇用者数は約168万人増加している。すなわち、男性雇用者が多い産業では雇用者数が減っているのに対して、女性雇用者が多い産業では雇用者数が増えている（第1-3-4図）。

（非正規雇用者率の増加）

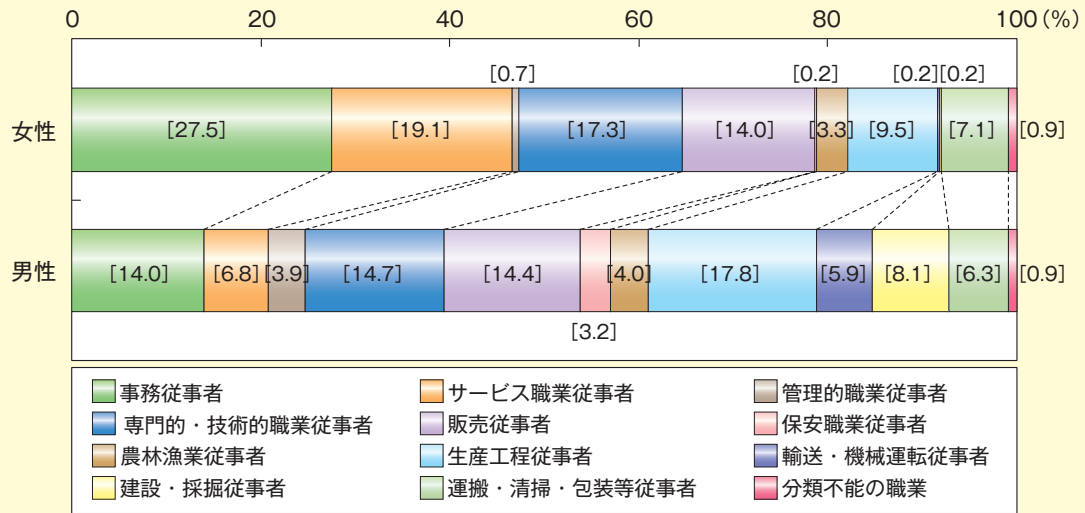
正規の職員・従業員が役員を除く雇用者全体に占める割合を男女別に見ると、女性は昭和60年に67.9%であったが、平成23年には45.3%にまで減少している。男性についても、昭和60年は92.6%であったが、平成23年には80.1%に減少している。男女ともパート・アルバイト等の非正規雇用者の割合は上昇傾向にあり、特に女性はその割合が昭和60年

第1-3-1図 産業別就業者構成比の推移（男女別）



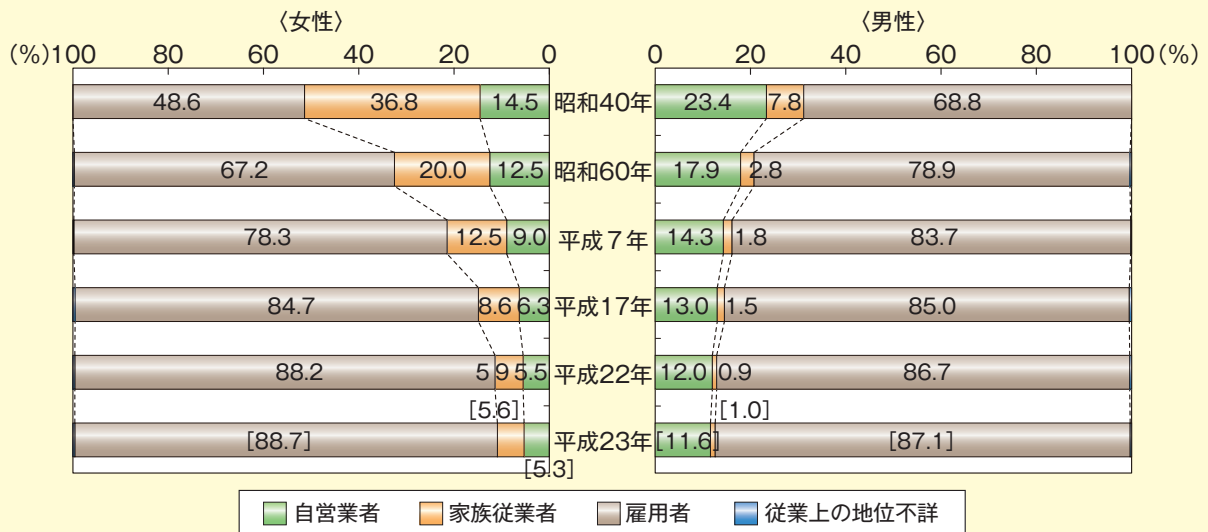
（備考） 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 第1次産業：「農林業」及び「漁業」、第2次産業：「鉱業」、「建設業」及び「製造業」、第3次産業：左記以外の産業（分類不能の産業は含まない。）
 3. 日本標準産業分類の改訂に伴い、平成14年以前は製造業の一部として第2次産業に含まれていた「もやし製造業」が15年以降は第1次産業に、同様に製造業の一部として第2次産業に含まれていた「新聞業」及び「出版業」が第3次産業となったので、時系列比較には注意を要する。
 4. 平成23年の〔〕内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-3-2図 職業別就業者構成比（男女別，平成23年）



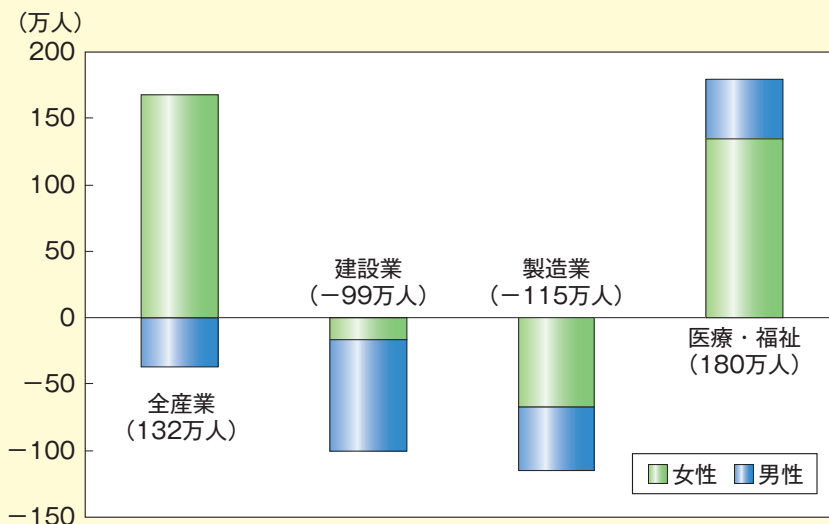
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-3-3図 就業者の従業上の地位別構成比の推移（男女別）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-3-4図 男女別・産業別雇用者数の増減（平成14年→22年）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. () 内は平成14年から22年の間で当該産業の雇用者数の増減（男女計）。
 3. 平成23年の結果は岩手県、宮城県及び福島県を除いた全国の実数であるため、22年の結果を引き続き使用することとする。

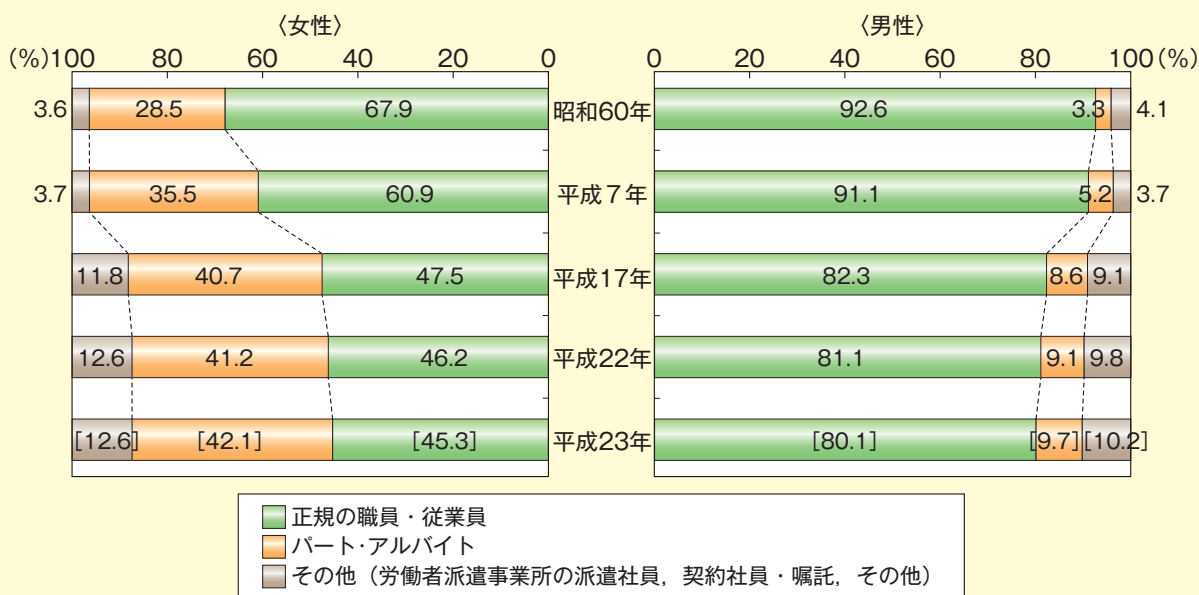
の32.1%から平成23年には54.7%にまで上昇しており、過半数を占めるに至っている(第1-3-5図)。

一方で、男女別・年齢階級別に非正規雇用者率の推移を見てみると、女性の35歳以上の層で50%を超えていること、男女の若年層(15~24歳, 25~34歳)や男女の高年層(55~64歳)で上昇していることが

特徴的である(第1-3-6図)。

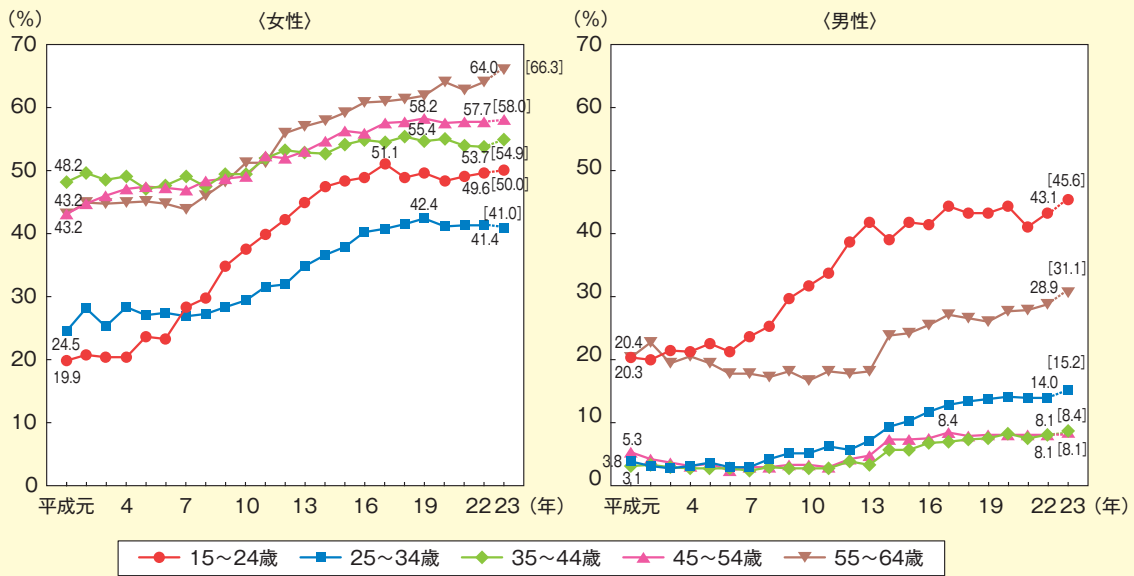
また、総務省「労働力調査（詳細集計）」(年平均)によると、労働者派遣事業所の派遣社員数は平成20年まで増加傾向にあったが、21年には108万人(うち女性は72万人)で、前年より32万人減(うち女性は13万人減)、22年には96万人(うち女性は61万人)で、

第1-3-5図 雇用形態別に見た役員を除く雇用者の構成割合の推移（男女別）



(備考) 1. 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、17年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」(年平均)より作成。
 2. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-3-6図 年齢階級別非正規雇用比率の推移（男女別）

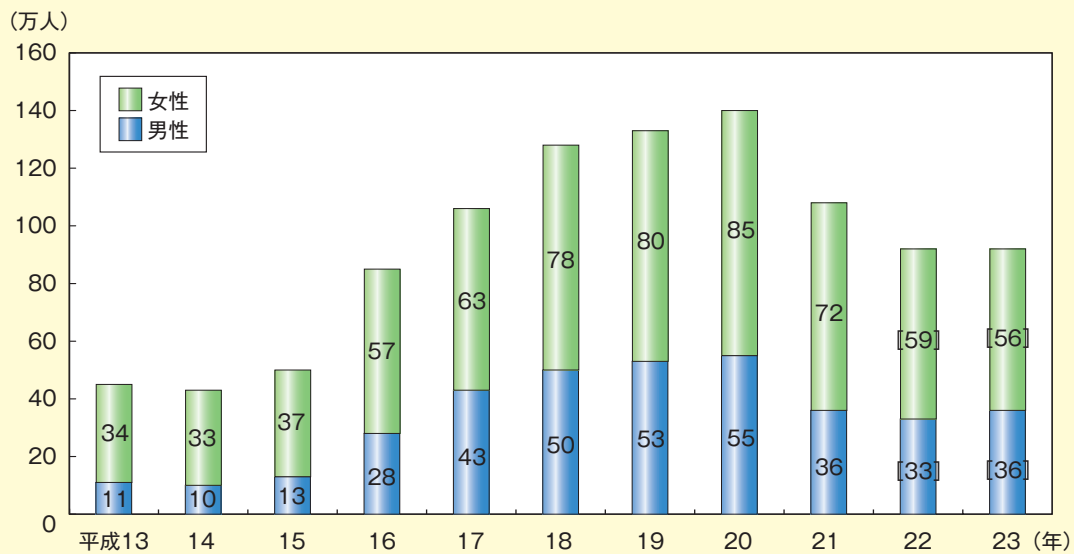


- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
 2. 非正規雇用比率 = (非正規の職員・従業員) / (正規の職員・従業員 + 非正規の職員・従業員) × 100。
 3. 平成13年以前は「労働力調査特別調査」の各年2月の数値、平成14年以降は「労働力調査（詳細集計）」の各年平均の数値により作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 4. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

前年より12万人減（うち女性は11万人減）となっている。岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果では、22年で92万人（うち女性は59万人）となり、23

年では92万人（うち女性は56万人）で、前年と横ばい（うち女性は3万人減）となっている（第1-3-7図）。

第1-3-7図 労働者派遣事業所の派遣社員数の推移（男女別）



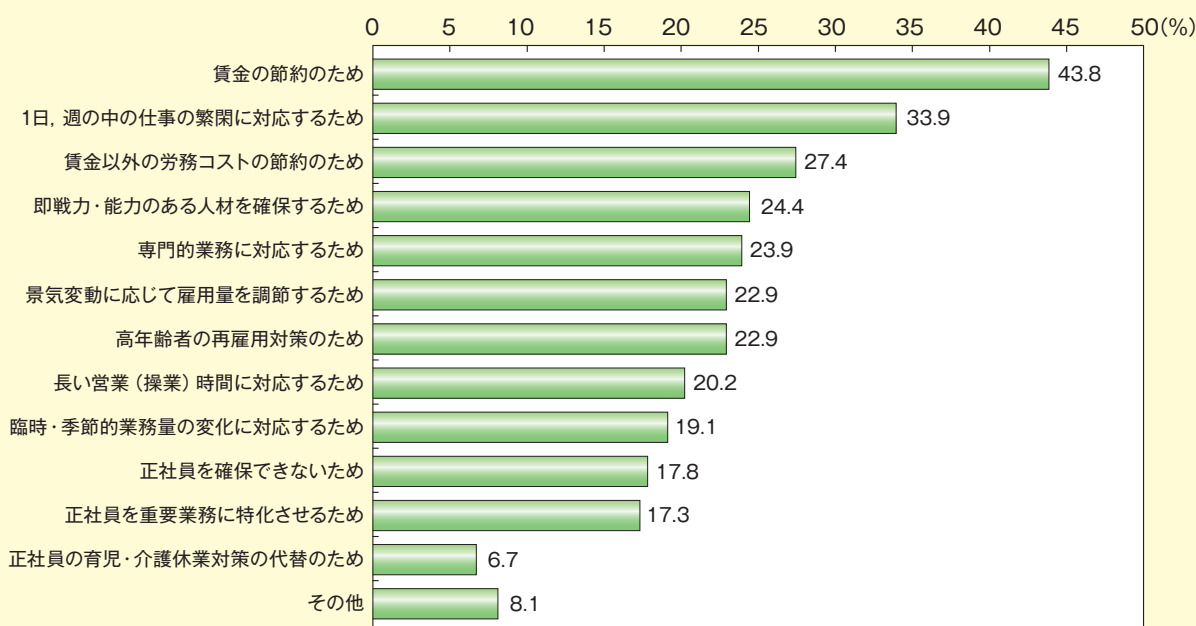
- (備考) 1. 平成13年は総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
 2. 「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 3. 平成22年及び23年の [] 内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

（企業における非正社員の雇用）

厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成22年）によると、正社員以外の労働者がいる事業所の割合は77.7%となっている。正社員以外の労働者がいる事業所の割合を就業形態別に見ると、パートタイム労働者がいる事業所の割合が57.0%と最も高く、次いで嘱託社員が15.3%、契約

社員が13.8%となっている。正社員以外の労働者の活用理由（複数回答）を見ると、「賃金の節約のため」が43.8%と最も高く、次いで「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」33.9%、「賃金以外の労務コストの節約のため」27.4%の順となっている（第1-3-8図）。

第1-3-8図 正社員以外の労働者を活用する理由（事業所割合、複数回答）



（備考） 1. 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」（平成22年）より作成。
2. 正社員以外の労働者がいる事業所を100とした場合。

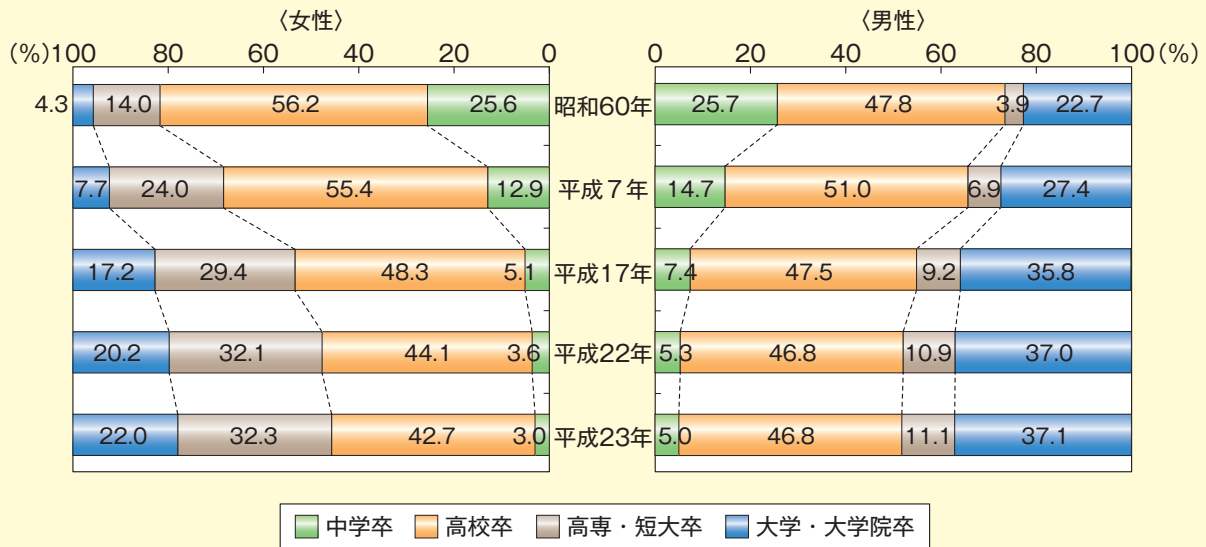
（雇用者の高学歴化の進展）

雇用者の学歴構成の推移を見ると、男女共に中学卒、高校卒は減少傾向にある一方で高専・短大卒及び大学・大学院卒は増加傾向にある。これは、近年の高等教育機関への進学率上昇に伴い、新規学卒就職者が高学歴化しているためと考えられる。

男女別に見ると、女性については、雇用者に占め

る大学・大学院卒の割合は上昇傾向にあり、平成23年では22.0%となっている。しかしながら、女性雇用者全体に占める割合は、高専・短大卒の方が大学・大学院卒より依然高くなっている。男性については、大学・大学院卒の割合は23年で37.1%と、女性よりもかなり高くなっている（第1-3-9図）。

第1-3-9図 学歴別一般労働者の構成割合の推移（男女別）



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

第2節 就労の場における女性

(有配偶者で低い女性の労働力率)

女性の年齢階級別労働力率を未婚者、有配偶者別に見ると、20歳代から40歳代にかけて有配偶者の労働力率は未婚者の労働力率よりかなり低くなっている。未婚者は20歳代後半をピークに年齢とともに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっており、この傾向は昭和50年、平成2年、23年とも変わらない。

有配偶女性について、年齢階級別に年を追って見ると、20歳代後半の労働力率は過去に比べ大きく上昇しているが、30歳代前半の変化はそれほど大きくなく、平成23年の30歳代後半及び40歳代前半の労働力率は、2年とほとんど変化がない。これは、20～44歳の年齢別未婚率の上昇や、子育ての時期が遅くなったことにより、労働市場から離れる時期が高い年齢層に移行したことも影響していると考えられる(第1-3-10図)。

(女性の勤続年数は長期化傾向)

女性雇用者の勤続年数には長期化傾向が見られる。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)によると、平成23年の雇用者のうち女性の平均年齢

は39.9歳(22年:39.6歳)、平均勤続年数は9.0年(22年:8.9年)であった。男性は平均年齢42.3歳(22年:42.1歳)、平均勤続年数13.3年(22年:13.3年)となっている。

女性の雇用者構成を勤続年数階級別に見ると、10年以上の勤続者割合が約3分の1となっている(第1-3-11図)。

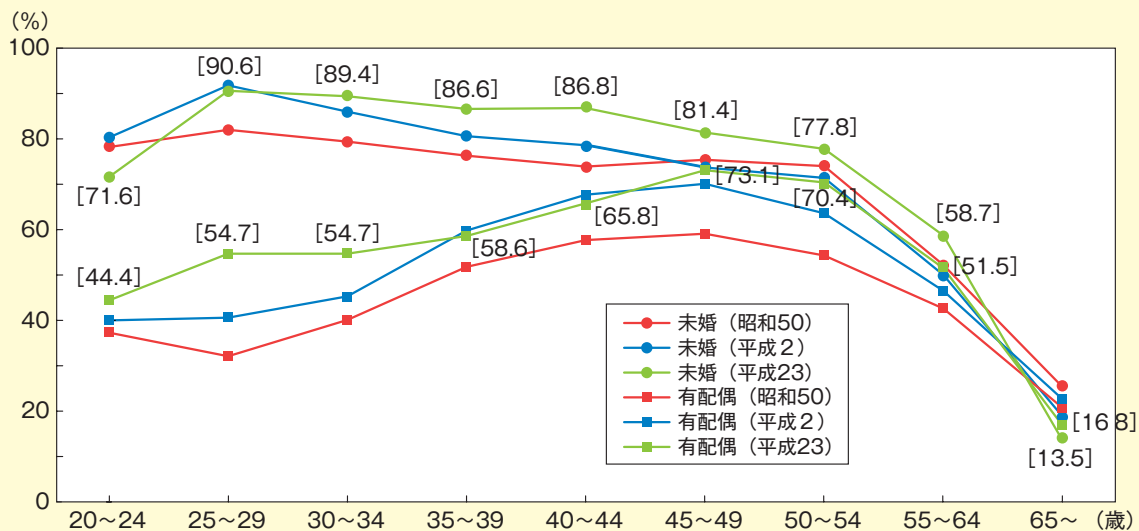
(管理職に占める女性割合の推移)

女性の勤続年数は徐々に長期化傾向にあるが、管理職に占める女性割合は依然として低い。

総務省「労働力調査(基本集計)」(平成23年平均)によると、管理的職業従事者(公務及び学校教育を除く)に占める女性の割合は、平成23年は12.4%で、依然として低い水準にある。

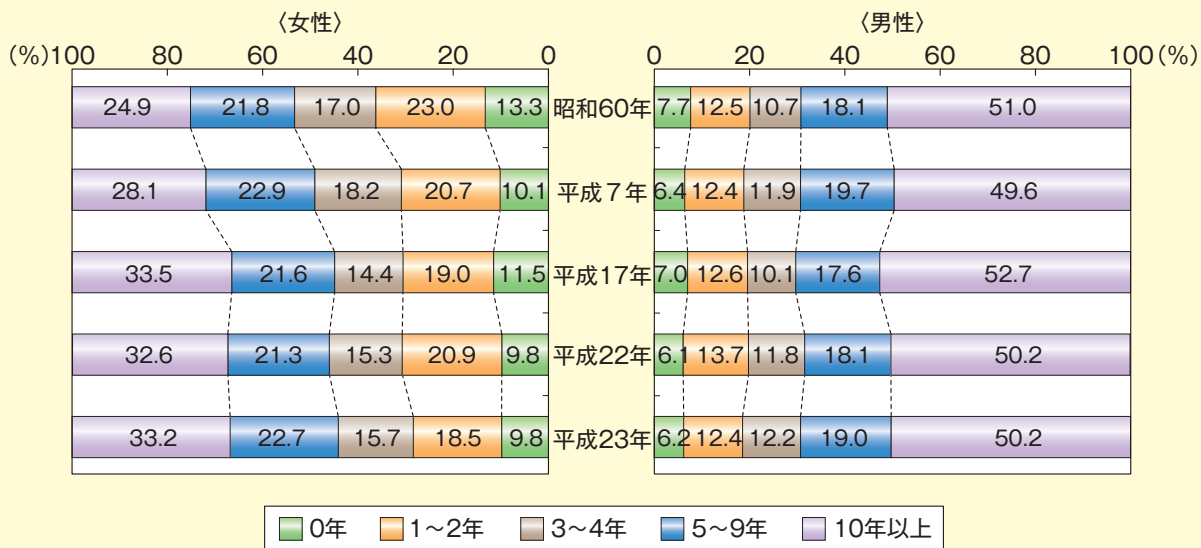
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)で女性管理職を役職別に見ると、係長相当職の割合が最も高く、平成23年は15.3%となっている。また、上位の役職では女性の割合が低く、課長相当職は8.1%、部長相当職では5.1%であり、長期的には上昇傾向にはあるものの極めて低くなっている(第1-3-12図)。

第1-3-10図 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移



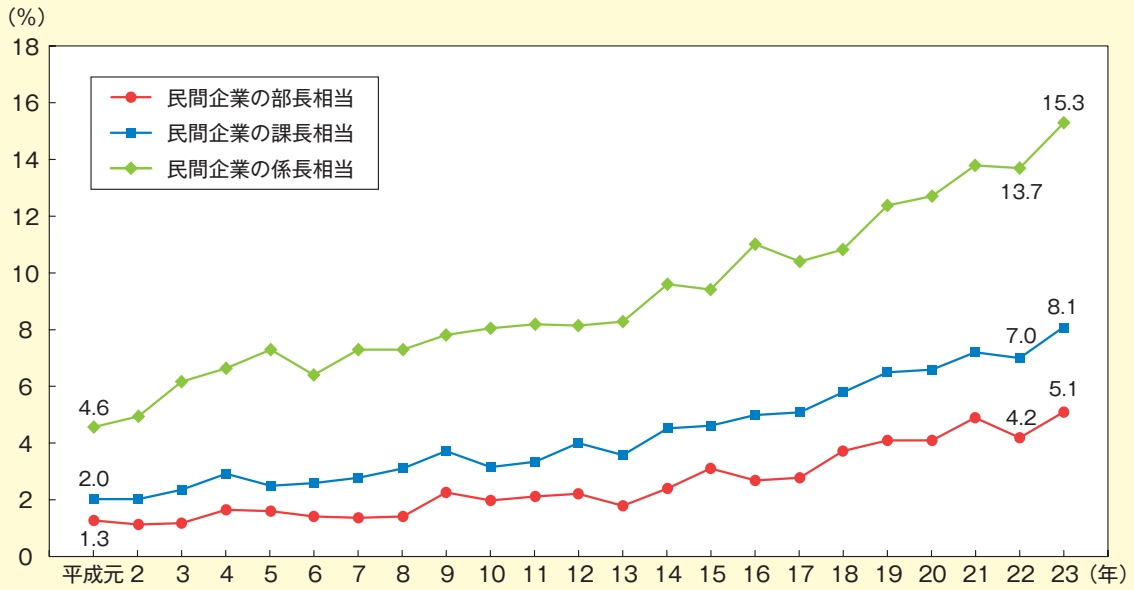
(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
 2. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-3-11図 勤続年数階級別一般労働者の構成割合の推移 (男女別)



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

第1-3-12図 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

(就業形態や役職, 勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差, 女性の6割以上が300万円以下の所得者)

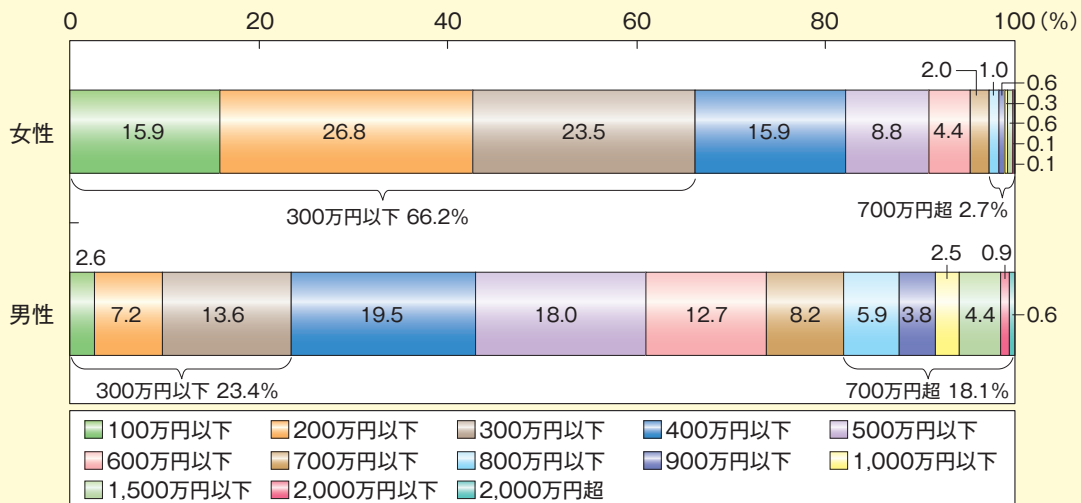
男女の給与所得には大きな差がある。

国税庁「民間給与実態統計調査」(平成22年分)により1年間を通じて勤務した給与所得者について男女別に給与水準を見ると, 300万円以下の所得者の割合が男性では23.4%であるのに対し, 女性では66.2%に達している。また, 700万円超の者は, 男

性では18.1%となっているのに対し, 女性では2.7%に過ぎない(第1-3-13図)。

この状況の背景としては, 正社員に比べて賃金水準が低い短時間労働に女性の就労が多いなど, 雇用形態において男女間に違いがあること, また, パートタイム等に従事する女性では, 収入が一定範囲を超えないよう調整する者もいることなどが考えられる。さらに, 正規雇用者であっても, 役職や残業時間, 勤続年数の男女差が大きく影響しているものと

第1-3-13図 給与階級別給与所得者の構成割合(男女別, 平成22年)



(備考) 国税庁「民間給与実態統計調査」(平成22年分)より作成。

考えられる。

（所定内給与格差は、一般男女労働者間では長期的には縮小傾向、短時間労働者と一般労働者間でも長期的にはやや縮小）

一般労働者における男女の平均所定内給与額の差は、長期的に縮小傾向にあり、平成23年については、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、女性一般労働者の給与水準は70.6と前年に比べ1.3ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額の差は73.3となっており、前年に比べ1.2ポイント縮小した（第1-3-14図）。

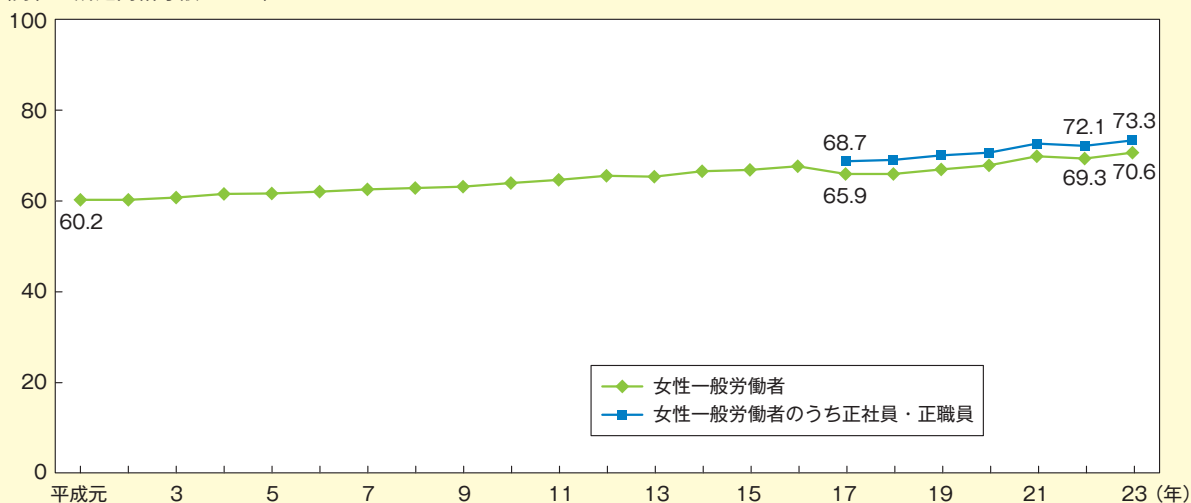
次に男性一般労働者と男女の短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の差について見ると、平成23年では、男性一般労働者の給与水準を100としたとき、男性短時間労働者は55.5となっており、前年に比べ0.8ポイント縮小しているものの、依然と

してその格差は大きい。また、男性の短時間労働者に対して女性の短時間労働者の水準はさらに低く、男性一般労働者と比較すると、女性の短時間労働者の給与水準は50.3となっている。男性一般労働者に対する格差は縮小傾向にあり、23年も前年に比べ0.8ポイント格差が縮小しているものの、男性短時間労働者に対しては引き続き5ポイント程度の差があり、依然非常に低い水準にとどまっている（第1-3-15図）。

また、背景として、出産・育児等を経て就業継続することが困難である就業環境があることで、20歳代後半から40歳代後半の女性で労働力率が低いことがある。このような就業継続の困難は、一般労働者間であっても男性に比べて女性の勤続年数が短かったり、職階が低かったりすることなどを主な理由とする男女間の賃金格差につながっている（第1-3-16表）。

第1-3-14図 男女間所定内給与格差の推移

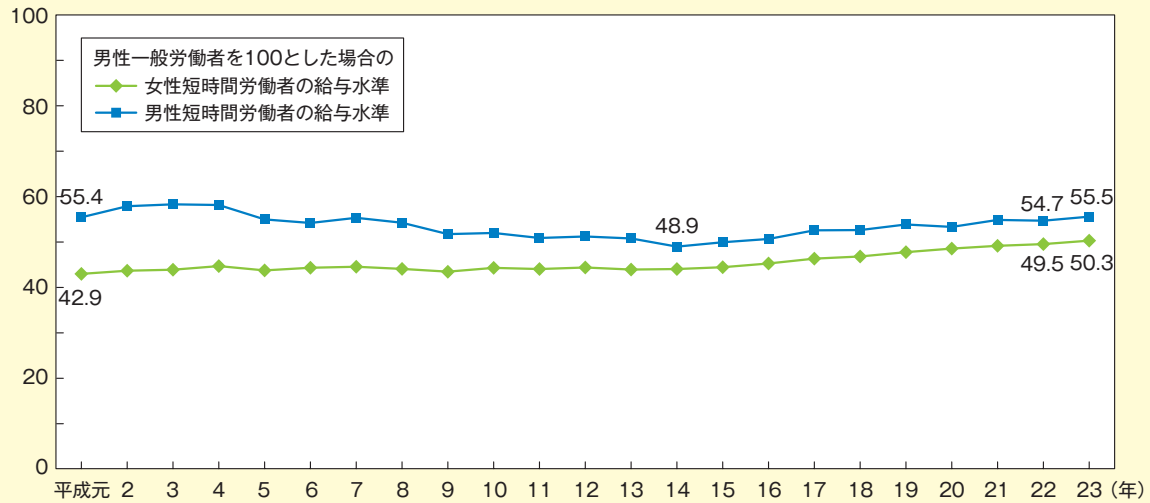
（男性の所定内給与額＝100）



- （備考）
- 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 - 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
 - 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
 - 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。
 - 所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を100とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

第1-3-15図 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移

(男性一般労働者=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

第1-3-16表 男女間の賃金格差の要因 (単純分析)

要因	男女間賃金格差		男女間格差縮小の程度 (2)-(1)
	調整前 (原数値) (1)	調整後 (2)	
勤続年数	69.3	74.4	5.1
職階	71.3	80.9	9.6
年齢	69.3	70.5	1.2
学歴		70.2	0.9
労働時間		70.6	1.3
企業規模		70.0	0.7
産業		66.7	-2.6

- (備考) 1. 資料出所：厚生労働省「平成22年版 働く女性の実情」(平成23年5月)。
 2. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成22年)結果を用いて算出。
 3. 「調整前(原数値)」は男性100に対する、実際の女性の賃金水準。
 4. 「調整後」は女性の各要因の労働者構成が男性と同じと仮定した場合の賃金水準。
 5. 「職階」による調査結果については、調整の都合上、一部のデータを除外しているため他の要因による調整結果と比較する際に注意が必要。

第3節 雇用環境の変化

(雇用をめぐる情勢)

平成23年の企業の法的整理による倒産件数は1万1,369件で、前年比2.5%の減少となっている(株式会社帝国データバンク調べ)。

また、総務省「労働力調査(基本集計)」(平成23年平均)によると、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の完全失業者数は284万人と、同じく3県を除いた前年の結果に比べ33万人の減少となった。完全失業率については、4.5%と同前年比0.5ポイントの低下となった。年齢階級別に見ると、最も高い15～24歳層では、男性は9.3%、女性は7.1%となり、前年と比べると男女とも全ての年齢階級で低下となった。

さらに、文部科学省及び厚生労働省「平成23年度

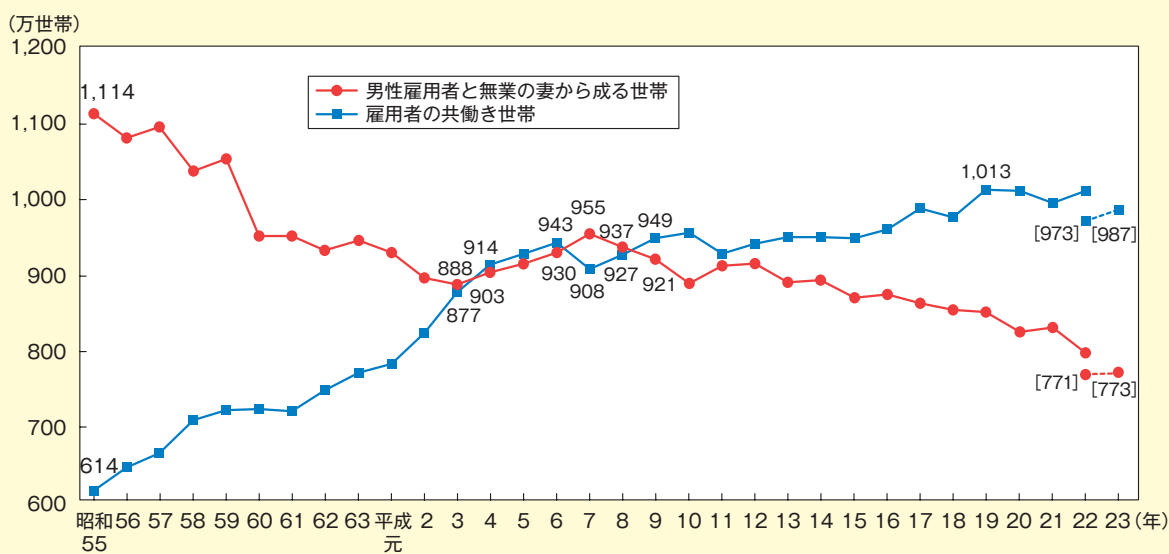
大学等卒業予定者の就職内定状況調査」(平成24年2月1日現在)により、大学生の就職内定率を見ると、男女とも、過去最低だった前年度より上昇したものの、男性80.7%、女性80.3%と低い水準となっている。

(共働き世帯が片働き世帯を上回って推移)

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る片働き世帯数を上回っている。23年(岩手県、宮城県及び福島県を除く。)では、雇用者の共働き世帯は987万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る片働き世帯は773万世帯となっている(第1-3-17図)。

その背景として、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化等があると考えられる。

第1-3-17図 共働き等世帯数の推移



- (備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の〔〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

本章のポイント

第1節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

- 仕事と生活の調和の認知度は2割にとどまっている。
- 男女共に、「仕事」と「家庭生活」など、複数の活動をバランスよく行うことを希望する人の割合が高いが、現実には、「仕事」や「家庭生活」など単一の活動を優先している人の割合が高い。

第2節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性

- 育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業継続をめぐる状況は依然として厳しい。
- 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に関わる時間は、1日当たり1時間程度と他の先進国と比較して低水準。
- 働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1節

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をめぐる状況

(仕事と生活の調和の認知度)

内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」(平成23年)によると、ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか、という質問に対し、「言葉を聞いたことがある」人の割合は5割を超えているが、「言葉も内容も知っている」人の割合は約2割にとどまっており、まだ十分に知られていないことが分かる(第1-4-1図)。

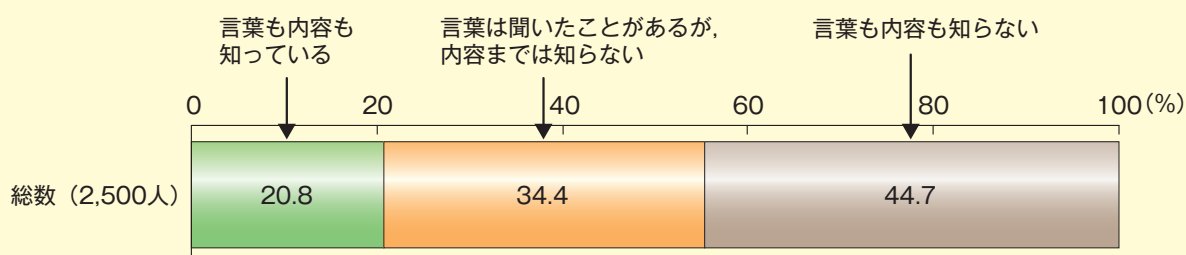
また、内閣府の世論調査(平成21年10月)においては、ワーク・ライフ・バランスという言葉を見た

り聞いたりしたことがある人の割合は37.0%となっている。

(仕事と生活の調和に関する希望と現実)

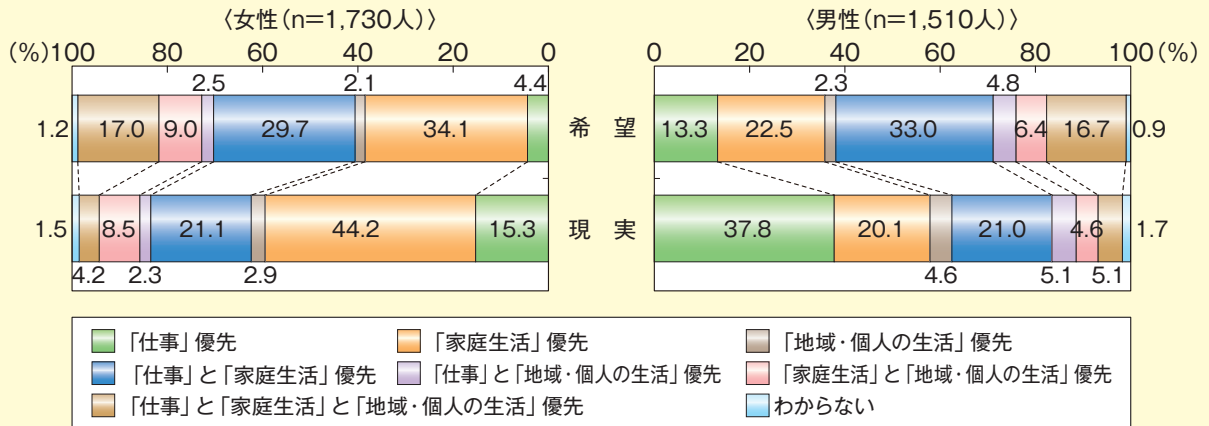
また、内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)において、全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、男女共に「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいなど、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっているが、現実には、「仕事」や「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高くなっている(第1-4-2図)。

第1-4-1図 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の認知度



(備考) 内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査」(平成23年2月調査)より作成。

第1-4-2図 仕事と生活の調和に関する希望と現実（男女別）



(備考) 1. 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年)より作成。
 2. 「生活の中の、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つだけお答えください。」への回答。

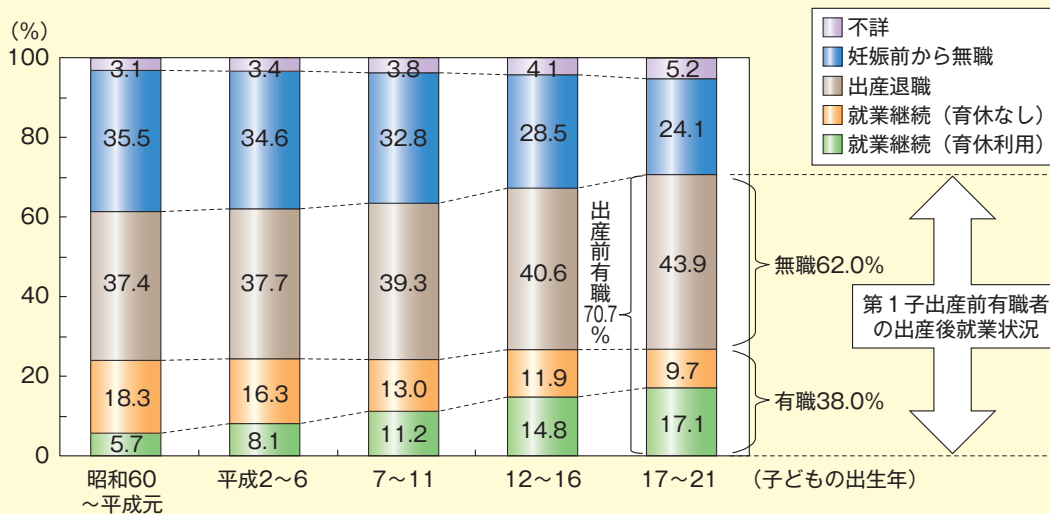
第2節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性

（女性の就業継続をめぐる状況）

育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、出産を機に離職する女性は以前と変わらず多い（第1-4-3図）。

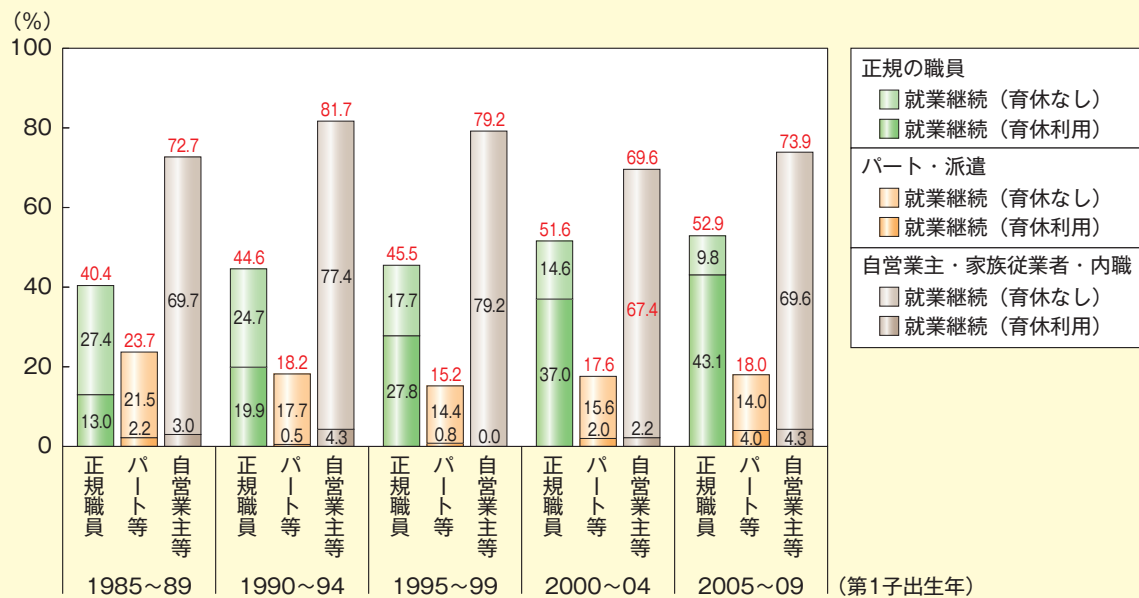
これを正規の職員とパート・派遣に分けて見ると、正規の職員は就業を継続している者の割合が増加しているのに対し、パート・派遣は就業を継続する者の割合が正規の職員に比べて少なく、パート・派遣等非正規雇用者については、第1子出産前後に退職する女性の割合が依然として高い状況にある（第1-4-4図）。

第1-4-3図 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続(育休利用) - 妊娠判明時就業~育児休業取得~子ども1歳時就業
 就業継続(育休なし) - 妊娠判明時就業~育児休業取得なし~子ども1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業~子ども1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職~子ども1歳時無職

第1-4-4図 出産前有職者の就業継続率（就業形態別）



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用）- 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業
 就業継続（育休なし）- 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業

（子育て世代の男性の長時間労働）

年齢別男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合を見ると、子育て期にある30歳代男性において、18.4%と、他の年代に比べ、最も高い水準となっている（第1-4-5図）。

そうした男性の長時間労働の影響もあって、総務省「社会生活基本調査」（平成18年）によると、我が国では、6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連に費やす時間（1日当たり）は1時間程度と他の先進国と比較して低水準にとどまっている（第1-4-6図）。

また、男性の育児休業取得率の推移を見ると、民間企業では、平成23年には2.63%（速報値）となっており、前年に比べ1.25ポイント上昇した。国家公務員では、22年度は1.80%となっている。しかしいずれも、女性（民間企業87.8%、国家公務員97.9%）と比較すると依然として低水準で、男女間

で大きな差がある（第1-4-7図）。

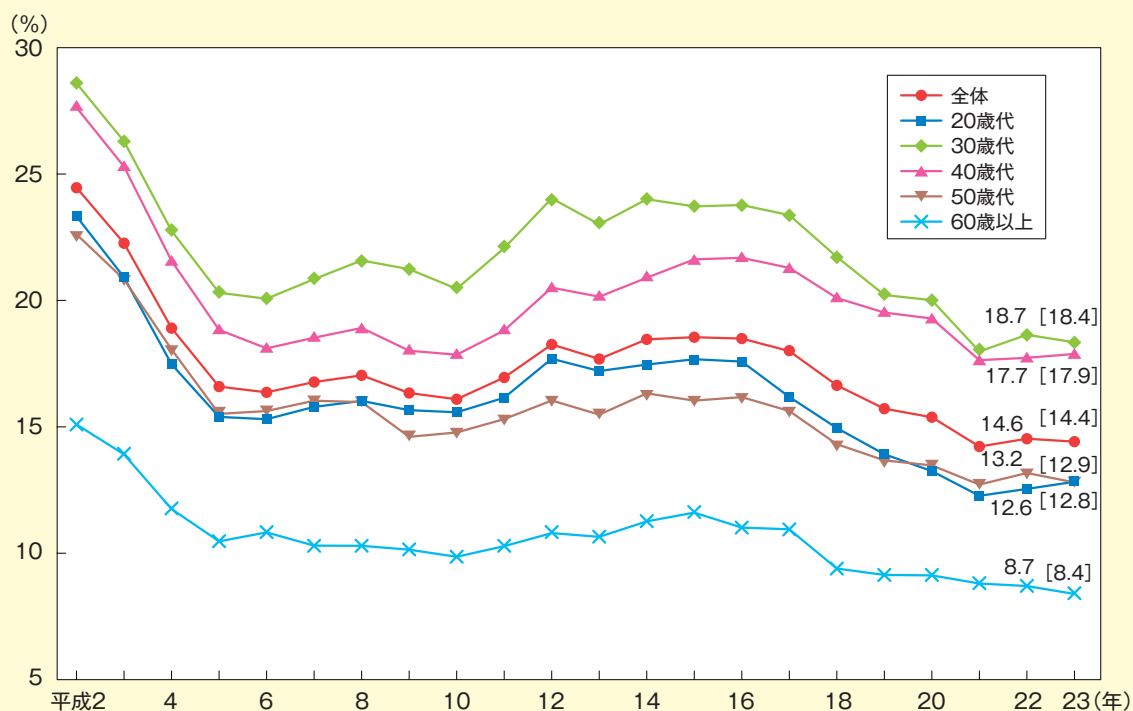
（性別役割分担意識の動向）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、昭和54年調査では、賛成の割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）が7割を超えていたが、平成16年調査で初めて反対（「反対」+「どちらかといえば反対」）が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えた（第1-4-8図）。

（仕事と生活の調和推進の必要性）

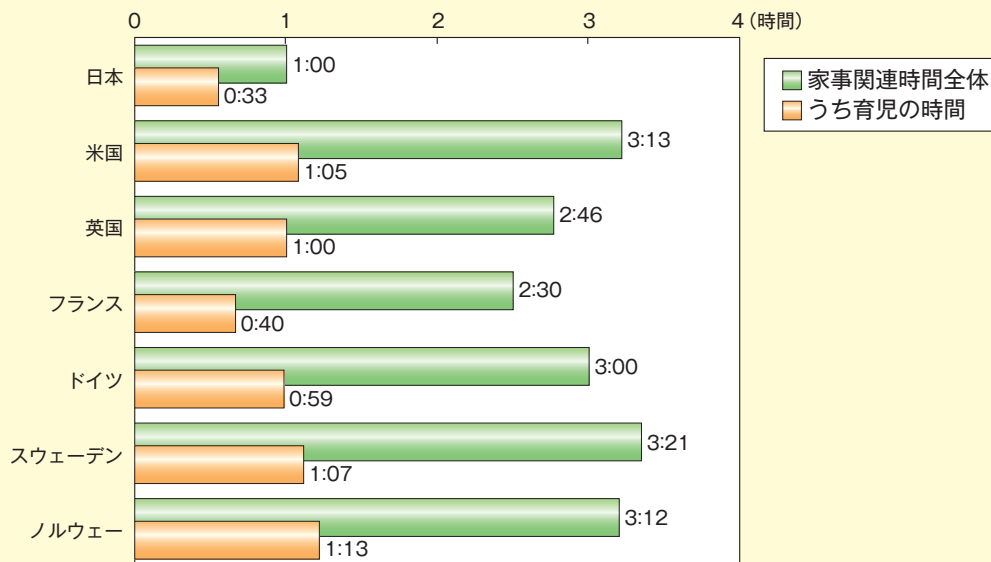
男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て等様々な活動を自分の希望するバランスで展開できる社会を構築するためには、こうした現状を踏まえ、働き方の見直しや意識改革を図るなど仕事と生活の調和の推進に向けた取組が重要である。

第1-4-5図 週労働時間60時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）



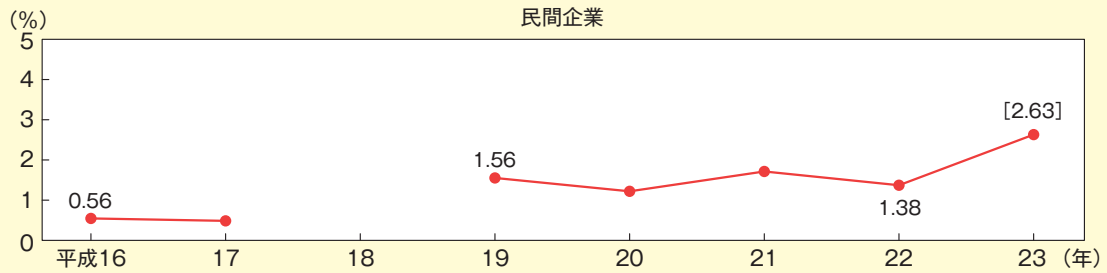
(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」により作成。
 2. 数値は、非農林業就業者(休業者を除く)総数に占める割合。
 3. 平成23年の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第1-4-6図 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）

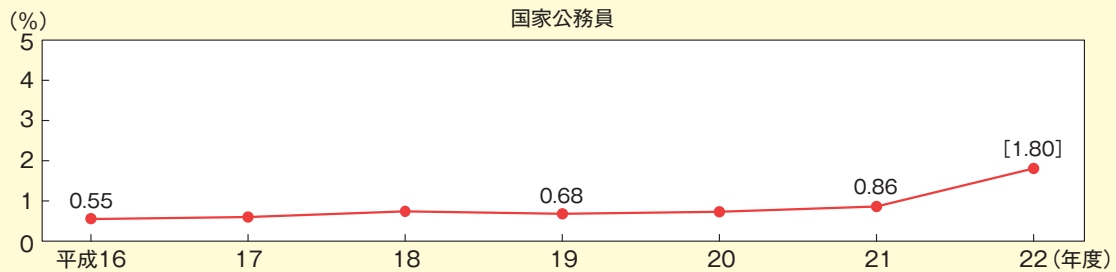


(備考) 1. Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S. "America Time-Use Survey Summary" (2006) 及び総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。
 2. 日本の数値は、「夫婦と子どもの世帯」に限定した夫の時間である。

第1-4-7図 男性の育児休業取得率の推移

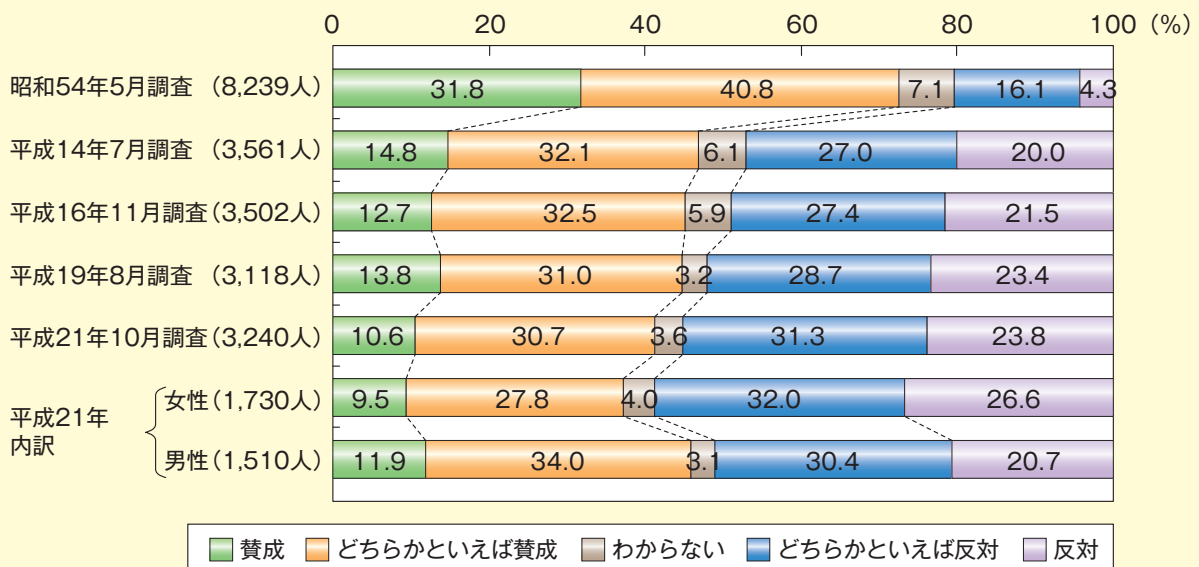


- (備考) 1. 厚生労働省「女性雇用管理基本調査」より作成（調査対象「常用労働者5人以上を雇用している民営事業所」）。ただし、平成18年は、調査対象が異なる（「常用労働者30人以上を雇用している企業」）ため計上していない。19年以降は厚生労働省「雇用均等基本調査」による。
 2. 調査年の前年1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始（申出）した者の割合。
 3. 平成23年の[]内の割合は、速報値であり、東日本大震災のため、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。



- (備考) 1. 総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」より作成。また22年度は、「一般職の国家公務員の育児休業等実態調査及び介護休暇使用実態調査の結果について」及び防衛省調べより作成。
 2. 当該年度中に子が出生した者に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の割合。
 3. 平成22年度の[]内の割合は、東日本大震災のため調査の実施が困難な官署に在勤する職員(850人)は含まない。

第1-4-8図 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について（男女別）



(備考) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」等により作成。

本章のポイント

第1節 高齢男女をめぐる状況等

- 男性では5人に1人、女性では4人に1人以上が65歳以上の高齢者であり、75歳以上では6割以上を女性が占めている。
- 孤立や経済困窮等の状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。
- 貧困の状況には男女で違いが見られ、高齢になると女性の相対的貧困率は男性の相対的貧困率を大きく上回るようになる。特に、高齢単身女性世帯や母子世帯の貧困率が高い状況が見られる。
- 男性については、単身男性の地域における孤立が深刻化している。
- 非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある。非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結び付く可能性がある。
- 相対的貧困率を、到達した教育段階（学歴）別に見ると、特に中学校卒業の若年の女性において高い傾向が見られる。

第2節 高齢男女の自立と共生

- 女性は男性に比べて、就業中断等で就業経験の蓄積や能力開発が不十分であるために、就業希望が実現されにくい現状がある。
- 女性の高齢期の経済的自立につなげるため、税制や社会保障制度を多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していくことが必要である。
- 高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代と共に自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的に捉える必要がある。

第1節 高齢男女をめぐる状況等

（高齢化の現状）

平成23年10月1日現在、我が国の総人口は1億2,780万人であった。一方で、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）は前年の23.0%から23.3%となり、男性では5人に1人、女性では4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっている。75歳以上では6割以上を女性が占めている（第1-5-1表）。

（高齢単身世帯の増加）

孤立や貧困等の状況に置かれやすい高齢の単身世帯は、未婚や離婚が増える中で今後急速に増えていくと考えられる。特に単身世帯の割合の増加が著しいと予測されるのが男性である。平成42年（2030年）には女性は高齢者の5人に1人、男性は高齢者の6人に1人が一人暮らしの社会になると予測されている（第1-5-2図）。

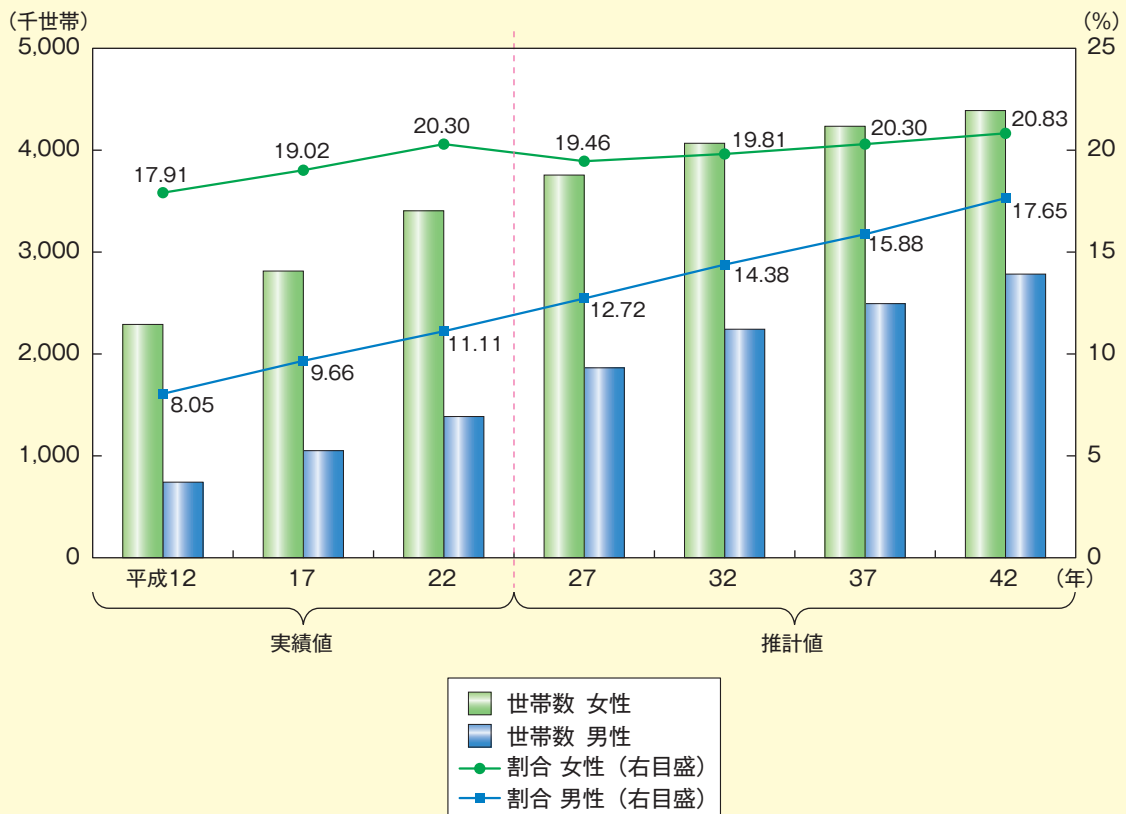
第1-5-1表 高齢化の現状

単位：万人単位(人口), %(構成比)

		平成23年10月1日		
		総数	男	女
人口	総人口	12,780	6,218	6,562
	高齢者人口(65歳以上)	2,975	1,268 (性比) 94.8	1,707
	65~74歳人口(前期高齢者)	1,504	709 (性比) 89.2	795
	75歳以上人口(後期高齢者)	1,471	559 (性比) 61.3	912
	生産年齢人口(15~64歳)	8,134	4,095 (性比) 101.4	4,039
	年少人口(0~14歳)	1,671	855 (性比) 104.9	815
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	高齢者人口(高齢化率)	23.3	20.4	26.0
	65~74歳人口	11.8	11.4	12.1
	75歳以上人口	11.5	9.0	13.9
	生産年齢人口	63.6	65.9	61.6
	年少人口	13.1	13.8	12.4

(備考) 1. 総務省「人口推計」(平成23年10月1日現在)より作成。
2. 「性比」は、女性人口100人に対する男性人口。

第1-5-2図 65歳以上人口に占める単独世帯数の将来推計



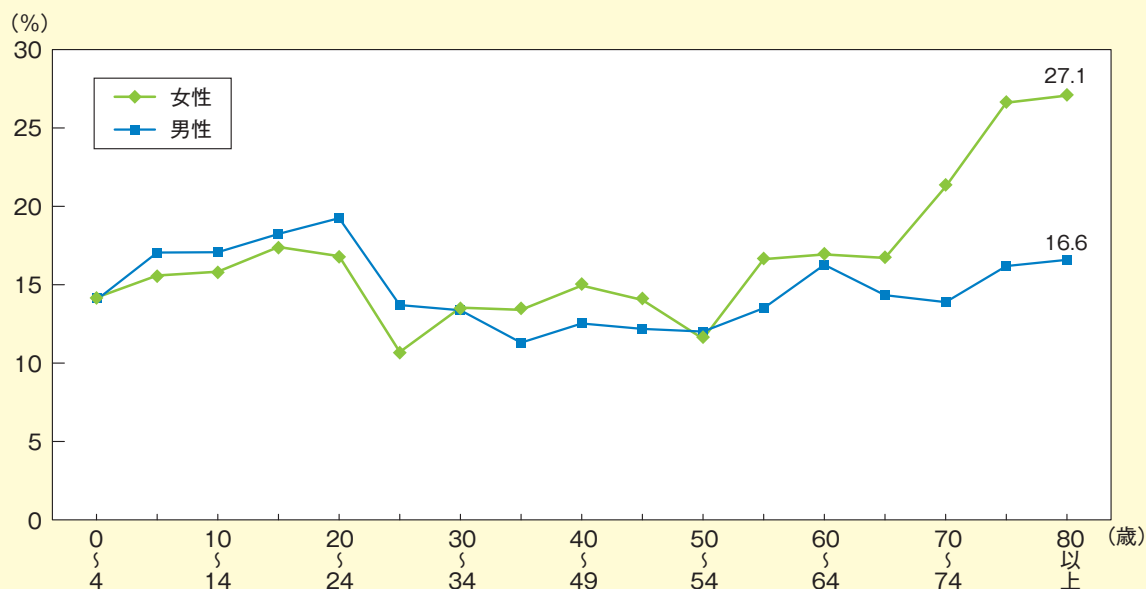
(備考) 単独世帯数及び割合は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位推計人口より算出。

(女性で高い相対的貧困率)

貧困の状況には男女で違いが見られ、高齢になると女性の相対的貧困率は男性の相対的貧困率を大き

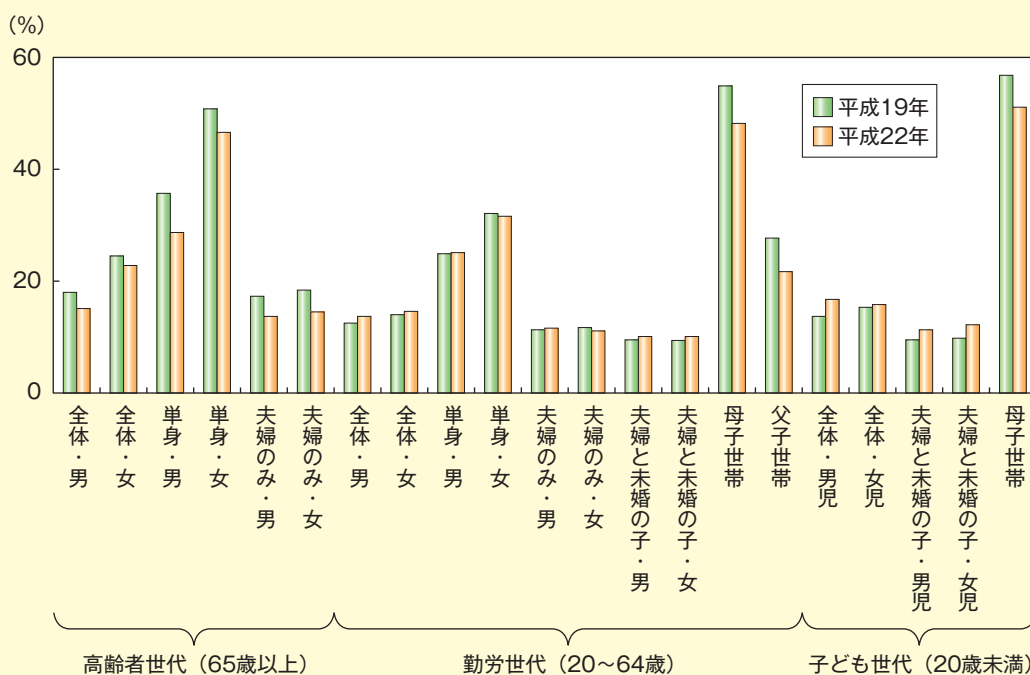
く上回るようになる(第1-5-3図)。特に高齢単身女性世帯や母子世帯の貧困率が高い状況が見られる(第1-5-4図)。

第1-5-3図 男女別・年齢階層別相対的貧困率(平成22年)



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成。

第1-5-4図 世代・世帯類型別相対的貧困率(平成19年, 22年)

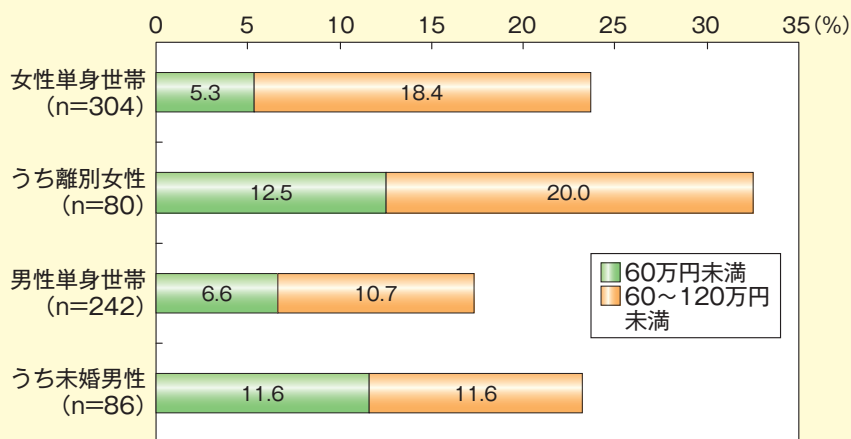


(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年, 22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

女性は家事・育児や介護等のために就業中断が生じやすいこと、給与所得が男性に対して低いこと、非正規雇用の割合が高いことなどの就労環境等により、所得や貯蓄が十分でないという状況がある。母子家庭の母の就業率が高いにもかかわらず、母子家庭の貧困率が高いという状況や、若い時からの働き方の影響と平均寿命の長期化とがあいまって、高齢期になるほど女性が経済的に厳しい状況に置かれるという状況が見られる。高齢者の中でも、経済的に厳しい状況に置かれているのが高齢単身女性である。

中でも特に厳しい状況に置かれているのが離別女性である。離別女性は、夫の収入や遺族年金に頼ることもできず、安定した再就職もままならないことが少なくない。また、その3人に1人が年収120万円未満であるが（第1-5-5図）、就労経歴を見ると、雇用者のうち約4割が非正規雇用中心であったことなどが影響しているとみられる（内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年））。

第1-5-5図 単身世帯（55～74歳）における低所得層の割合（年間収入）



(備考) 1. 内閣府「高齢男女の自立した生活に関する調査」（平成20年）より作成。
2. 「収入」は税込みであり、就業による収入、年金等による収入のほか、預貯金の引き出し、家賃収入や利子等による収入も含む。

（単身男性の問題）

他方、男性については、単身男性の地域における孤立が深刻化している。内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」（平成22年）では、「つきあいはほとんどない」割合は、男性の一人暮らし世帯の場合、同条件の女性の6.6%に対して、17.4%となっている（第1-5-6図）。また、「困ったときに頼れる人がいない」人の割合も、男性の一人暮らし世帯の場合、同条件の女性が7.3%であるのに対して19.8%と高い（第1-5-7図）。男性で単身の場合は、約半数は子どもがいないため、家族による支えも期待しにくいといえる。

特に未婚の単身男性について、約1割が年収60万円未満であるなど、一部に経済的に厳しい状況があることも分かる（第1-5-5図（再掲））。

（多様な働き方～非正規雇用の増加）

雇用就業をめぐる状況が変化する中、非正規雇用が若年層も含めて増加傾向にある（第1-3-6図（再掲））。

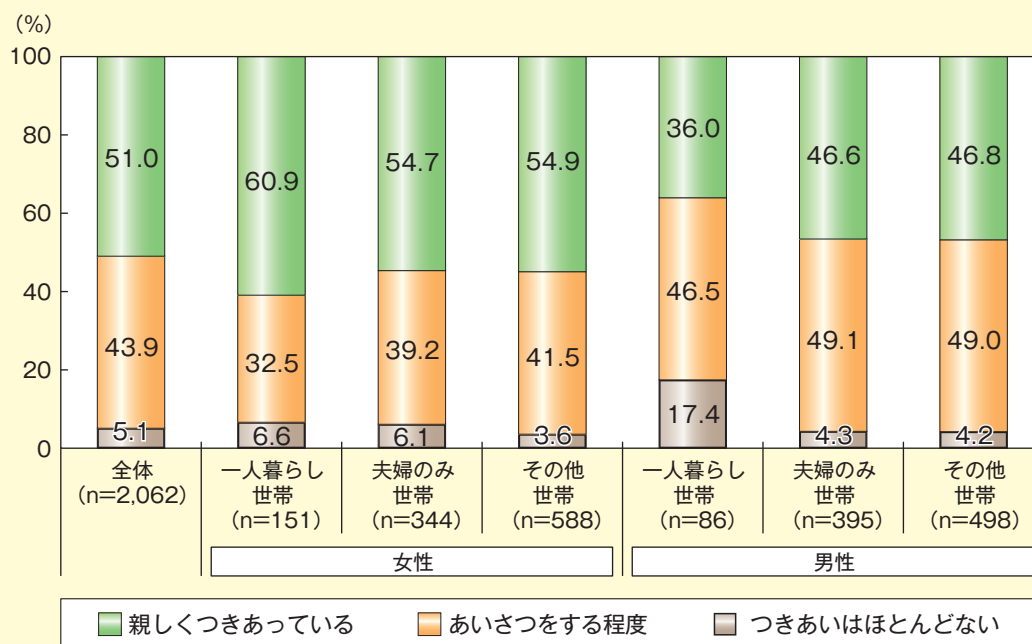
非正規雇用者は、現状においては厚生年金等被用者保険の適用から除外されやすい状況にあるとの指摘もあり、その増加は将来において老後の生活設計を描きにくい層の増加に結び付く可能性がある。

（到達した教育段階が賃金等に及ぼす影響）

教育は価値観の形成・確立に大きな影響を与え、生涯を通じた知識・技能習得の基盤となって人的資本を形成し、生涯にわたって様々な影響を及ぼす。

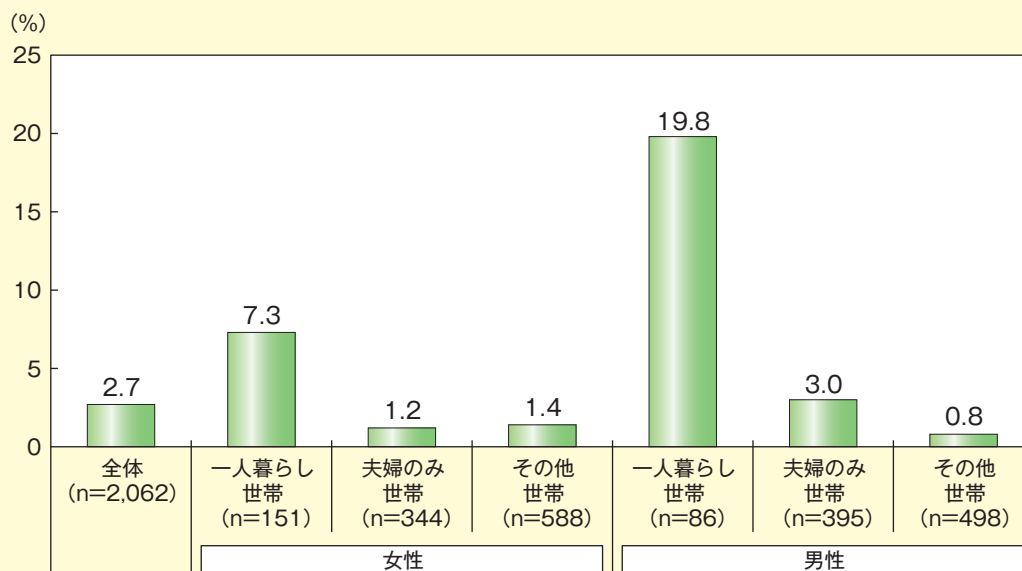
相対的貧困率を、到達した教育段階（学歴）別に見ると、特に中学校卒業の若年の女性において高い傾向が見られる（第1-5-8図）。

第1-5-6図 近所づきあいの程度



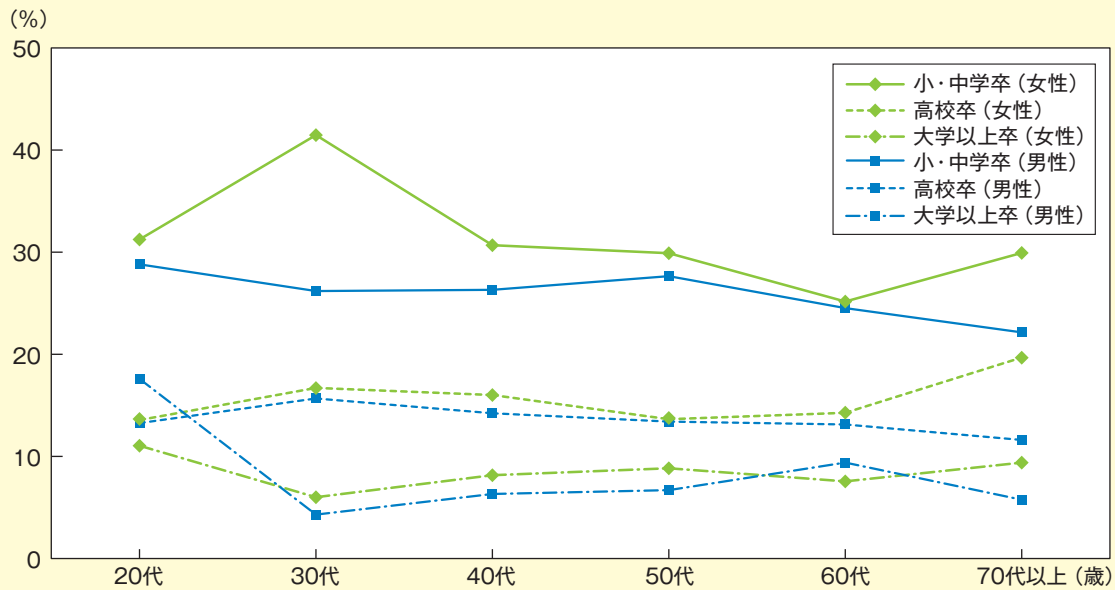
(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)より作成。
2. 調査対象は、60歳以上の男女である。

第1-5-7図 困ったときに頼れる人がいない人の割合



(備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)より作成。
2. 調査対象は、60歳以上の男女である。

第1-5-8図 男女別・学歴別・年齢階層別相対的貧困率（平成22年）

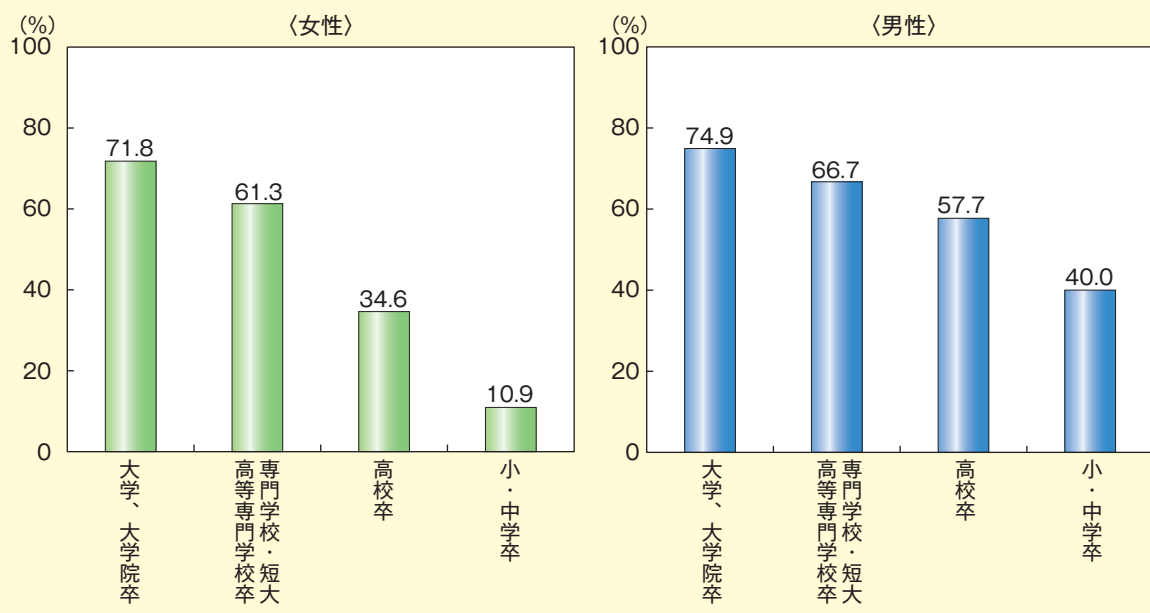


(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成22年調査の調査対象年は平成21年。

この背景には、学歴によって異なる雇用形態や賃金水準等があると考えられる(第1-5-9図、第1-5-10図)。

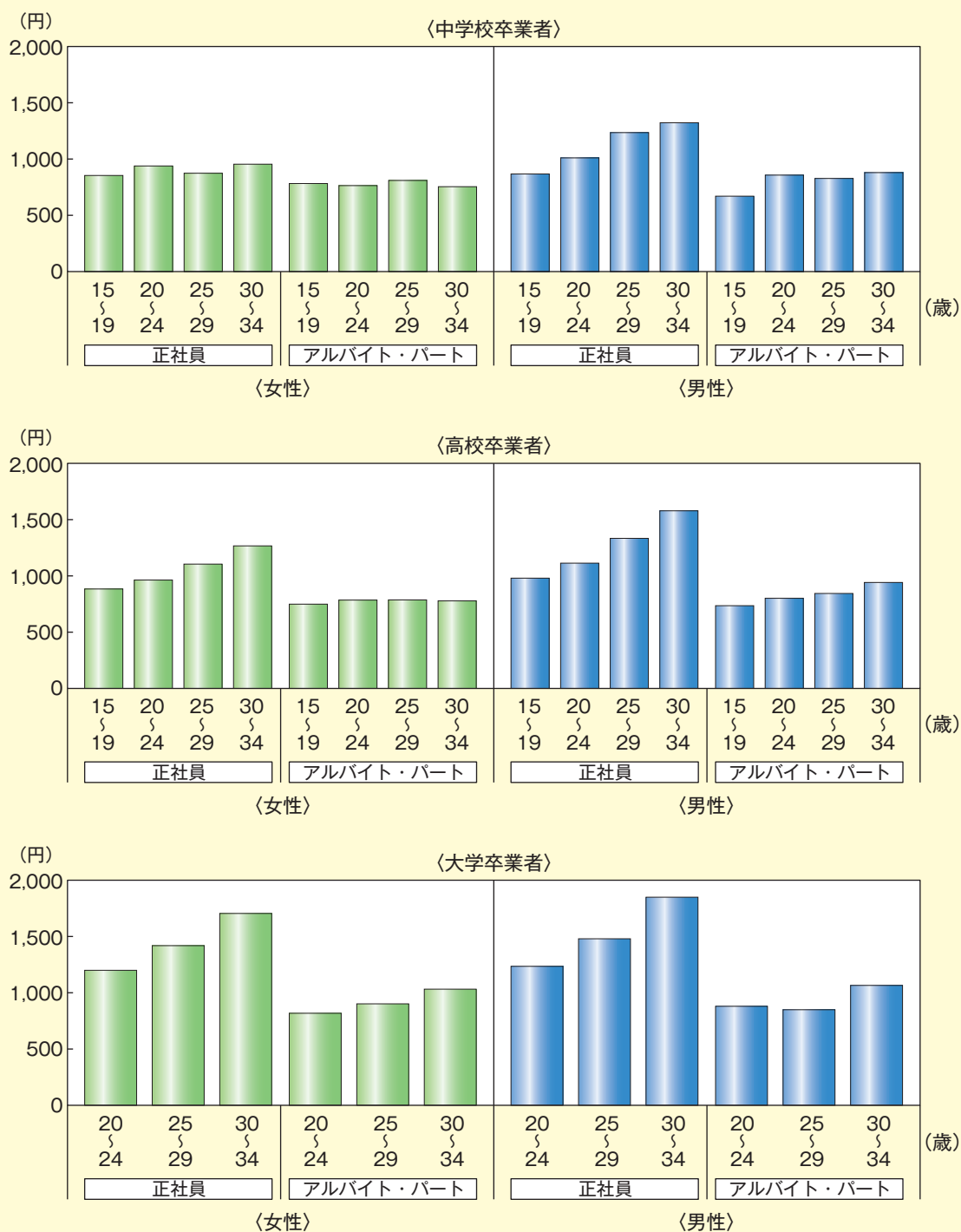
一方、我が国の女性の高等教育在学率は、男性と比較しても、また先進諸国と比較しても低い傾向が見られる(第1-8-2図(再掲))。

第1-5-9図 男女別20~24歳層(在学者を除く)人口に占める正規雇用者の比率(平成19年)



(備考) 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)より作成。

第1-5-10図 雇用形態別・年齢階層別 時間当たり収入 (15~34歳)



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)を基とする、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」小杉礼子委員による特別集計より作成。
 2. 「時間当たり収入」は、「だいたい規則的に」、「年間200日以上」働いていると回答した者を対象に、年収を週労働時間で除した数値。
 3. 在学者を除く。

第2節 高齢男女の自立と共生

（高齢男女の就業と社会参画）

総務省「就業構造基本調査」（平成19年）によれば、65～69歳の女性の3割強が就業意欲を持っている。また、そのうち無業者については「収入を得る必要」を挙げる割合は男性よりも高くなっている。しかし、女性は男性に比べて、就業中断等で就業経験の蓄積や能力開発が不十分であるために、就業希望が実現されにくい現状がある。

（高齢期の経済的自立につなげるための制度）

配偶者控除や第3号被保険者制度等は、就労に中立的ではなく、女性自身の経済的自立を阻害してきた側面がある。

これらの制度については、高齢期の経済的自立につながるよう、世代間で公平であり、かつ、多様なライフスタイルに中立的なものとする方向で見直していく必要がある。

（家庭・地域における支え合いの下での生活自立）

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、高齢者を他の世代と共に自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、積極的に捉える必要がある。また、高齢者が自立し、健康で安心して暮らせ

る社会の実現には、男女の生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援施策等の展開が必要であり、さらに、若い時期からの働き方や家族の持ち方等世代横断的な視点が必要である。

（性差に配慮した医療・介護予防）

疾患の罹患状況や要介護になった原因には男女間で違いが見られる。例えば、男性については肝疾患や悪性新生物が、女性については認知症や関節性疾患等の罹患率が高い傾向がある。このような男女の違いに配慮した性差医療の推進や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を進めることが必要である。

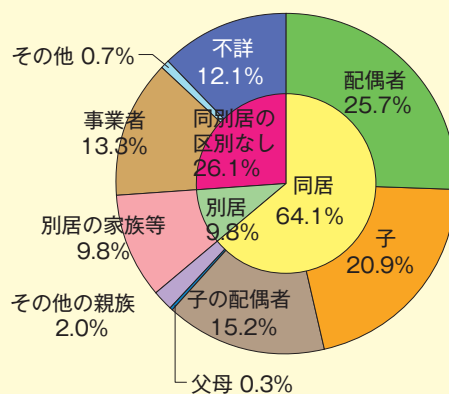
（良質な医療・介護基盤等）

介護を必要とする高齢者（介護予防サービスと介護サービスの受給者総数）は、女性が男性の約2.4倍となっている。女性は長寿ゆえに一人暮らしになる可能性が高いなどの理由により、高齢女性の介護は重要な課題である。

他方、介護の担い手としての女性を取り巻く状況を見ると、家族内の主な介護者の7割は女性であり（第1-5-11図）、老老介護の負担の深刻さも指摘されている。また、ホームヘルパー等の介護労働者も約8割が女性であるが、介護労働者についてはその賃金等の低さも指摘されている。

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は

第1-5-11図 要介護者等から見た主な介護者の続柄



同居の家族介護者の男女内訳	
女性	69.4%
男性	30.6%

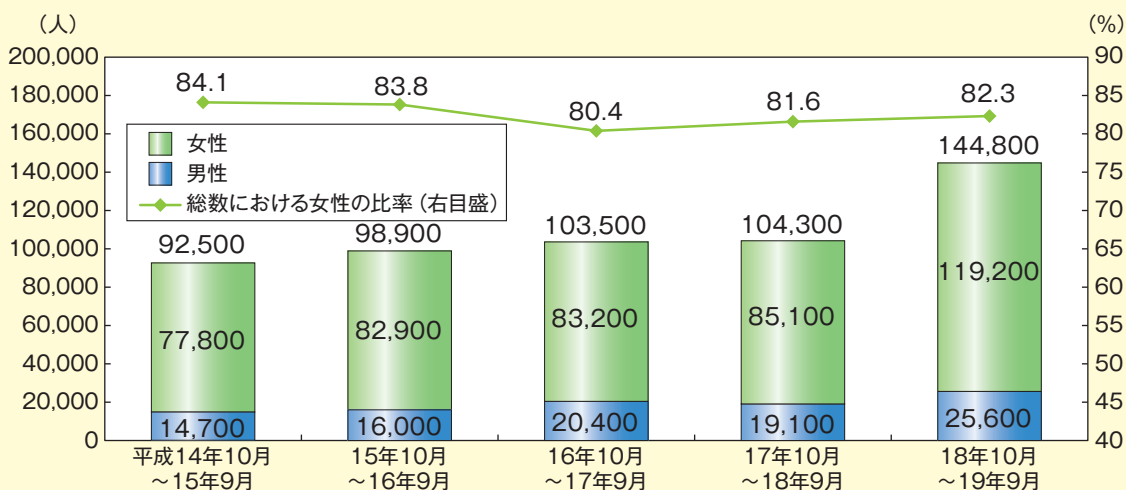
（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）より作成。

増加傾向にあり、平成18年10月から19年9月の1年間で14万4,800人となっている。

これを男女別に見ると、女性の離職・転職者数は11万9,200人で、全体の82.3%を占めている（第1-5-12図）。また、男女別・年齢別に見ると、男

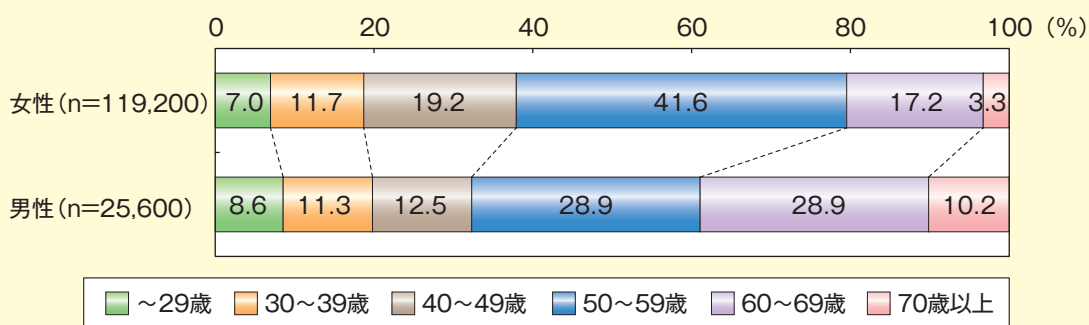
性は50歳代及び60歳代で最も高くそれぞれ28.9%となっている一方、女性は50歳代で41.6%と最も高く、次いで40歳代の19.2%となっている（第1-5-13図）。

第1-5-12図 介護・看護を理由に離職・転職した人数



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)より作成。
 2. 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。
 3. 表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

第1-5-13図 介護・看護を理由に離職・転職した人の年齢構成割合 (平成18年10月～19年9月に離職・転職した人)



(備考) 総務省「就業構造基本調査」(平成19年)より作成。

本章のポイント

第 1 節 配偶者等からの暴力の実態

- 平成23年の調査によると、女性の10.6%、男性の3.3%はこれまでに配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、性的強要のいずれかを1つでも受けたことが「何度もあった」と答えている。
- 被害者は、相手から離れて生活を始めるに当たって、「当面の生活をするために必要なお金がない」、「自分の体調や気持ちが回復していない」など、様々な困難な状況に置かれている。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の91.5%が女性。
- 配偶者暴力相談支援センターは全国に210か所（平成24年1月現在）。
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年々増加（平成22年4月～23年3月に寄せられた相談件数は7万7,334件）。
- 配偶者暴力防止法施行後平成23年12月末までの間に、発令された保護命令の件数は2万477件。

第 2 節 性犯罪の実態

- 強姦の認知件数は、平成16年から減少傾向に転じており、23年は1,185件。強制わいせつの認知件数は、16年から続いていた減少傾向が、22年は7年ぶりに増加に転じたが、23年は再び減少し、6,870件。
- これまでに異性から無理やりに性交された経験のある女性は7.7%。若年・低年齢時の被害が多い。
- 平成23年の調査によると、異性から無理やりに性交された経験のある女性のうち、被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人は67.9%。

第 3 節 売買春の実態

- 平成23年中の売春関係事犯検挙件数は1,454件で、前年比減少。
- 平成23年中の要保護女子総数は1,241人で、そのうち未成年者が占める割合は25.5%であり、いずれも前年に比べ減少した。
- 平成23年中の児童買春事件の検挙件数は、842件で前年比減少。

第 4 節 人身取引の実態

- 平成23年中に警察が確認した人身取引被害者の総数は25人で、前年比減少。

第 5 節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- 平成23年度中の雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は1万2,228件。

第 6 節 ストーカー行為の実態

- 平成23年中のストーカー事案に関する認知件数は1万4,618件。
- 平成23年中のストーカー行為での検挙件数は197件、禁止命令違反での検挙件数は8件。

第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

内閣府では、全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)を実施した。本調査によると、これまでに結婚したことのある人(2,598人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1,2度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっている(第1-6-1図)。

(様々な困難な状況に置かれる被害者)

内閣府は、配偶者等から暴力を受けた被害者を対象に、被害者の置かれている状況、自立や心身の健康回復のために望む支援等についてのアンケート調

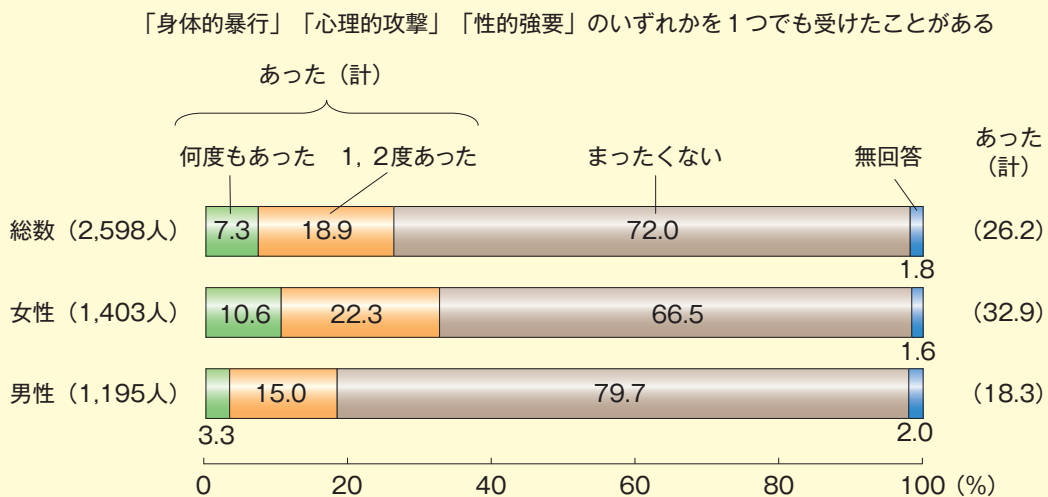
査を実施し(回答799人)、その結果を平成19年1月に公表した。調査結果によると、配偶者等から暴力を受けた被害者が、相手と離れて生活を始めるに当たって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がない」(54.9%)が最も多く、以下「自分の体調や気持ちが回復していない」(52.9%)、「住所を知られないようにするため住民票を移せない」(52.6%)等となっており、被害者の多くが一人で複数の困難な状況に置かれていた(第1-6-2図)。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると、平成23年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む)間における殺人、傷害、暴行は3,091件、そのうち2,829件(91.5%)は女性が被害者となった事件である。

女性が被害者となった割合は、殺人は158件中89件(56.3%)と、やや低くなっているが、傷害は1,415件中1,325件(93.6%)、暴行は1,518件中1,415件(93.2%)、とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている²(第1-6-3図)。

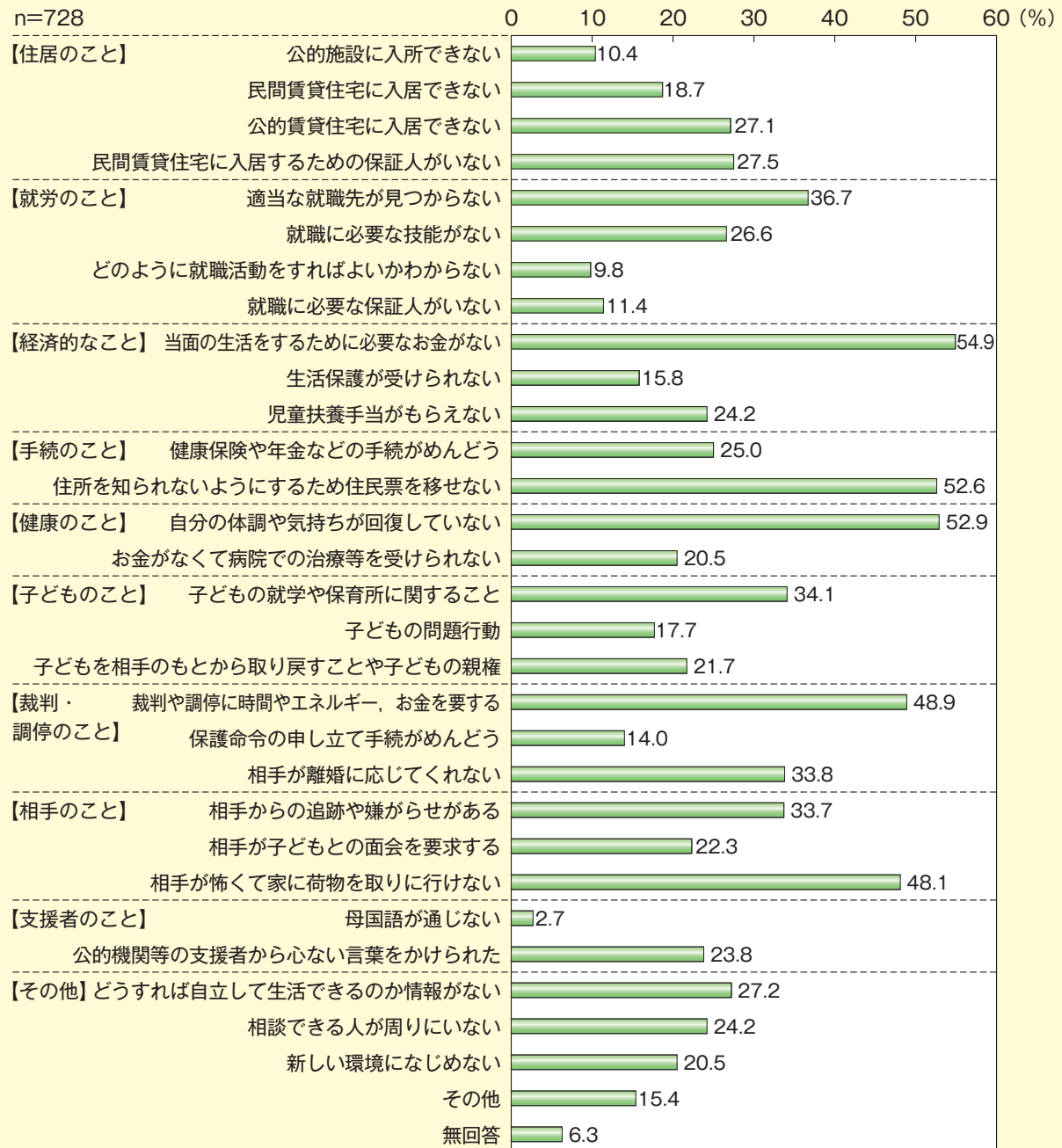
第1-6-1図 配偶者からの被害経験(男女別)



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 2. 身体的暴行：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた。あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

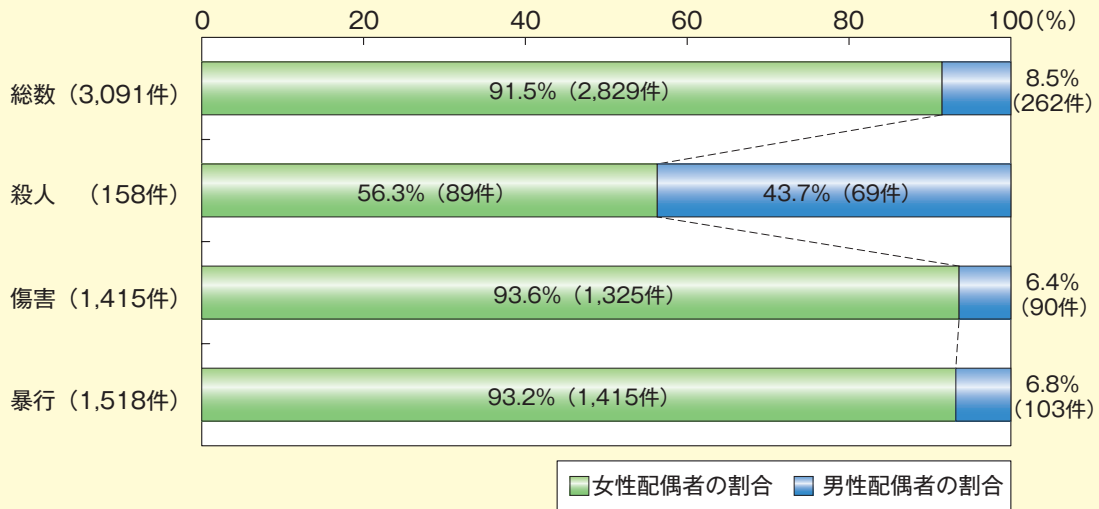
² 数値については解決事件を除く。解決事件とは、刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、基本事実がないことその他の理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件をいう。

第1-6-2図 離れて生活を始めるに当たっての困難



(備考) 内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査結果」(平成19年)より作成。

第1-6-3図 配偶者間（内縁を含む）における犯罪（殺人，傷害，暴行）の被害者（検挙件数の割合）（平成23年）



（備考）警察庁資料より作成。

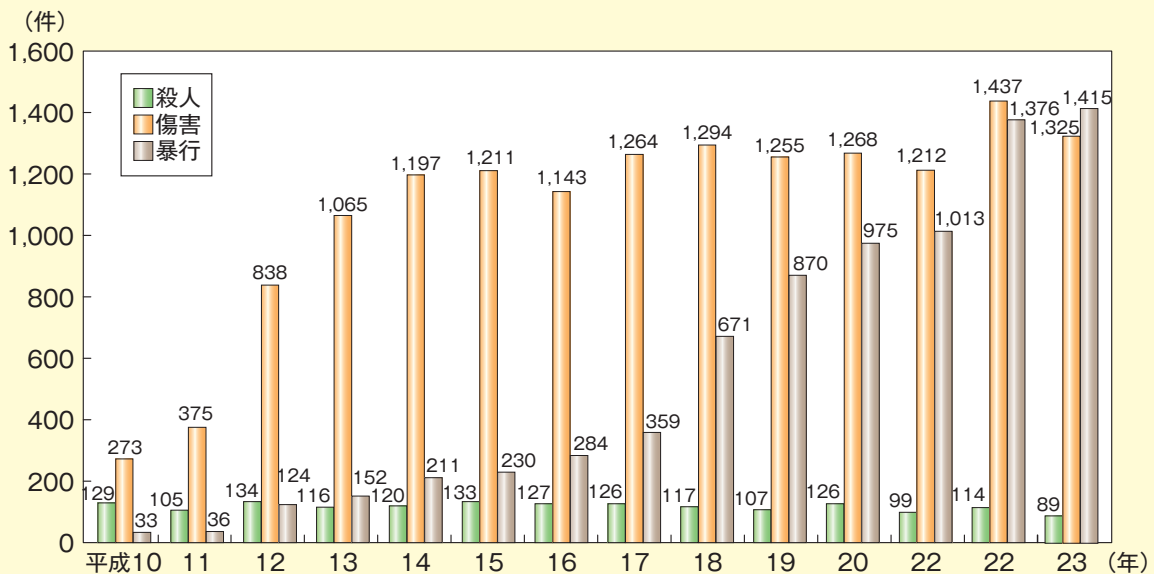
（増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数）

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別に見ると、平成23年において、傷害は1,325件となり依然高水準で推移し、暴行は1,415件で12年以降増加傾向にある³（第1-6-4図）。

（増加傾向にある夫からの暴力を理由とする婚姻関係事件数）

平成22年度の家裁裁判所における婚姻関係事件の既済総件数は6万9,684件、うち妻からの申立総数は5万657件、夫からの申立総数は1万9,027件となっている。

第1-6-4図 夫から妻への犯罪の検挙状況



（備考）警察庁資料より作成。

³ 脚注2に同じ。

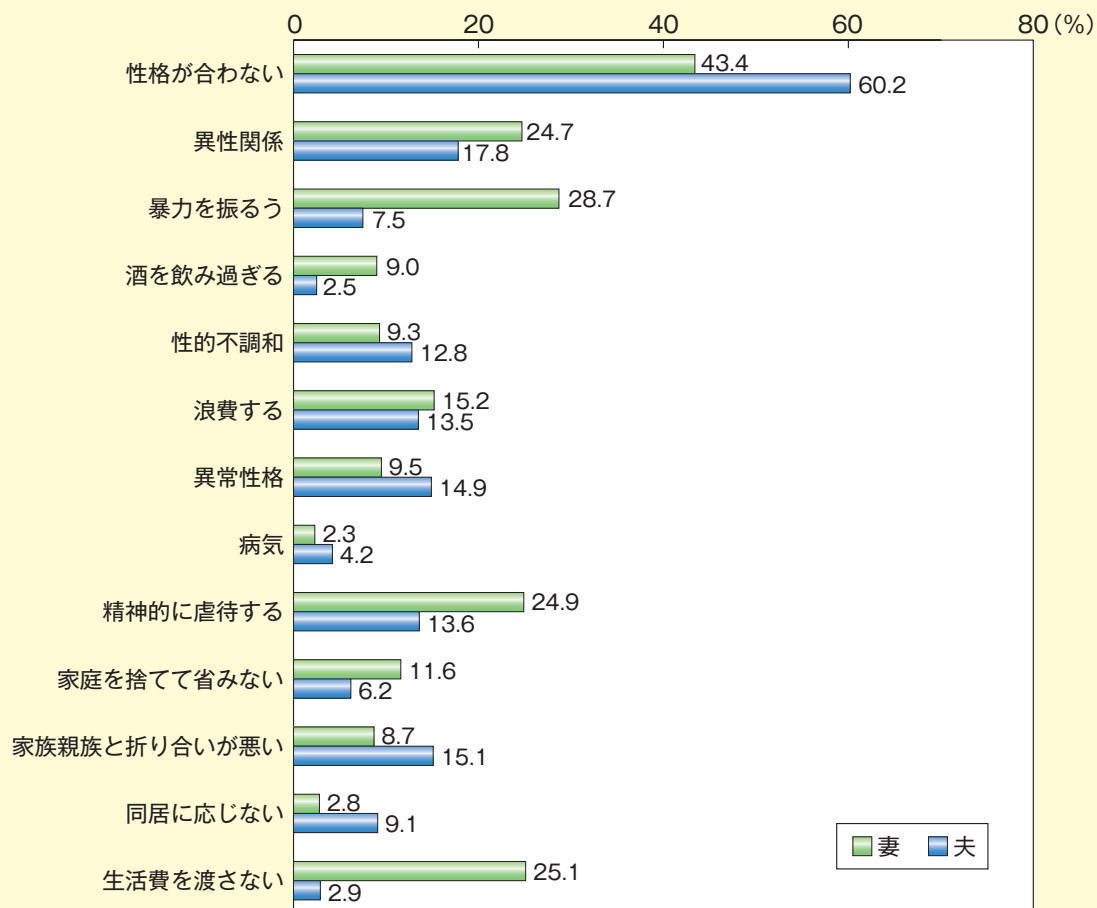
妻からの申立ての動機は、「性格が合わない」に次いで「暴力を振るう」(28.7%)が多く、さらに、「生活費を渡さない」(25.1%)、「精神的に虐待する」(24.9%)など、夫からの暴力が大きな動機の一つとなっている(第1-6-5図)。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数)

平成13年10月、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され(配偶者暴力相談支援センター等に係る規定については平成14年4月から施行)、14年4月から、各都道府県は、婦人相談所等その他の適切な施設において配偶者暴力相談支援センターの業務を開始した。19年7月の

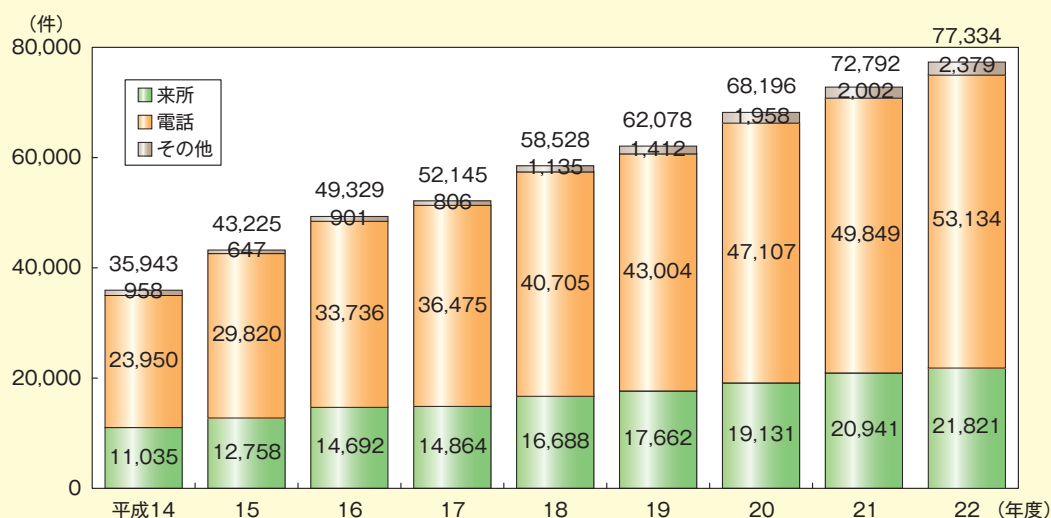
法改正(平成20年1月施行)により、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。配偶者暴力相談支援センターの数は毎年度増加しており、24年1月現在、全国210か所(うち市町村が設置する施設は37か所)が配偶者暴力相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。平成22年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は7万7,334件で、毎年度増加している。また、法施行後23年12月末までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等への対応件数は、22万2,391件(平成23年の対応件数は3万4,329件)で、ここ数年、毎年増加している(第1-6-6図、第1-6-7図)。

第1-6-5図 婚姻関係事件における申立ての動機別割合



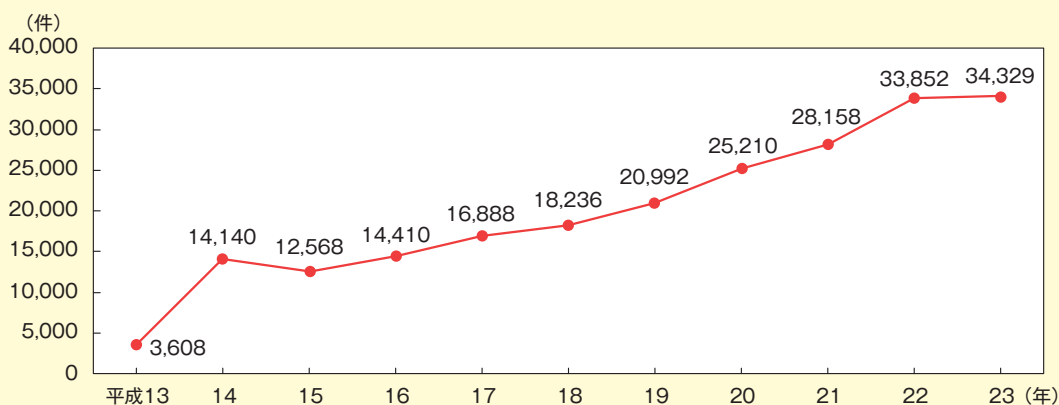
(備考) 1. 最高裁判所「司法統計年報」(平成22年度)より作成。
2. 申立ての動機は、申立人の言う動機のうち主なものを3個まで挙げる方法で調査し、重複集計したもの。

第1-6-6図 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



(備考) 内閣府資料より作成。

第1-6-7図 警察に寄せられた配偶者からの暴力に関する相談等対応件数



(備考) 警察庁資料より作成。

(婦人相談所一時保護所(委託を含む)並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由)

平成22年度中の婦人相談所一時保護所(委託を含む)への入所理由のうち、「夫等の暴力」を挙げた割合は、72.0%となっている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由を見ると、「夫等の暴力」を挙げた割合はそれぞれ40.7%、53.7%となっている。いずれの施設においても、「夫等の暴力」を理由とする入所が最も高い割合となっている(第1-6-8図)。

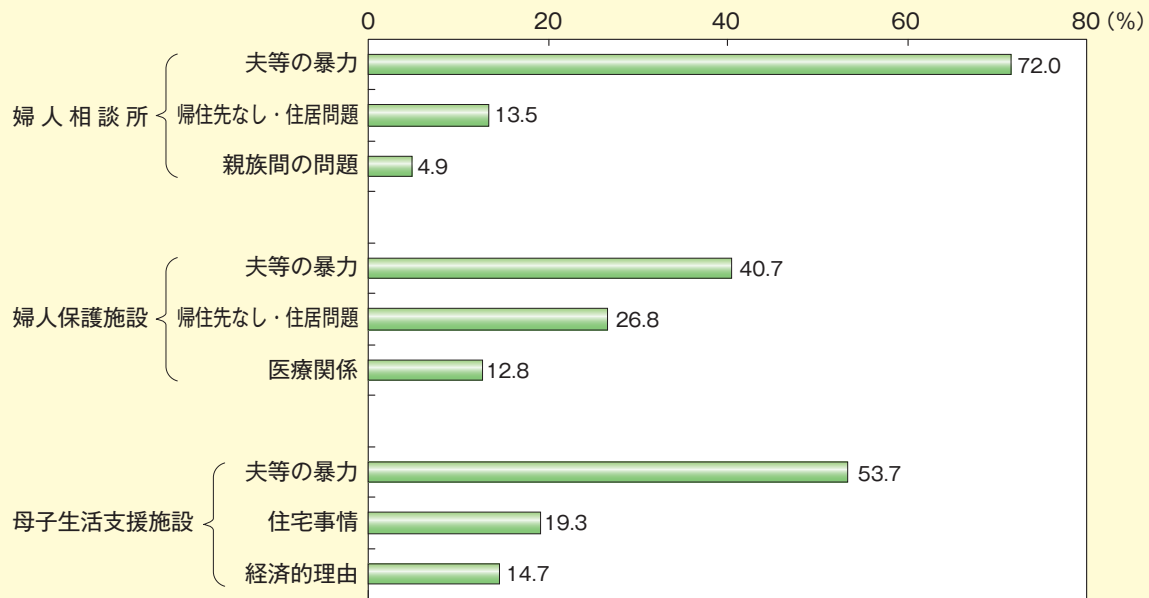
(シェルター設置状況)

シェルター(配偶者からの暴力等から逃れてきた

女性のための一時避難所)として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、全国に49か所(平成23年4月1日現在)、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に49か所(公営22か所、民営27か所(平成23年4月1日現在))、母子生活支援施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、全国に265か所(公立144か所、私立121か所(平成23年3月末現在))がそれぞれ設置されている。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。民間シェルターは、

第1-6-8図 婦人相談所一時保護所（委託を含む）並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由（平成22年度）



（備考）厚生労働省資料より作成。

被害者の保護や自立支援をきめ細かく行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。

（保護命令の申立て及び発令状況）

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を創設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

また、配偶者暴力防止法は、これまで2度の改正を経ており、平成16年12月に施行された第1次改正において、被害者への接近禁止命令に加え、被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令も発令できることとされた。20年1月に施行された第2次改正においては、これまで身体に対する暴力を受けた者に限り、保護命令を申し立てることができたのに対し、生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接近禁止命令も発令することができることとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設された。

保護命令の申立書に、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に相談等をした事実等の記載がある場合は、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所は配偶者暴力相談支援センター又は警察に対し、被害者が相談等をした際の状況等を記載した書面の提出を求めることとなっている。申立書にこうした事実の記載がない場合は、公証人役場で認証を受けた宣誓供述書を申立書に添付しなければならない。法施行後から平成23年12月末までに終局した保護命令事件2万5,833件のうち、支援センターへの相談等の事実の記載のみがあったのは4,054件、警察への相談等の事実の記載のみがあったのは1万2,479件、双方への相談等の事実の記載があったのは8,588件となっている。また、申立書に宣誓供述書が添付されたのは614件となっている。

終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は2万477件（79.3%）、そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは9,720件（47.5%）となっている。また、被害者に関する保護命令に加えて、「子」及び「親族等」への接近禁止命令が同時に発令されたのは、1,854件（9.1%）、「子」への接近禁止命令が発令されたのは、7,991件（39.0%）、「親族等」への接近禁止命令が発令されたのは、912件（4.5%）となっている（第1-6-9表）。

法施行後平成23年12月末までの間に保護命令が発

第1-6-9表 配偶者暴力に関する保護命令事件の処理状況等について

(単位：件)

	新受件数		既済件数														却下	取下げ等	
	総数	総数	認容（保護命令発令）件数																
			うち、生命等に対する脅迫に係るもの		うち、生命等に対する脅迫のみを理由とする申立てに係るもの		1. 被害者に関する保護命令のみ発令された場合		2. 「子への接近禁止命令」及び「親族等への接近禁止命令」が同時に発令された場合		3. 「子への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）		4. 「親族等への接近禁止命令」が発令された場合（2.以外）						
		(1) 接近禁止命令・退去命令・電話等禁止命令	(2) 接近禁止命令・退去命令	(3) 接近禁止命令・電話等禁止命令	(4) 接近禁止命令のみ	(5) 退去命令のみ	(6) 電話等禁止命令（事後発令）	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令及び親族等への接近禁止命令の同時発令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な子への接近禁止命令	(1) 被害者への接近禁止命令と同時	(2) 事後的な親族等への接近禁止命令						
平成13年	171	153			123			32		91	0							4	26
平成14年	1,426	1,398			1,128			326		798	4							64	206
平成15年	1,825	1,822			1,468			406		1,058	4							81	273
平成16年	2,179	2,133			1,717			554		1,098	5			55	5			75	341
平成17年	2,695	2,718			2,141			190		730	4			1,205	12			147	430
平成18年	2,759	2,769			2,208			166		710	8			1,320	4			146	415
平成19年	2,779	2,757			2,186			173		640	7			1,364	2			140	431
平成20年	3,147	3,143	519	2,524	400	101	47	360	213	7	5	441	0	1,119	4	218	9	169	450
平成21年	3,100	3,087	643	2,411	471	118	26	437	127	8	0	452	3	1,011	4	219	6	150	526
平成22年	3,096	3,114	760	2,434	577	141	25	418	84	10	3	533	0	990	1	220	9	176	504
平成23年	2,741	2,739	755	2,137	576	127	13	378	63	4	1	424	1	894	1	227	4	144	458
合計	25,918	25,833	2,677	20,477	2,024	487	1,958	1,593	5,612	61	9	1,850	4	7,958	33	884	28	1,296	4,060

(備考) 1. 最高裁判所資料より作成。
 2. 「認容」には、一部認容の事案を含む。「却下」には、一部却下一部取下げの事案を含む。「取下げ等」には、移送、回付等の事案を含む。
 3. 配偶者暴力防止法の改正により、平成16年12月に「子への接近禁止命令」制度が、20年1月に「電話等禁止命令」制度及び「親族等への接近禁止命令」制度がそれぞれ新設された。これらの命令は、被害者への接近禁止命令と同時に又は被害者への接近禁止命令が発令された後に発令される（表の2、3、4のそれぞれ（1）が前者、1の（6）、2、3、4のそれぞれ（2）が後者である）。
 4. 平成13年分は、同年10月13日の配偶者暴力防止法施行以降の件数である。

令された事件の平均審理期間は12.9日となっている。

なお、法施行後から平成22年12月末までの間の保護命令違反の検挙件数は606件である。

第2節 性犯罪の実態

(強姦・強制わいせつの認知件数)

警察庁の統計によると、強姦の認知件数は、平成12年以降6年連続で2,000件を超えていたが、16年から減少傾向に転じ、23年は1,185件であり、前年に比べ104件（8.1%）減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成16年から続いていた減少傾向が22年は増加に転じたが、23年は6,870

件であり、前年に比べ157件（2.2%）減少した。なお、警察では、女性警察官による被害者からの事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策等の性犯罪被害者支援を推進している（第1-6-10図）。

(異性から無理やり性交された経験)

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成23年）において、女性（1,751人）に、これまでに異性から無理やりに性交された経験を聞いたところ、「1回あった」が4.1%、「2回以上あった」が3.5%で、被害経験がある女性は7.7%となっている。

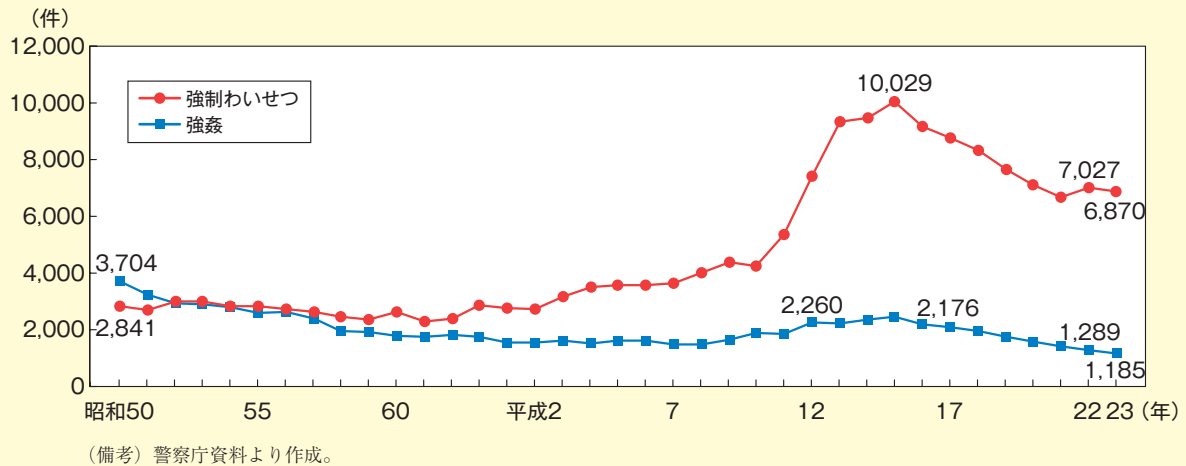
被害にあった時期としては、「20歳代」が35.1%

で最も多く、次いで「中学卒業から19歳まで」が20.1%となっており、「30歳代」が(14.2%)となっている。低年齢で被害を受けた人の状況は、「中学生」(5.2%),「小学生以下」(13.4%)となっている

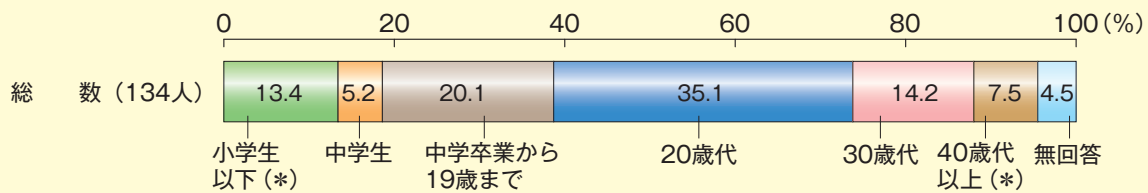
(第1-6-11図)。

異性から無理やりに性交されたことがあった女性のうち被害について「どこ(だれ)にも相談しなかった」人は67.9%で6割を上回っている(第1-6-12図)。

第1-6-10図 強姦, 強制わいせつ認知件数の推移

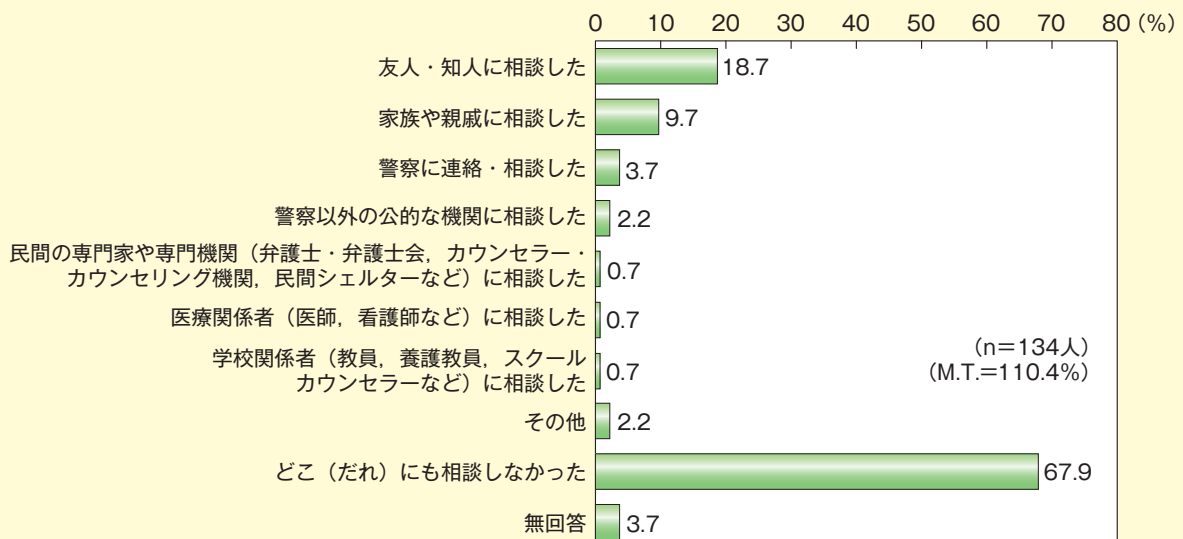


第1-6-11図 被害にあった時期



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。
 *上記の図では、下記のように一部の選択肢を合算して表記している。
 小学生以下: 「小学入学前」「小学生のとき」の合算
 40歳代以上: 「40歳代」「50歳代以上」の合算

第1-6-12図 被害の相談先(複数回答)



(備考) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成23年)より作成。

第3節 売買春の実態

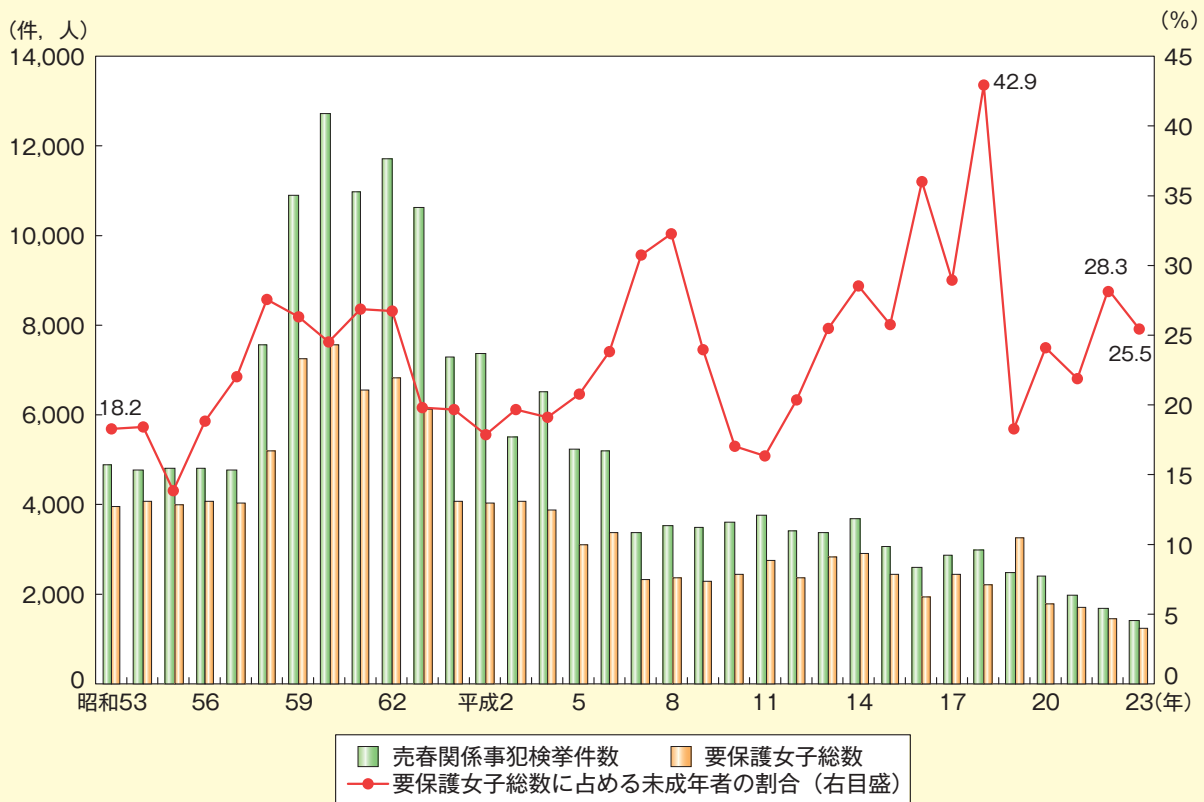
(売春関係事犯検挙件数等)

平成23年中の売春関係事犯検挙件数は1,454件となり、前年と比べ減少した。また、要保護女子総数は1,241人で前年に比べ減少し、未成年者が占める割合も25.5%で、前年に比べ2.8ポイント減少している(第1-6-13図)。

(児童買春検挙件数)

平成23年中の児童買春事件の検挙件数は842件(前年比112件減)であり、このうち、出会い系サイトの利用に起因するものが230件(27.3%)、コミュニティサイトに起因するものは268件(31.8%)となっている。

第1-6-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合



(備考) 警察庁資料より作成。

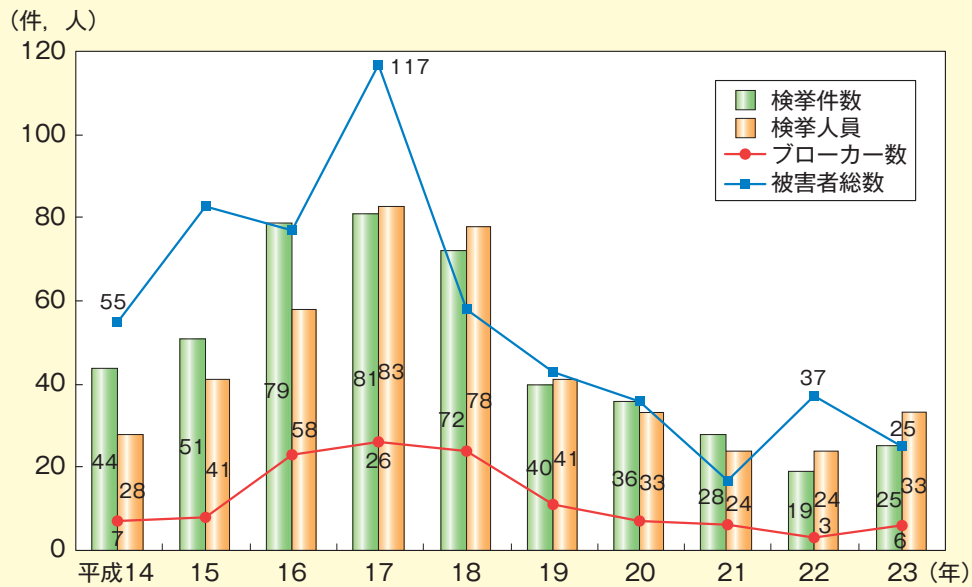
第4節 人身取引の実態

(人身取引事犯検挙件数等)

警察庁の統計によると、平成23年中における人身取引事犯の検挙件数は25件、検挙人員は33人であり、

検挙人員のうちブローカーが6人となっている。また、警察において確認した被害者の総数は25人と、前年に比べ12人(32.4%)減少している(第1-6-14図)。被害者の国籍は、タイ12人(48.0%)が最も多く、次いでフィリピン8人(32.0%)、日本4人(16.0%)の順となっている。

第1-6-14図 人身取引事犯の検挙状況等



(備考) 警察庁資料より作成。

第5節

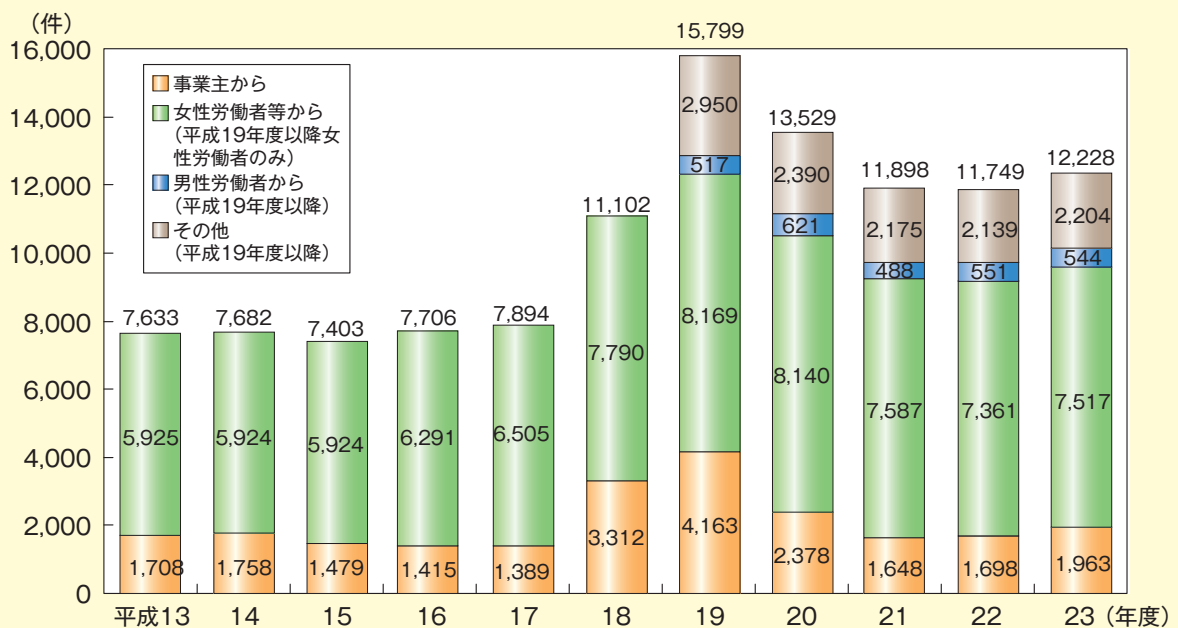
セクシュアル・ハラスメントの実態

(雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数)

平成23年度に都道府県労働局雇用均等室に寄せら

れたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は1万2,228件で、そのうち、女性労働者からの相談件数は7,517件(61.5%)で相談件数の6割を占めている(第1-6-15図)。

第1-6-15図 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



(備考) 厚生労働省資料より作成。

第6節 ストーカー行為の実態

(ストーカー事案の認知件数)

平成23年中のストーカー事案の認知件数は、1万4,618件で、前年に比べ1,558件（9.6%）減少している。また、被害者の89.7%が女性で、行為者の85.5%が男性となっている（第1-6-16図）。

(ストーカー規制法の適用状況)

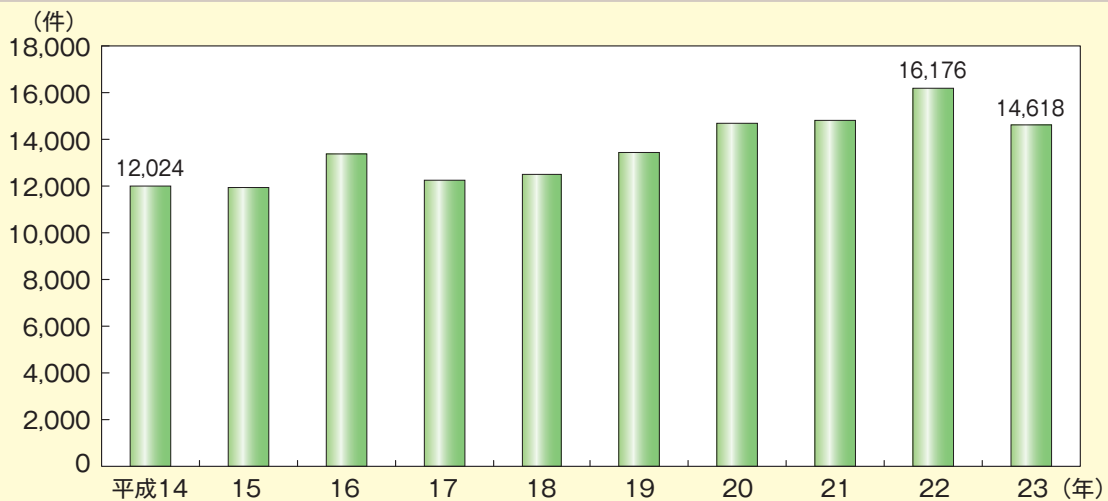
平成23年中のストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告は1,288件で、前年に比

べ56件（4.2%）減少している。警告に従わない者に対する禁止命令は55件発令されている。

また、ストーカー行為罪での検挙件数は197件で、前年に比べ23件減少している。禁止命令違反での検挙件数は8件である。

平成23年中に、ストーカー規制法第7条に基づき、警察本部長等が援助を求められた件数は2,771件で、前年に比べ301件（12.2%）増加している。援助の内容（複数計上）としては、被害を自ら防止するための措置の教示が1,103件（前年比40件増加）、防犯ブザー等の被害防止品の教示又は貸出しが455件（前年比38件増加）となっている。

第1-6-16図 ストーカー事案に関する認知件数



(備考) 警察庁資料より作成。

本章のポイント

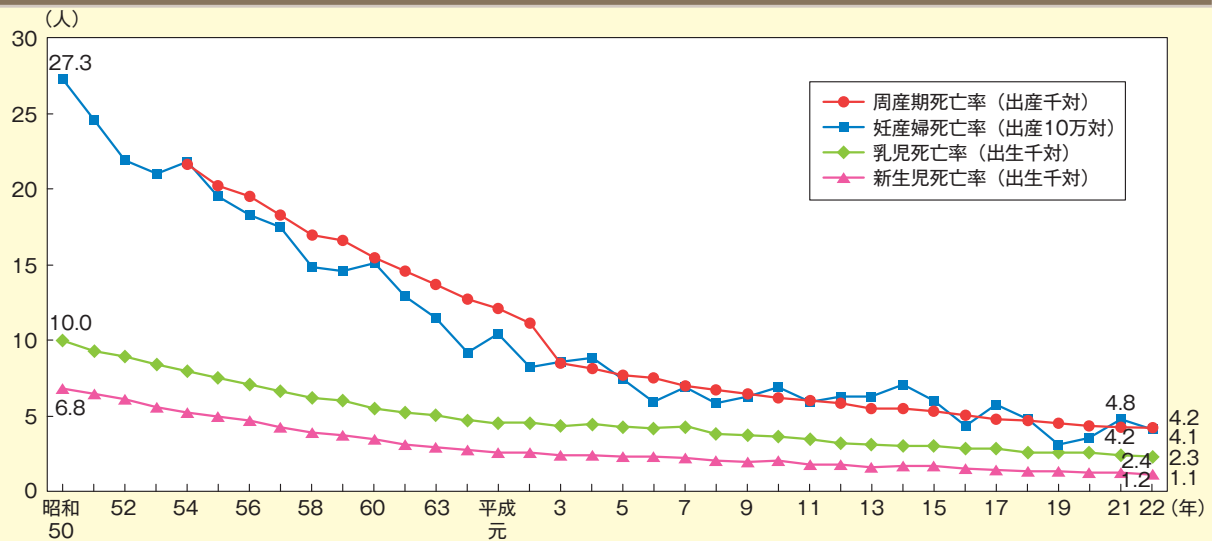
- 乳児死亡率等は低下傾向にある。
- 平成22年の新規HIV感染者、エイズ患者の報告者数は共に増加し、HIV感染者は過去4位、エイズ患者は過去最多。年齢では、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中している。
- 肥満者の割合は、男性は40歳代、50歳代ではそれぞれ3割超。女性は年代とともに上昇し、60歳以上で割合が高い。女性は若年層を中心に必要以上の減量を行う人も多い。
- 女性の医療施設従事医師、同歯科医師の割合は年々増加しているが、薬局・医療施設従事薬剤師の割合はここ数年横ばいとなっている。

（乳児死亡率等は低下傾向）

女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成22年までの動向を見ると、いずれも総じて低下傾向となっている（第1-7-1図）。

第1-7-1図 母子保健関係指標の推移



(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。
 2. 妊産婦死亡率における出産は、出生数に死産数（妊娠満12週以後）を加えたものである。
 3. 周産期死亡率における出産は、出生数に妊娠満22週以後の死産数を加えたものである。

（年齢別周産期死亡率）

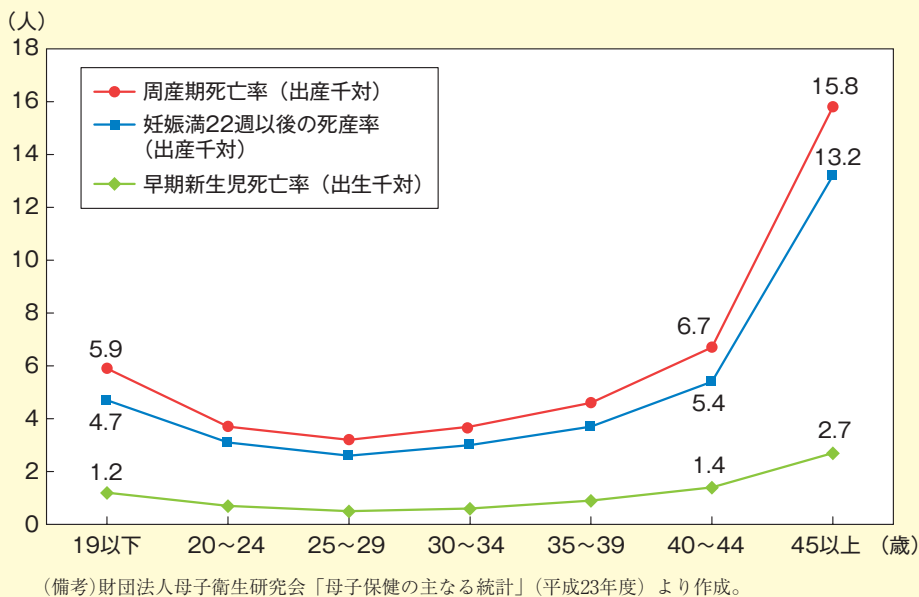
母の年齢別周産期死亡率を見ると、19歳以下の場合に平均より高いほか、30歳代以降は年齢とともに増加する傾向にある（第1-7-2図）。

（総数では減少傾向にある人工妊娠中絶件数）

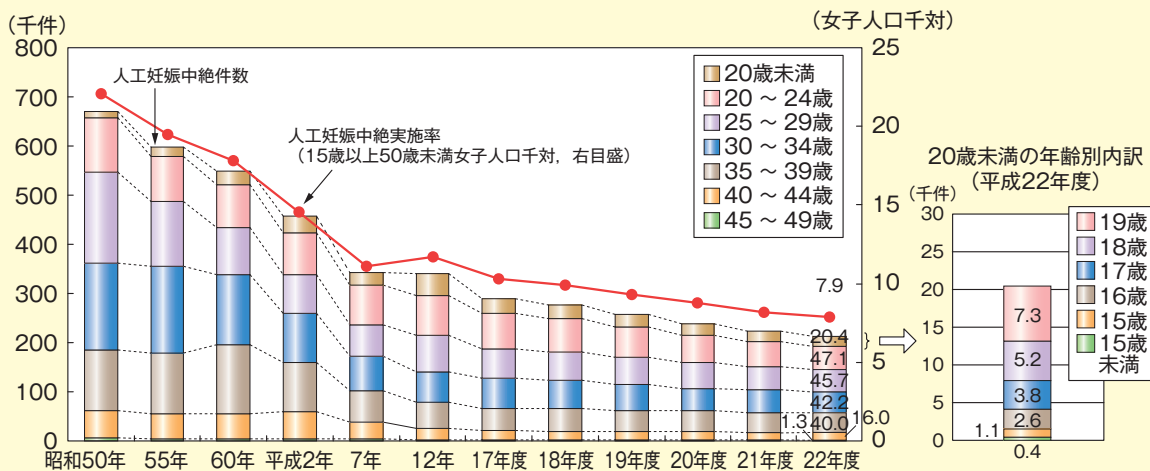
人工妊娠中絶件数及び人工妊娠中絶実施率（15歳

以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成22年度までの動向を見ると、総数では件数、実施率共に総じて減少傾向にある（第1-7-3図）。また、20歳未満の件数の全年齢に占める割合は、昭和50年には1.8%だったものが、平成14年度に13.7%となった。それ以降減少傾向にあったが、22年度には9.6%となり、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

第1-7-2図 母の年齢別周産期死亡率（平成22年）



第1-7-3図 年齢階級別人工妊娠中絶の推移



(備考) 1. 平成12年までは厚生省「母体保護統計」, 17年度からは厚生労働省「衛生行政報告例」より作成。
 2. 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。
 3. 実施率の「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算した。
 4. 実施率の「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶」を用いて計算した。

(若年での感染が多いHIV感染者)

HIV感染者とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、HIV感染によって免疫不全が生じ、ニューモシス肺炎等の日和見感染症や悪性腫瘍が発生した

者を指す。

凝固因子製剤による感染例を除いて、平成23年末までに我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計数は、HIV感染者数13,704人、エイズ患者数6,272人となっている。

平成23年に新規で感染が報告されたHIV感染者は1,056人（第1-7-4図）、エイズ患者は473人で、前年に比べてHIV感染者の報告数は減少し、エイズ患者の報告数は増加した。HIV感染者は過去4位、エイズ患者は過去最多であった。HIV感染者の推定感染地域を見ると、全体の87.2%（921件）が国内感染となっている。

感染が報告された時点の年齢で年代別に新規で感染が報告された感染者数を見ると、20歳代が全体の31.2%、30歳代が34.8%を占めており、HIV感染者は20歳代、30歳代に集中している。

（女性のがん）

女性特有のがんとして子宮がん、乳がん等があり、これらのがんの総患者数を厚生労働省「患者調査」（平成20年）で見ると、子宮がんは5.7万人、乳がんは17.7万人となっている。

厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成22年）によると、我が国における女性のがん検診の受診率（過去2年間）は、子宮がん検診においては20歳以上で

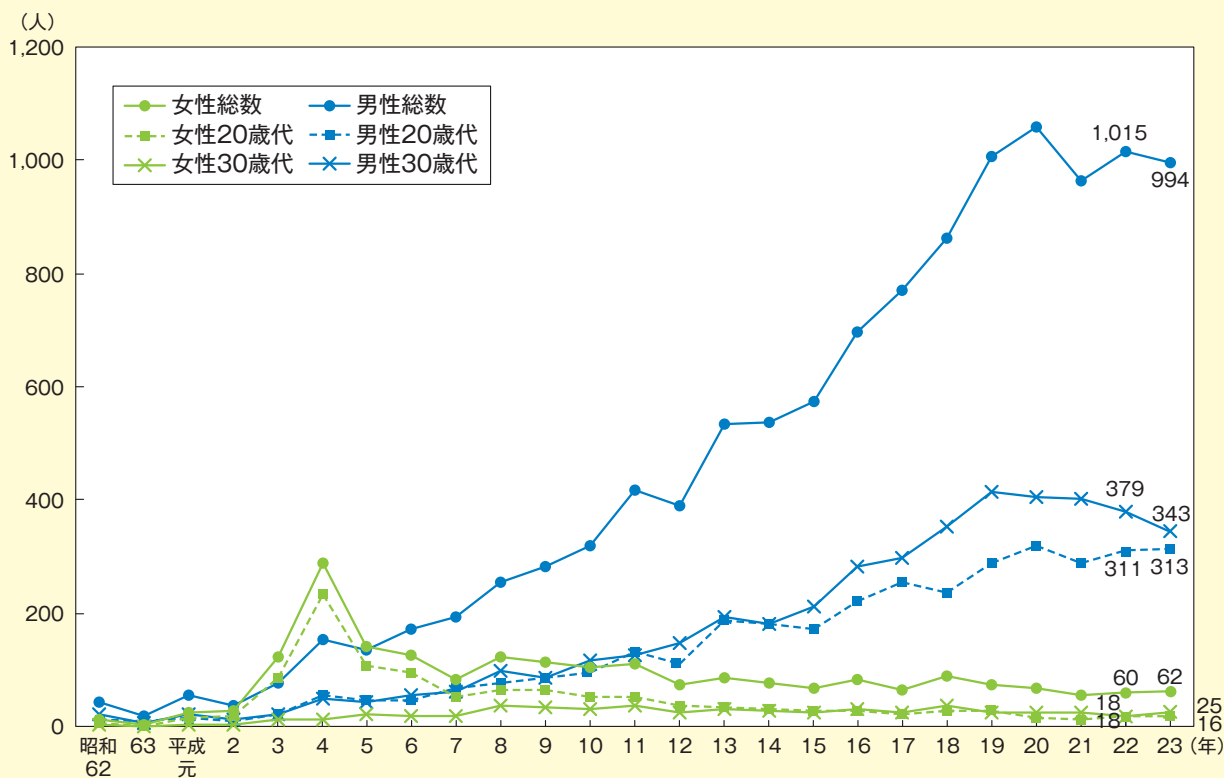
32.0%、乳がん検診においては40歳以上で31.4%であり、欧米諸国と比べて低い状況にある。がんは早期発見が重要であることから、より一層、がん検診の受診の必要性について広く周知していく必要がある。

（健康増進に必要な適切な自己管理）

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要である。厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査結果の概要」を見ると、肥満者の割合は、男性では、50歳代が37.3%と、他の年齢階級に比べ最も高く、次いで40歳代が35.2%となっている。女性では、年齢とともに肥満の割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上では約4人に1人となっている。一方、低体重（やせ）の割合は、女性では、20歳代が29.0%と最も高く、次いで30歳代が14.4%となっている。

また、生活習慣病の予防・改善を目的とした生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合は、男性50.4%、女性57.6%である。

第1-7-4図 HIV感染者の推移（男女別・年代別）



（備考） 1. 厚生労働省資料より作成。
2. 各年の新規HIV感染者報告数である。

生活習慣病の予防・改善のために普段の生活で心がけている内容で最も多いものは、男性では、「食べ過ぎないようにしている」(47.2%)、女性では「野菜をたくさん食べるようにしている」(57.5%)である。一方、生活習慣病の改善に取り組んでいない理由は、男女とも「病気の自覚症状がない」と回答した者が最も多く、男性では52.2%、女性では51.9%である。厚生労働省「国民健康・栄養調査報告」(平成21年)によると、メタボリックシンドロームの予防や改善のために適切な食事や定期的な運動をすることについて、「既にできている」あるいは「するつもりがある」と回答している者の割合は、男女とも約9割に達する。その一方で、運動習慣のある者の割合は、男性32.2%、女性27.0%で、平成15年以降ほぼ横ばいとなっている。年代別に見ると、男女とも60歳代が最も高く約4割で、男性では50歳代以下はいずれも2割台、女性では、年代が下がるごとに低くなり、20歳代では12.4%となっている。

健康に生活するための自己管理について、より一層適切な情報提供が求められる。

(喫煙率の動向)

喫煙率の推移を男女別に見ると、男性は平成15年に46.8%だったものが22年には32.2%に低下しているが、女性は15年に11.3%だったものが22年には

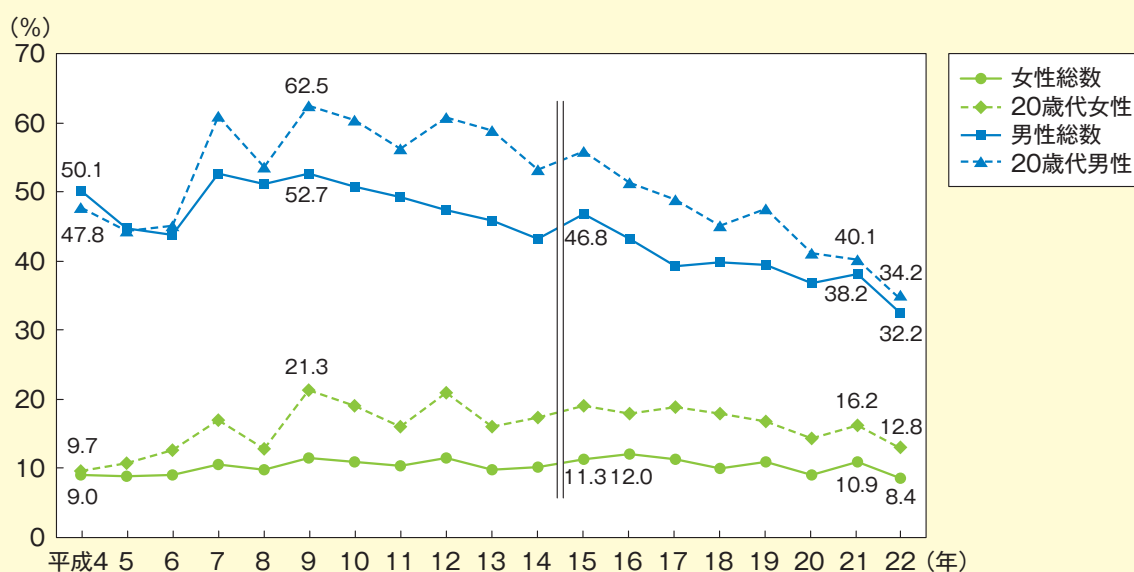
8.4%とほぼ横ばいで推移している。年代別に見ると、ここ数年20歳代男性の喫煙率が低下傾向にある(第1-7-5図)。

喫煙は、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇等により喫煙者自身の健康に悪影響を及ぼすだけでなく、受動喫煙によって非喫煙者にも影響を及ぼすことが指摘されている。平成15年5月には健康増進法(平成14年法律第103号)が施行され、病院や劇場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設には、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が課された。これにより、公共の場での受動喫煙の機会が減少することが期待されるが、家庭等での受動喫煙によって、非喫煙妊婦の低出生体重児出産の発生率が上昇するという研究報告もあり、更に喫煙の健康への悪影響について広く周知していく必要がある。

(上昇を続ける女性医師等の割合)

女性の高学歴化に伴い、医師等の専門職に進出する女性も増加しており、医療施設で働いている医師、歯科医師に占める女性の割合は引き続き増加傾向にある。女性医師の割合は昭和51年の9.4%から平成22年の18.9%まで上昇を続けている。薬局・医療施設従事薬剤師に占める女性の割合は14年まで上昇していたが、それ以降は横ばいとなっている(第1-

第1-7-5図 喫煙率の推移(男女別・年代別)



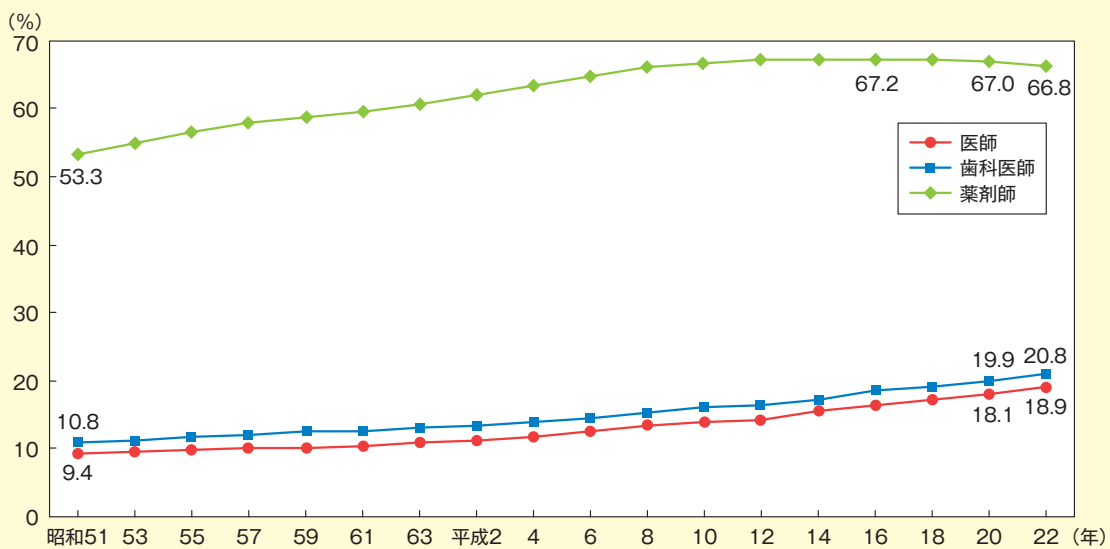
(備考) 1. 平成14年までは厚生労働省「国民栄養調査」、15年からは厚生労働省「国民健康・栄養調査」より作成。
2. 「国民栄養調査」と「国民健康・栄養調査」では、喫煙の定義及び調査方法が異なるため、その単純比較は困難である。

7-6図)。

また、医師を取り巻く状況を見ると、女性医師の中には、慢性的な長時間労働、夜勤や当直等不規則な勤務形態により育児、介護等と仕事との両立が難しい者もあり、長期休業や勤務形態等を限定的にするなどの変更が解決策として指摘されている。また、育児等が一段落しても、第一線に戻って活躍するためには、その間の医療技術の進歩へのキャッチアップ等、多くの課題を乗り越える必要がある。医

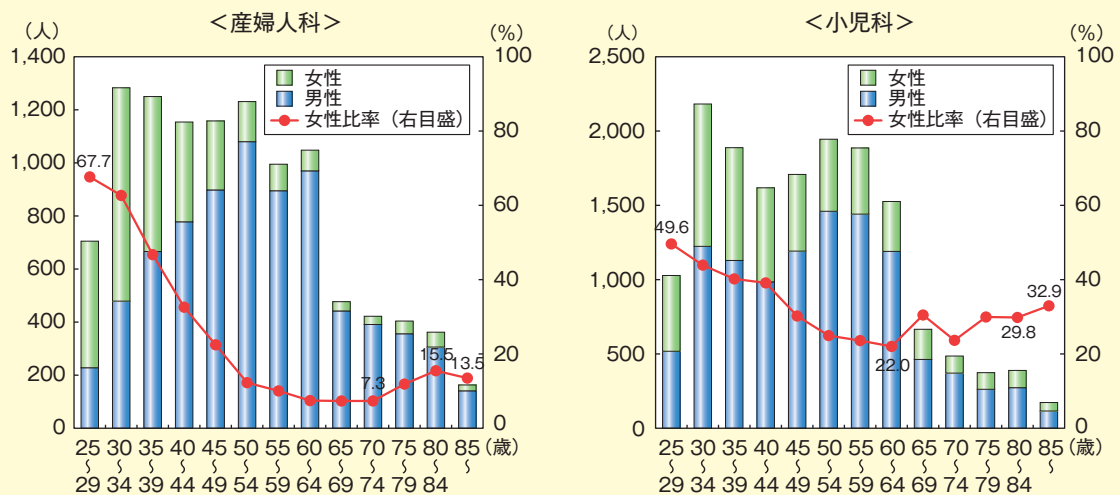
師不足が社会問題となっている中で、特に、産婦人科医、小児科医については、女性医師の割合が、新規に医師になる者の多い20歳代でそれぞれ67.7%、49.6%となっていることに鑑みれば、こうした状況を放置すると一層深刻な問題となるおそれがある(第1-7-7図)。このため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や女性が能力を発揮しやすい環境の整備を積極的に進める必要がある。

第1-7-6図 女性の医療施設従事医師、同歯科医師、薬局・医療施設従事薬剤師の割合の推移



(備考) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」より作成。

第1-7-7図 年齢階級別医師数の男女比(産婦人科, 小児科)



(備考) 1. 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」(平成22年)より作成。
2. 産婦人科の医師とは、主たる診療科が産婦人科と産科の医師である。

本章のポイント

第1節 教育分野における男女共同参画

- 男女別の進学率を見ると、女子の大学（学部）への進学率は上昇傾向にあるが、依然として男女差がある。
- 公民館等での学習者においては、女性の割合が高くなっている。
- 教員の女性割合を見ると、上位の学校、上位の職になるほど、女性の就任割合が低い傾向が続いている。小学校教諭の女性割合が65.2%に上る一方、大学及び大学院教授は13.0%にとどまっている。

第2節 研究分野における男女共同参画

- 研究者に占める女性の割合は、緩やかに増加しつつあるが、諸外国と比べるとまだ低い。
- 研究者の所属機関や専攻分野には男女で偏りが見られる。

第1節

教育分野における男女共同参画

（女子の大学進学率は上昇傾向）

平成23年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等への進学率は、女子96.7%、男子96.2%と、若干女子の方が高くなっている。大学（学部）への進学率を見ると、男子56.0%、女子45.8%と男子の方が10ポイント以上高い。しかし女子は、全体の10.4%が短期大学（本科）へ進学しており、この短期大学への進学率を合わせると、女子の大学等進学率は56.2%となる。近年、大学（学部）への女子の進学傾向が上昇している一方で、短期大学への進学率は6年度の24.9%をピークに、減少し続けている。

大学（学部）卒業後、直ちに大学院へ進学する者の割合は、平成23年度では男性16.4%、女性7.0%となっている（第1-8-1図）。

（高等教育在学率の国際比較）

我が国の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっている（第1-8-2図）。また、韓国を除き、他の国では、男性より女性の方が在学率が高くなっているが、我が国では逆に女性の方が在学率が低いという状況にある。

（男女の専攻分野の偏り）

平成23年では、大学（学部）における女子学生全体の26.2%が社会科学分野を専攻しており、社会科学分野を専攻している全学生の3割以上が女子となっている。また、工学分野を専攻する女子学生は、工学分野専攻の全学生の11.2%となっている一方、人文科学分野を専攻する女子学生は人文科学分野専攻の全学生の66.2%となっており、男女の専攻分野の偏りが見られる（第1-8-3図）。

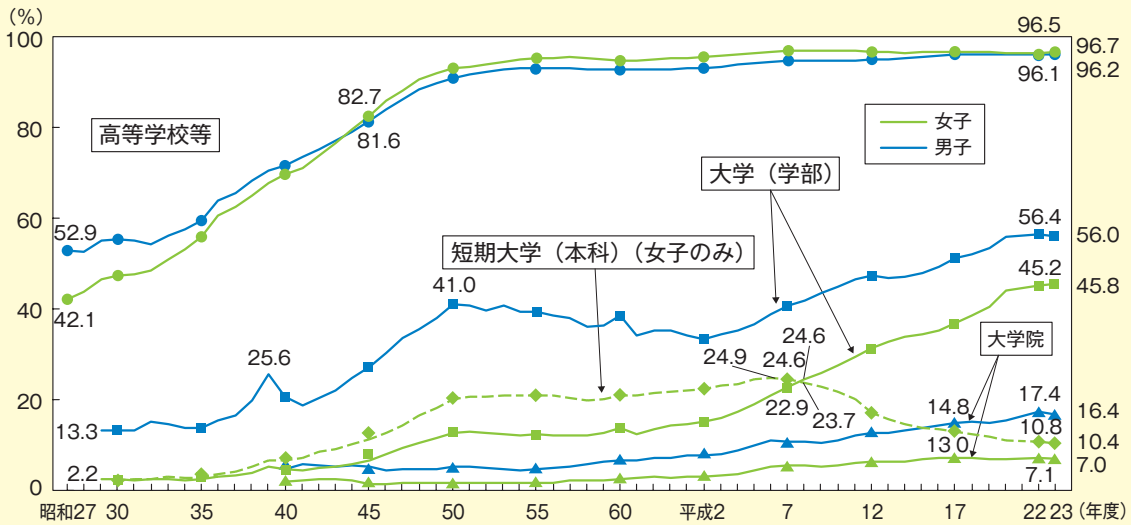
また、女子学生の大学院における専攻分野については、修士課程では人文科学、工学の分野が並んで多く、これに次いで社会科学、教育、理学・農学等、薬学・看護学等の分野が多くなっている（第1-8-4図）。全学生に占める女子学生数の割合について、近年増加傾向にあり、修士課程の社会人学生の割合を見ると、平成23年では女子は半数近い48.7%を占めている。

なお、博士課程における女子学生の状況を見ると、家政、芸術、人文科学、教育といった分野を専攻する割合が高く、また、法科大学院では、28.2%が女子となっている。

（社会教育での学習者）

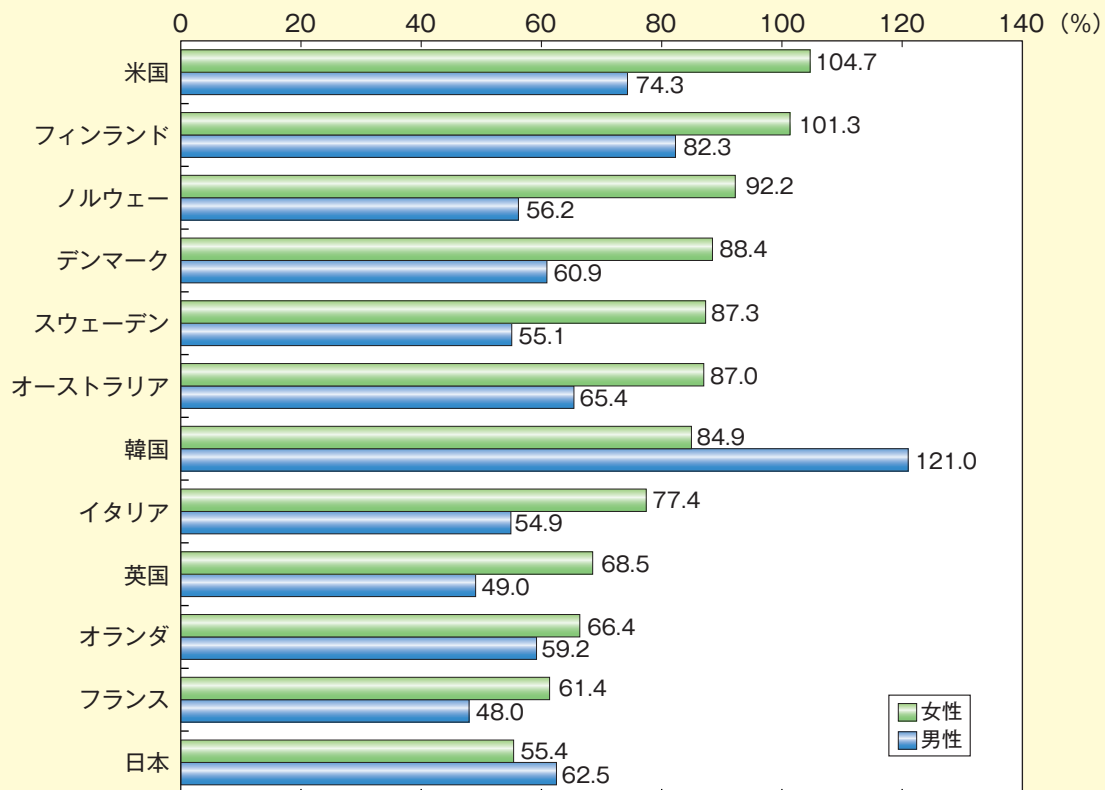
生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、多様な学習機会の整備が進め

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



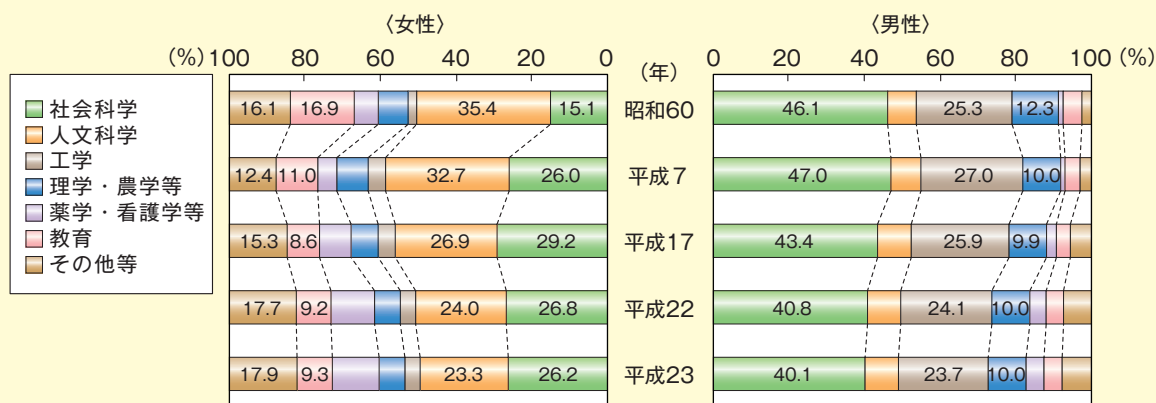
- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 大学（学部）、短期大学（本科）：過年度高卒者等を含む。大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む。）を3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 4. 大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

第1-8-2図 高等教育在学率の国際比較（平成21年）



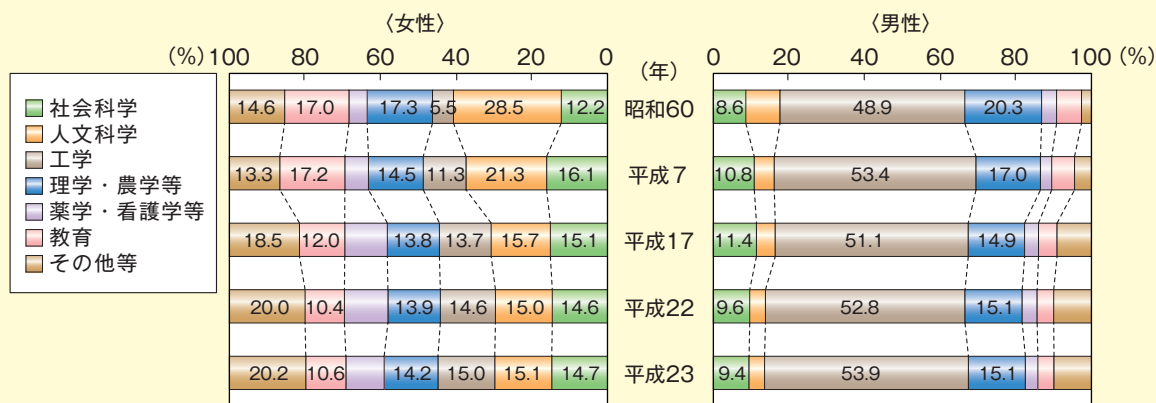
- (備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイトより作成。
 2. 在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, ISCED5及び6）の在学者数（全年齢）／中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。
 3. 原典は、「Table14 Tertiary Education」の「Gross enrolment ratio, ISCED 5 and 6」。

第1-8-3図 専攻分野別に見た学生数（大学（学部））の推移（男女別）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. 理学・農学等は「理学」, 「農学」, 「医学・歯学」, その他等は「家政」, 「芸術」, 「その他」の合計。

第1-8-4図 専攻分野別に見た学生数（大学院（修士課程））の推移（男女別）



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
2. 理学・農学等は「理学」, 「農学」, 「医学・歯学」, その他等は「家政」, 「芸術」, 「その他」の合計。

られているところであるが、大学での社会人学生や、放送大学で学ぶ人々、公民館、青少年教育施設における学級・講座の受講者については、女性の割合が高い。文部科学省「社会教育調査」（平成20年度）によると、学級・講座の受講者のうち女性が占める割合は、公民館で65.8%、生涯学習センターで63.1%、青少年教育施設で55.4%となっている。

(上位の職に少ない女性教員の割合)

初等中等教育について女性教員の割合を見ると、小学校では教諭の6割以上を女性が占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長、副校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%が23年には18.5%と大幅に上昇しているのを始め、上昇傾向に

あるが、その割合は教諭に比べて依然として低い。

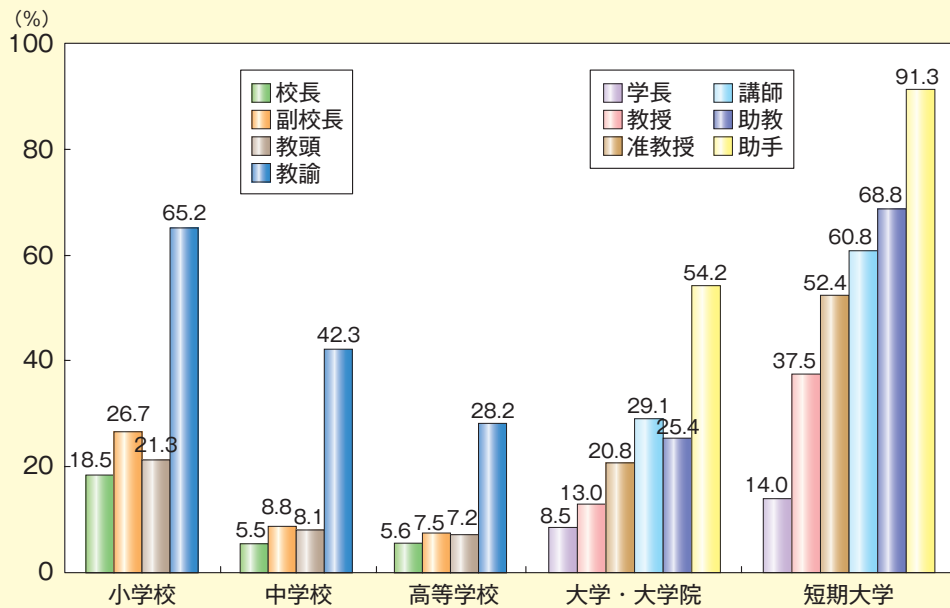
大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ても、短期大学では5割を超えているが、大学及び大学院では2割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低い（第1-8-5図）。

第2節 研究分野における男女共同参画

(女性研究者の割合)

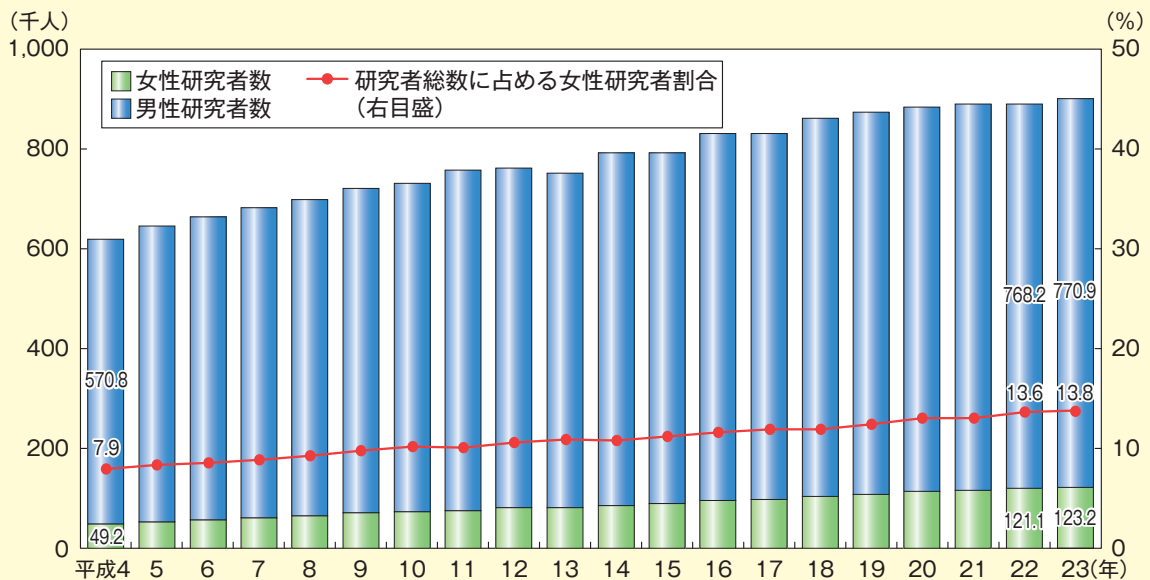
我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな増加傾向にはあるが、平成23年3月31日現在で13.8%にとどまっております（第1-8-6図）、諸外国と比べて低いものとなっている。また、各国に

第1-8-5図 本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）



（備考）文部科学省「学校基本調査」（平成23年度）より作成。

第1-8-6図 女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移

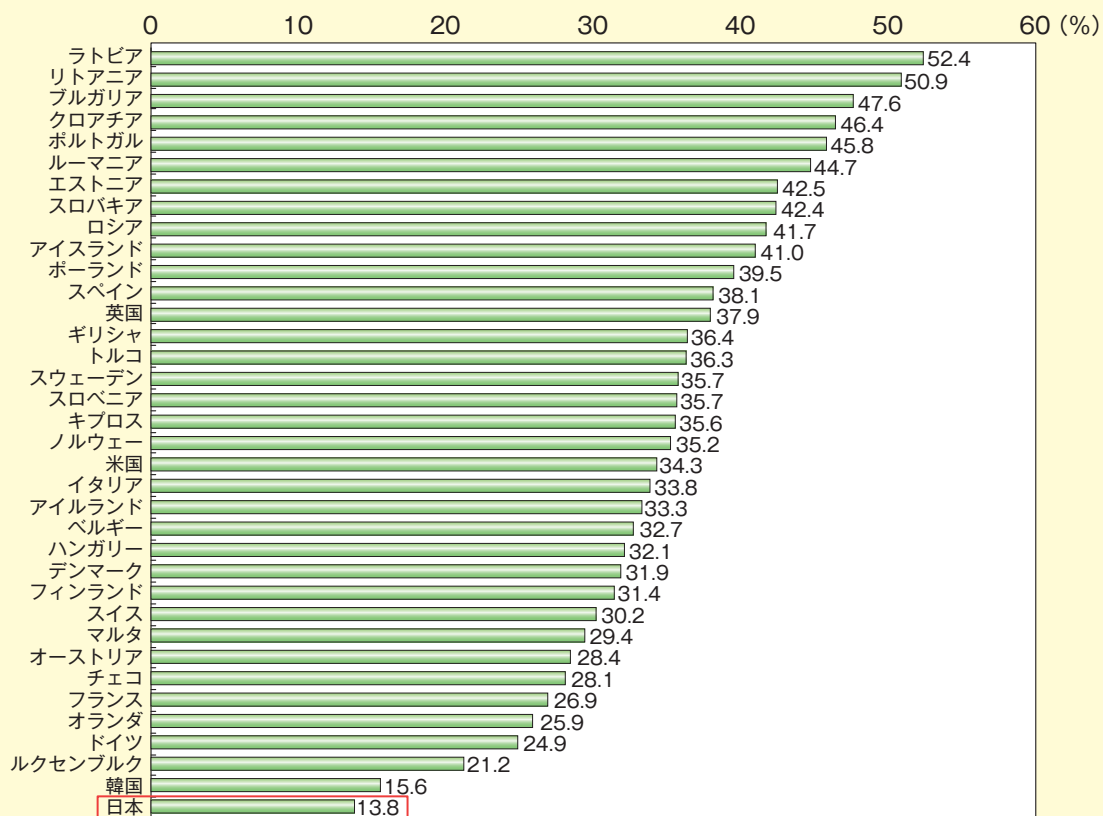


（備考）1. 総務省「科学技術研究調査報告」より作成。
2. 各年3月31日現在。

おける所属機関別の女性研究者の割合を見ると、特に企業における割合が低い傾向が見られる（第1-8-7図）。我が国の高等教育段階の女性の割合は、大学の学部42.6%，大学院（修士課程）29.5%，大

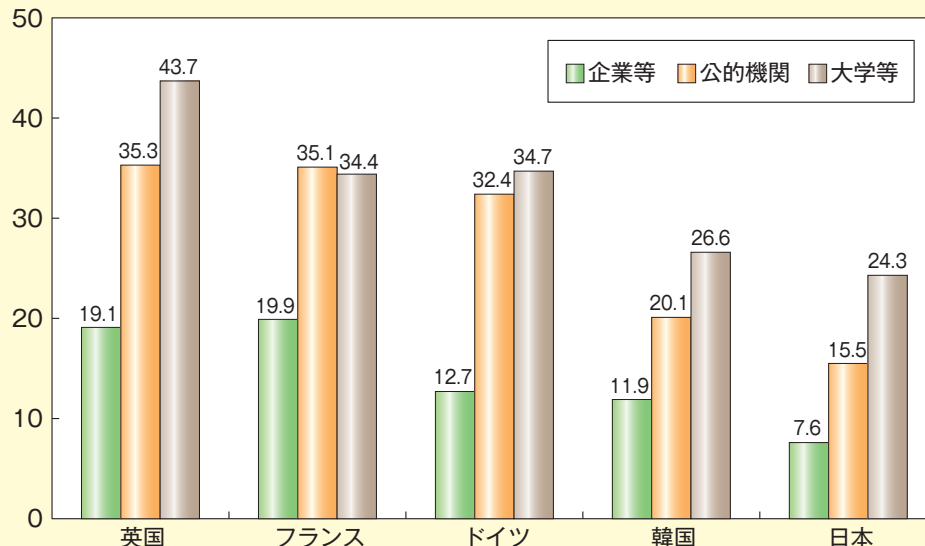
学院（博士課程）32.7%であり、これらを比較して見ても、女性の研究者の比率が高くなる余地はあるといえる。

第1-8-7図 研究者に占める女性割合の国際比較



(備考) 1. EU諸国等の値は、EU“Eurostat”より作成。推定値、暫定値を含む。スロバキア、ロシア、チェコは2010（平成22）年。スイス、韓国は2008（平成20）年。ギリシャは2005（平成17）年。他の国は2009（平成21）年時点。
 2. 日本の数値は、総務省「平成23年科学技術研究調査報告」に基づく。2011（平成23）年3月31日現在。
 3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の“Science and Engineering Indicators 2006”に基づく雇用されている科学者（scientists）における女性割合（人文科学の一部及び社会科学を含む）。2003（平成15）年時点の数値。技術者（engineers）を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.0%。

(参考) 各国における女性研究者の割合（機関別）



(備考) 1. 日本は、総務省「科学技術研究調査報告」より、その他はOECD “Main Science, and Technology Indicators 2010”より作成。
 2. 日本は平成23年、英国は21年、フランスは21年、ドイツは21年、韓国は22年時点。

(女性研究者が少ない理由)

男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)によると女性研究者が少ない理由としては、家庭と仕事の両立が困難なことや、育児期間後の復帰が困難であることなどが上位になっている(第1-8-8図)。

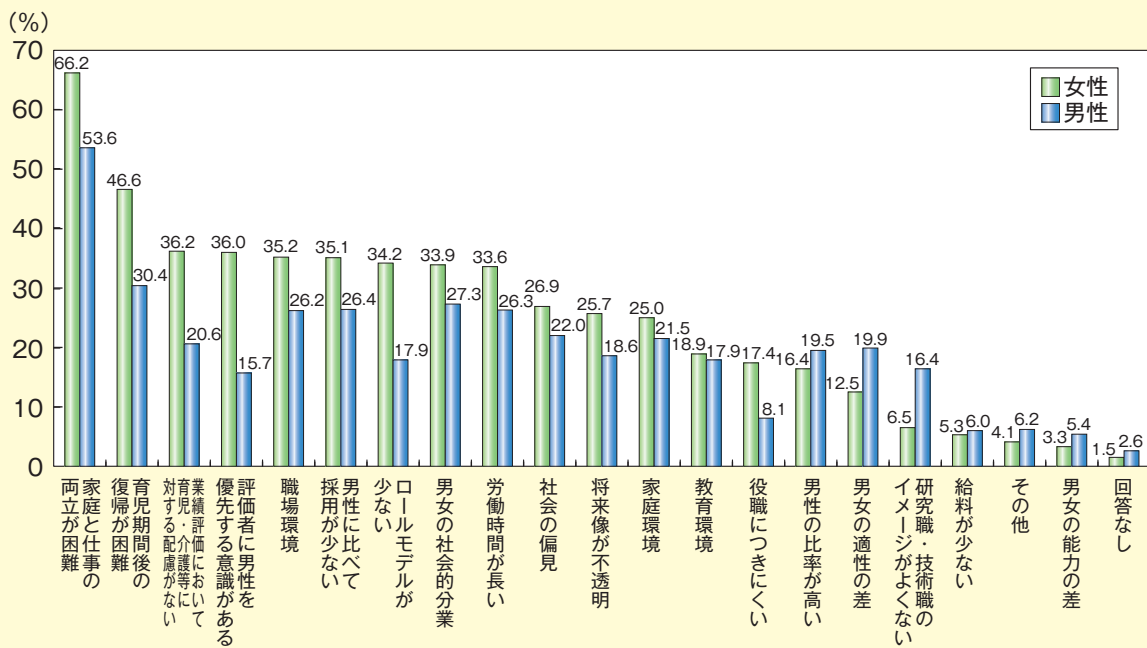
(女性研究者の所属と専攻分野)

総務省「平成23年科学技術研究調査報告」によると、研究者の所属については、男性の研究者は、企業等に所属するのは6割程度、大学等には3割程度であるが、女性研究者については、逆に大学等に

6割程度、企業等には3割程度となっている(第1-8-9図)。

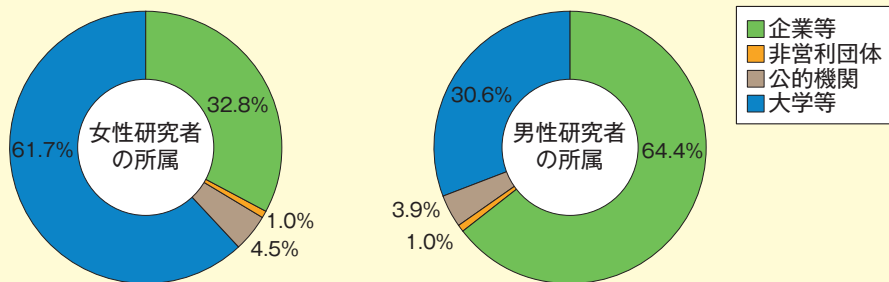
女性研究者の相当部分を占める大学等において研究に従事する女性の専門分野を見ると、平成23年3月31日現在でも、医学・歯学以外である薬学・看護学等分野においては約半数が女性研究者である一方で、工学分野の研究者に占める女性割合は8.8%、理学分野・農学分野等でも1割台にとどまっている(第1-8-10図)。また、比較的女性の研究者割合が高い分野にあっても、講師、准教授、教授と階層が上がるにつれて女性の割合が低くなるといった傾向がある(第1-8-11図)。

第1-8-8図 女性研究者が少ない理由(男女別)



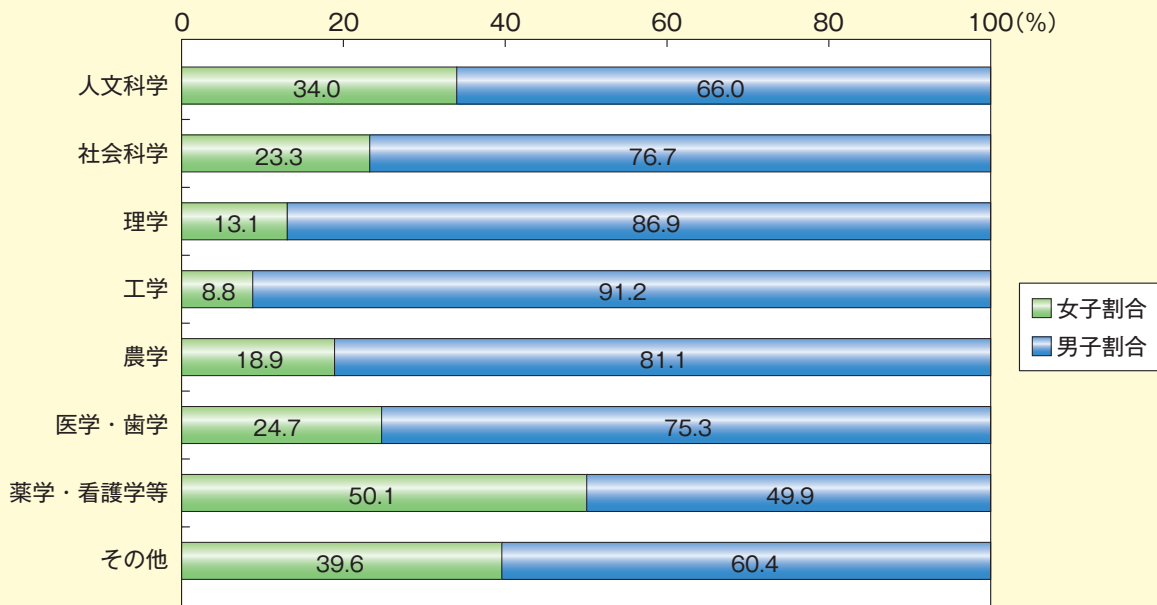
(備考) 男女共同参画学協会連絡会「科学技術系専門職における男女共同参画実態の大規模調査」(平成20年)より作成。

第1-8-9図 研究者の所属機関



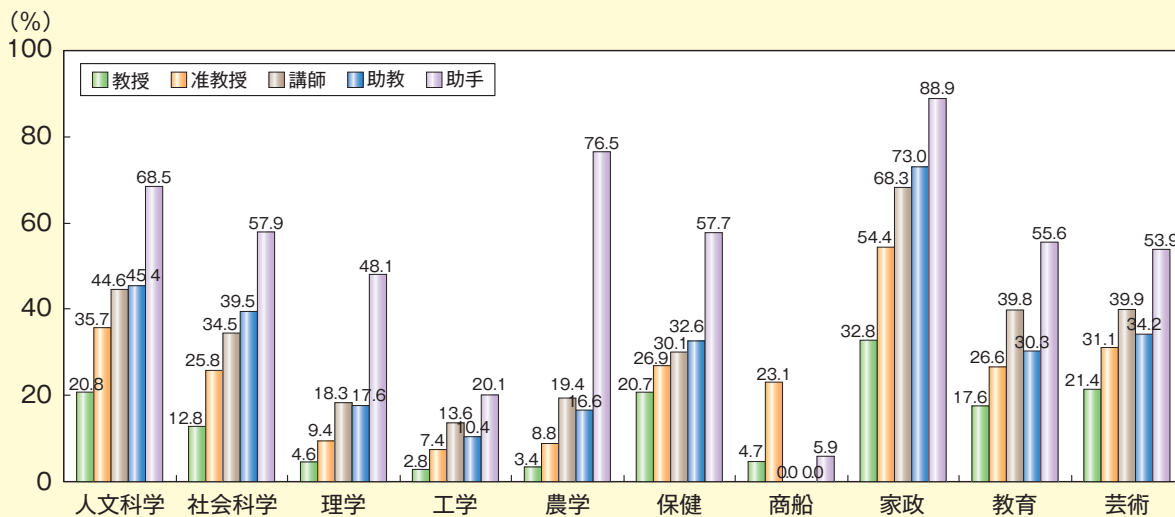
(備考) 総務省「平成23年科学技術研究調査報告」より作成。

第1-8-10図 専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（男女別）



(備考) 1. 総務省「平成23年科学技術研究調査報告」より作成。
 2. 大学等：大学の学部（大学院の研究科を含む）、短期大学、高等専門学校、大学附置研究所、大学共同利用機関等。

第1-8-11図 大学教員における分野別女性割合



(備考) 文部科学省「学校基本調査」（平成23年度）より作成。